

平成28年5月30日（月曜日）第2回定例会

○出席議員（16名）

1番	國井輝明	議員	2番	古沢清志	議員
3番	佐藤耕治	議員	4番	渡邊賢一	議員
5番	伊藤正彦	議員	6番	遠藤智与子	議員
7番	太田芳彦	議員	8番	石山忠	議員
9番	阿部清	議員	10番	沖津一博	議員
11番	辻登代子	議員	12番	工藤吉雄	議員
13番	柏倉信一	議員	14番	木村寿太郎	議員
15番	内藤明	議員	16番	杉沼孝司	議員

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	丹野敏晴	副市長
草苺和男	教育長	久保田洋子	病院事業管理者
児玉憲司	選挙管理委員会 委員長	木村三紀	農業委員会会長
菅野英行	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局長	田宮信明	政策企画課長
伊藤耕平	さがえ未来創成 課長	宮川徹	財政課長
設楽和由	税務課長	荒木信行	市民生活課長
森谷孝義	建設管理課長	安達晃一	下水道課長
原田真司	農林課長（併） 農業委員会 事務局長	辻洋一	商工振興課長
松田仁	さくらんぼ観光 課長	阿部藤彦	健康福祉課長
安達徹	高齢者支援課長	竹田浩	子育て推進課長
小畑広明	会計管理者 （兼）会計課長	軽部賢悦	水道事業所長
土屋恒一	病院事務長	山田健二	学校教育課長
高林雅彦	生涯学習課長	大沼孝一郎	監査委員
渡辺優子	監査委員 事務局長		

○事務局職員出席者

月光龍弘	事務局長	山田良一	局長補佐
渡邊拓也	総務係長	兼子拓也	総務係主事

議事日程第1号

第2回定例会

平成28年5月30日(月)

午前9時30分開議

開 会

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 〃 2 会期決定
- 〃 3 諸般の報告
- (1) 定例監査結果等報告について
- (2) 第135回山形県市議会議長会定期総会の報告について
- (3) 第68回東北市議会議長会定期総会の報告について
- 〃 4 行政報告
- (1) 市政の概況について
- (2) 平成29年度国県に対する重要事業の要望事項について
- (3) 平成27年度寒河江市土地開発公社決算及び平成28年度寒河江市土地開発公社予算について
- (4) 平成27年度一般財団法人寒河江市体育振興公社決算及び平成28年度一般財団法人寒河江市体育振興公社予算について
- 〃 5 質疑
- 〃 6 人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについて
- 〃 7 報告第3号 平成27年度寒河江市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 〃 8 質疑
- 〃 9 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(寒河江市市税条例等の一部を改正する条例)
- 〃 10 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(寒河江市都市計画税条例の一部を改正する条例)
- 〃 11 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(寒河江市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 〃 12 議第43号 平成28年度寒河江市一般会計補正予算(第1号)
- 〃 13 議第44号 平成28年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 〃 14 議第45号 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について
- 〃 15 議第46号 寒河江市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 〃 16 議第47号 寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定の締結について
- 〃 17 請願第2号 地方財政の充実・強化を求める請願
- 〃 18 議案説明
- 散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号と同じ

開 会 午前9時30分

会議録署名議員指名

- 國井輝明議長** おはようございます。  
開会に先立ちまして、このたびの平成28年熊本地震で犠牲となられました皆様の御冥福を祈り黙禱をささげたいと思います。
- 月光龍弘事務局長** それでは、御起立をお願いいたします。  
黙禱始め。  
黙禱、終わります。御着席ください。

- 國井輝明議長** 寒河江市は今、さくらんぼの実が色づき始め、「日本一さくらんぼの里」として最も輝く季節を迎えようとしております。  
当議会では、この6月定例会を「さくらんぼ議会」として開催してきており、今回で3回目を数えます。  
この「さくらんぼ議会」では、寒河江市の象徴として市民に愛されているさくらんぼを通して寒河江市を国内外にPRし、さらなる魅力を育むまちを目指すとともに、今年度からスタートした第6次寒河江市振興計画で定める将来都市像「さくらんぼと歴史が育む スマイルシティ 寒河江」を全国に発信してまいります。  
ただいまから、平成28年第2回寒河江市議会定例会を開会いたします。  
本日の欠席通告議員はありません。  
出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。  
なお、報道機関等より撮影の申し出があり、議長においてこれを許可しております。  
本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

- 國井輝明議長** 日程第1、会議録署名議員指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により議長において、4番渡邊賢一議員、14番木村寿太郎議員を指名いたします。

会 期 決 定

- 國井輝明議長** 日程第2、会期決定を議題といたします。  
本定例会の会期など議事日程につきましては、議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果について委員長の報告を求めます。工藤議会運営委員長。  
〔工藤吉雄議会運営委員長 登壇〕
- 工藤吉雄議会運営委員長** おはようございます。  
議会運営委員会における協議の結果について御報告申し上げます。  
本日招集になりました平成28年第2回寒河江市議会定例会の運営につきましては、去る5月25日、委員6名全員出席並びに関係者出席のもと議会運営委員会を開催し、協議いたしました。  
会期につきましては、提案されます議案数や一般質問通告数等を勘案し、本日から6月15日までの17日間と決定いたしました。その間の会議等につきましては、お手元に配付しております日程表のとおり決定をいたしました。  
以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます、御報告といたします。
- 國井輝明議長** お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のと  
 おり決定することに御異議ありませんか。  
 (「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。  
 よって、会期は本日から6月15日までの17日  
 間と決定しました。

第2回定例会日程

平成28年5月30日(月)開会

月 日	時 間	会 議		場 所
5月30日(月)	午前9時30分	本 会 議	開会、会議録署名議員指名、会期決定、諸般の報告、行政報告、質疑、人権擁護委員候補者推薦、報告、質疑、議案・請願上程、同説明	議 場
5月31日(火)		休 会 ( 議 案 調 査 )		
6月1日(水)		休 会 ( 議 案 調 査 )		
6月2日(木)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
6月3日(金)		休 会 ( 議 案 調 査 )		
6月4日(土)		休 会		
6月5日(日)		休 会		
6月6日(月)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
6月7日(火)		休 会 ( 議 案 調 査 )		
6月8日(水)		休 会 ( 議 案 調 査 )		
6月9日(木)	午前9時30分	本 会 議	質疑、予算特別委員会設置、委員会付託	議 場
	本会議終了後	予算特別委員会	開会、議案説明、質疑、分科会分担付託	議 場
	予算特別委員会終了後	総務産業常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第2会議室
6月10日(金)	午前9時30分	厚生文教常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第4会議室
		総務産業常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第2会議室
6月11日(土)		休 会		
6月12日(日)		休 会		
6月13日(月)		休 会 ( 事 務 処 理 )		
6月14日(火)		休 会 ( 事 務 処 理 )		

6月15日(水)	午前9時30分	予算特別委員会	分科会委員長報告、質疑・ 討論・採決、閉会	議 場
	予算特別委員会 終了後	本 会 議	議案・請願上程、委員長報 告、質疑・討論・採決、閉 会	議 場

## 諸 般 の 報 告

○**國井輝明議長** 日程第3、諸般の報告であります。

(1) 定例監査結果等報告について、(2) 第135回山形県市議会議長会定期総会の報告について、(3) 第68回東北市議会議長会定期総会の報告については、お手元に配付しておりますプリントによって御了承願います。

## 行 政 報 告

○**國井輝明議長** 日程第4、行政報告であります。

(1) 市政の概況について、(2) 平成29年度国県に対する重要事業の要望事項について、(3) 平成27年度寒河江市土地開発公社決算及び平成28年度寒河江市土地開発公社予算について、(4) 平成27年度一般財団法人寒河江市体育振興公社決算及び平成28年度一般財団法人寒河江市体育振興公社予算について市長から報告を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○**佐藤洋樹市長** おはようございます。

まずもって、4月14日以降発生しております熊本地震でお亡くなりになられました方々、被災された皆様に心からお悔やみとお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興を願ってやみません。

それでは、平成28年第2回定例会の開会に当たりまして、3月定例会以降、今定例会までの主な市政の概況について御報告を申しあげたいと思います。

今定例会は、先ほど國井議長からお話しありましたがさくらんぼ議会ということであります。来る6月1日には観光さくらんぼ園が開園して、いよいよ寒河江市のおいしいさくらんぼを多くの皆様に楽しんでいただける、そういう季節になってまいりました。

さくらんぼの作柄状況を申しあげる前に、まず本市のブランド米づくりについて申しあげたいと思います。

去る3月14日に開催されました平成27年度山形の米日本一推進運動食味コンクール表彰式におきまして、つや姫の部で西根の犬飼俊一氏が、またはえぬきの部で高屋の武田伊之氏が最優秀賞の県知事賞を獲得されました。

市内農家の方が受賞されますのは、つや姫については4年連続、はえぬきは初めての受賞ということでございます。紅秀峰と並ぶ本市の揺るぎない大きな看板になったものというふうに思います。心からうれしく思っているところでございます。

さて、ことしのさくらんぼの作柄について申しあげたいと思います。

今年は例年になく少ない降雪で、雪解けが早く、また春から続いた温暖な気候により開花期が平年より9日も早く、昨年よりも4日程度早くなっているようでございます。4月12日の降霜によって一部中山間地域などから被害の報告がございましたが、市全体としては順調な生育状況となっているところでございます。

去る5月18日に実施された西村山管内での調査によりますと、市内における1短果枝当たりの着果数は1.92と平年の1.7を上回っており、収穫量は平年並みで、昨年よりやや多くなると

見込まれているところでございます。

なお、5月23日に実施された県のさくらんぼ作柄調査の結果によりますと、収穫量は県全体ではやや多いと発表されております。市内でも園地によっては摘果作業が必要な場合もありますので、関係機関と連携し、高品質な生産に努めていただきたいと思いますところでございます。

一方、消費宣伝の取り組みといたしましては、去る4月20日から2日間、東京都内でトップセールスを行ってまいりましたが、初日には板橋の花弁市場で母の日に合わせて寒河江産のバラのセールスを、そして2日目には大田市場でハウスさくらんぼのセールスを行い、また山形県のアンテナショップでは、修学旅行中の陵東中学校の生徒たちと一緒にさくらんぼのPRも行ってきたところでございます。

今後とも、さくらんぼのみならず、本市の特産品であるバラなどについても全国に大いに発信をして、関係の皆さんとともに産地間競争を勝ち抜いていきたいというふうに考えているところでございます。

また、さくらんぼの輸出につきましては、これまで関係団体、生産者団体とともに取り組み、台湾やマレーシアに向けて輸出を展開してまいりましたが、今後さらなる輸出量の拡大と販路開拓に向け、去る3月30日に寒河江市海外輸出推進協議会が設立いたしました。これにより生産体制の確保と良質なさくらんぼ輸出に向け、大いに弾みがつくものと期待しているところでございます。

次に、景気・雇用情勢について申し上げます。

国の5月の月例経済報告では、景気はこのところ弱さも見られるが、緩やかな回復基調が続いているとして、4月の報告と同様の内容となっております。

山形労働局発表の3月の県内有効求人倍率は原数値であります1.26倍、ハローワーク寒河

江管内で1.01倍、寒河江市内に限りますと1.22倍で、前月比0.08ポイント増となっております。1倍を超える高い水準となっております。中でも寒河江市内の正社員に係る有効求人倍率は0.88倍と、全国平均の0.83倍、県平均の0.71倍を上回っております。

また、3月末時点での西村山管内高校新卒者の就職内定率は100%で、5年連続100%を達成しているところでございます。

また、中央工業団地への企業誘致につきましては、今年度に入り外食産業へ業務用食品・資材の販売卸を行っている酒田市に本社のある会社と4月27日に分譲契約を締結いたしました。県内陸部の営業エリア拡大に伴う拠点整備のため交通の要衝地である寒河江中央工業団地に事務所、倉庫が新築されることになり、ことしの11月にも営業開始の予定とのことでございます。

今後とも関係機関と連携を図りながら、引き続き企業誘致活動に積極的に取り組み、効果的な本市の雇用対策を推進してまいりたいと考えているところでございます。

次に、市立病院について申し上げます。

市立病院におきましては、近年の自治体病院を取り巻く医療環境の変化に迅速かつ柔軟に対応していくため、今年度4月から新たに病院事業管理者を任命して、地方公営企業法の全部適用に移行いたしました。これまで市長の有していた組織体制や人事に関する権限、資産の取得、処分や契約の締結、予算原案の作成など、経営に関する権限を管理者に集中させることで経営責任を明確にして、利用者サービスの向上と経営の健全化に向けて取り組むことといたしました。

今後とも地域住民にとって身近な医療機関として、超高齢社会に対応した市民に信頼される病院を目指してまいります。

次に、子育て関連事業について申し上げます。まず、今年度から新たにスタートいたしまし

た寒河江型ネウボラの取り組みでございます。ネウボラとは、フィンランド語でアドバイスという意义でございますが、市では安心して妊娠・出産・育児ができるよう、一貫した切れ目のない支援を行うために総合的な相談拠点としてハートフルセンター内に子育て世代包括支援センターを設置いたしました。専任の保健師1人を母子健康コーディネーターとして配置をして、母子健康手帳の交付申請時から妊産婦の一人一人の状況を継続的に把握し、相談・助言を行い、支援していくことにしております。

また、産後ケアの支援として、出産後の体調や育児に関する悩みや不安がある方、授乳指導や疲れの回復が必要な方などの負担を軽減するため、市内産婦人科医院でショートステイや日帰りのデイケアなどのサービスを提供してまいることしております。

5月27日現在で、母子健康手帳の交付件数は49件となっております。産後ケアを含め、必要な方が適切にサービスを受けることができるよう制度の周知を図っていくとともに、妊産婦の状況把握と信頼関係の構築に努めてまいります。

次に、寒河江中部小学校区の放課後児童クラブであります第三わんぱくクラブは、平成26年度に整備をした第一、第二わんぱくクラブに続き、同じ六供町の敷地内に新たな施設が完成して、3月26日に移転いたしました。

また、三泉小学校区と醍醐小学校区にそれぞれ4月から新たに小学校内に放課後児童クラブを開設したところでございます。

これにより、4月現在で市内9小学校区に12クラブと相なりまして、合計で500名を超える児童に利用されているところでございます。

今後とも安心して子供を産み育てることができる環境づくりと仕事と子育ての両立支援のために、引き続き放課後児童クラブの施設整備と保育体制の充実を図ってまいります。

また、最上川ふるさと総合公園内のさがえっ

こ冒険ファンタジーランドに大型遊具の整備事業を実施しておりますが、チェリンの塔、ターザンロープ、ミニシーソー、ロッキング遊具が完成し、4月22日にオープニングセレモニーを行ったところでございます。

今後も幼児から小学生までの幅広い年齢層が楽しめる遊具を設置して、子供たちの健やかな成長を育むとともに最上川ふるさと総合公園のさらなる魅力アップを図ってまいります。

以上、3月定例会以降の主な市政の概況を申しあげましたが、今後とも議員各位の御理解と御協力を賜りながら市政の運営に努めてまいりますので、よろしくお願い申しあげる次第でございます。

次に、平成29年度国県に対する重要事業の要望事項について御報告を申しあげます。

国県に対する重要事業の要望事項につきましては、全体で44件でございますが、内容につきましては去る5月20日の議会全員協議会で御協議をいただき、いただいた御意見を踏まえてお手元の別冊資料のとおり取りまとめたところでございます。

詳細につきましては、議会全員協議会で御説明を申しあげておりますので、それにより御報告にかえさせていただきますと存じます。

次に、平成27年度寒河江市土地開発公社決算及び平成28年度寒河江市土地開発公社事業予算について御報告申しあげます。

初めに、平成27年度事業報告並びに決算でございますが、委託事業においては箕輪分館建設用地の取得並びにチェリークア・パーク整備用地ののり面用地及びチェリーランド地内国有地などを処分しております。

また、自主事業においては、寒河江中央工業団地再拡張用地造成事業で民有地の取得及び造成工事などを行うとともに3区画を処分しております。

住宅団地につきましては、醍醐住宅団地1区

画を処分し、完売いたしました。

この結果、収益合計では2億4,898万3,251円、費用合計では2億8,025万8,463円となり、3,127万5,212円の当期純損失となっております。

次に、平成28年度の事業計画及び予算について申し上げます。

土地開発公社の設立目的と役割を認識し、委託事業並びに自主事業を推進することにしております。特に公社保有地の処分に重点を置くとともに、寒河江中央工業団地第4次用地造成事業については、引き続き企業の立地動向を見きわめながらオーダーメイド方式により進めていくこととしております。

これに伴う収益的支出予算として、27億6,225万6,000円を、また資本的支出として46億2,072万2,000円をそれぞれ計上したところでございます。

なお、詳細につきましてはお手元の別冊資料のとおりでございます。

次に、平成27年度一般財団法人寒河江市体育振興公社決算及び平成28年度一般財団法人寒河江市体育振興公社予算について御報告申し上げます。

平成27年度につきましては、指定管理者として各種スポーツ教室の開催やスポーツ講習の指導要請にも積極的に応えるとともに、寒河江市総合スポーツクラブ「アスポーツさがえ」の運営支援を行いながら、生涯スポーツの普及振興に努めてきたところでございます。

その結果、利用者数は約13万6,700人、冬季収入合計は6,580万1,000円、冬季支出合計6,645万2,000円となり、冬季収支差額としてマイナス65万1,000円、次期繰越収支差額として267万円が計上されているところでございます。

また、平成28年度につきましては、指定管理者として各施設の管理運営業務を円滑に行い、市民がスポーツに親しむ機会を多く提供するため、予算総額6,466万9,000円を計上したところ

でございます。

なお、詳細につきましてはお手元の別冊資料のとおりでございます。

以上の2件につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により御報告申しあげるものでございます。

以上でございます。

## 質 疑

○**国井輝明議長** 日程第5、行政報告についての質疑であります。後日行われます一般質問の通告内容等と重複しないよう、議員において配慮されますようお願いいたします。

ただいまの行政報告中、(1) 市政の概況について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、(2) 平成29年度国県に対する重要事業の要望事項について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、(3) 平成27年度寒河江市土地開発公社決算及び平成28年度寒河江市土地開発公社予算について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、(4) 平成27年度一般財団法人寒河江市体育振興公社決算及び平成28年度一般財団法人寒河江市体育振興公社予算について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

## 人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについて

○**国井輝明議長** 日程第6、人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについてを議題といたします。

本件については、お手元に配付しております

文書のとおり委員候補者2名の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市長より意見を求められております。

お諮りいたします。

これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、人権擁護委員の候補者の推薦については市長の諮問のとおり同意することに決しました。

## 議案上程

- 國井輝明議長** 日程第7、報告第3号平成27年度寒河江市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

## 議案説明

- 國井輝明議長** 市長から説明を求めます。佐藤市長。

[佐藤洋樹市長 登壇]

- 佐藤洋樹市長** 平成27年度補正予算で繰越明許の取扱いをとりました報告第3号平成27年度寒河江市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを御説明申し上げます。

報告第3号は、国の地方創生加速化交付金を活用して実施するまち・ひと・しごと創生事業費や山西米沢線整備事業費など7億3,029万9,000円を平成28年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告申し上げるものでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

## 質疑

- 國井輝明議長** 日程第8、これより質疑に入ります。

報告第3号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

## 議案上程

- 國井輝明議長** 日程第9、承認第1号専決処分の承認を求めることについて(寒河江市市税条例等の一部を改正する条例)から日程第17、請願第2号地方財政の充実・強化を求める請願までの9案件を一括議題といたします。

## 議案説明

- 國井輝明議長** 日程第18、議案説明であります。市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

[佐藤洋樹市長 登壇]

- 佐藤洋樹市長** 初めに、承認第1号、承認第2号及び承認第3号専決処分の承認を求めることについて、3件とも関連がございますので一括して御説明申し上げます。

いずれも地方税法等の一部を改正する法律が、平成28年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、専決処分を行ったものでございます。

市税条例等の改正内容は、太陽光や風力などの再生可能エネルギーを利用した発電設備の固定資産税について、その課税標準の特例措置を追加するものなどございます。

また、都市計画税条例の改正内容は、地方税法等の改正に伴う条項ずれを整備したものでございます。

また、国民健康保険税条例の改正内容につきましては、国民健康保険税の基礎課税分及び後期高齢者支援金等に係る課税限度額を引き上げるものなどございます。

以上、3案件について、議会を招集する時間

的余裕がなく急を要しましたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものでございます。御承認くださいますようお願い申し上げます。

次に、議第43号平成28年度寒河江市一般会計補正予算（第1号）についてを御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、女性が活躍するための職場環境づくりを推進する雇用対策事業費や陵南中学校の教室等の床を改修する中学校管理事業費等を追加するものでございます。

その結果、歳入歳出それぞれ1,830万2,000円を追加し、予算総額を173億9,830万2,000円とするものでございます。

第2表地方債補正については、中学校施設整備事業債を追加するものでございます。

次に、議第44号平成28年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、国民健康保険運営の県単位化に向けて準備するためのシステム改修に伴う一般管理費を追加するものでございます。その結果、歳入歳出それぞれ31万4,000円を追加し、予算総額を48億9,401万1,000円とするものでございます。

次に、議第45号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

医師の非常勤職員報酬日額の改定に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第46号寒河江市水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

取水地点等の変更による事業の変更が認可されたことに伴い、給水人口及び給水量について所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第47号寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定の締結に

ついてを御説明申し上げます。

浄化センターの最終沈殿池設備の建設工事の協定を締結いたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものでございます。

以上、5案件を御提案申し上げましたので、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

散 会 午前10時03分

○國井輝明議長 本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

平成28年6月2日（木曜日）第2回定例会

○出席議員（16名）

1番	國井輝明	議員	2番	古沢清志	議員
3番	佐藤耕治	議員	4番	渡邊賢一	議員
5番	伊藤正彦	議員	6番	遠藤智与子	議員
7番	太田芳彦	議員	8番	石山忠	議員
9番	阿部清	議員	10番	沖津一博	議員
11番	辻登代子	議員	12番	工藤吉雄	議員
13番	柏倉信一	議員	14番	木村寿太郎	議員
15番	内藤明	議員	16番	杉沼孝司	議員

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	丹野敏晴	副市長
草苺和男	教育長	児玉憲司	選挙管理委員会 委員長
木村三紀	農業委員会 会長	菅野英行	総務課長（併） 選挙管理委員会 局長
田宮信明	政策企画課長	伊藤耕平	さがえ未来創 成課長
宮川徹	財政課長	設楽和由	税務課長
荒木信行	市民生活課長	森谷孝義	建設管理課長
安達晃一	下水道課長	原田真司	農林課長（併） 農業委員会 事務局局長
辻洋一	商工振興課長	松田仁	さくらんぼ観 光課長
阿部藤彦	健康福祉課長	安達徹	高齢者支援課長
竹田浩	子育て推進課長	小畑広明	会計管理者 （兼）会計課長
軽部賢悦	水道事業所長	土屋恒一	病院事務長
山田健二	学校教育課長	高林雅彦	生涯学習課長
大沼孝一郎	監査委員	渡辺優子	監査委員 事務局局長

○事務局職員出席者

月光龍弘	事務局長	山田良一	局長補佐
渡邊拓也	総務係長	兼子拓也	総務係主事

議事日程第2号 第2回定例会  
 平成28年6月2日(木) 午前9時30分開議

再開  
 日程第1 一般質問  
 散会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

### 一般質問

再開 午前9時30分

○**國井輝明議長** おはようございます。  
 ただいまから本会議を再開します。  
 本日の欠席通告議員はありません。  
 出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。  
 本日の会議は、議事日程第2号によって進めてまいります。

○**國井輝明議長** 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に質問を許します。質問時間は、1議員につき答弁時間を含め60分以内となっておりますので、質問者は要領よくかつ有効に進行されますようお願いいたします。

この際、執行部におきましても、答弁者は質問者の意をよく捉えられ、簡潔にして適切に答弁されるよう要望します。

#### 一般質問通告書

平成28年6月2日(木)

(第2回定例会)

番号	質問事項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
1	防火水槽及び消火栓について	(1) 市内の防火水槽及び消火栓の状況 (2) 借地等、用地確保の状況 (3) 今後の整備方針	10番 沖津一博	市長
2	高齢者の運転免許の自主返納について	(1) 本市における高齢ドライバーの状況と事故の関連性 (2) 県内及び本市における運転免許自主返納の状況 (3) 自主返納にかかる支援制度の県内市町村の取り組みについて (4) 本市の支援体制の現状と今後の方		市長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
3	市政について	向性 第6次寒河江市振興計画の推進と市長 選出馬について		市 長
4	防災対策について	(1) 山形盆地断層帯の調査等について (2) 防災対策の現況について	6番 遠藤 智与子	市 長
5	奨学金制度の創設 について	(1) 県の若者定着奨学金返還支援事業 について (2) 本市独自の奨学金制度の創設につ いて		市 長 教 育 長
6	暮らしやすいまち づくりのために	指定ゴミ袋について		市 長
7	主要地方道天童大 江線の渋滞緩和に ついて	(1) 4車線化について (2) 天童寒河江間の新たな橋梁整備に ついて	9番 阿 部 清	市 長
8	道路整備計画につ いて	(1) 落衣島線のほなみ団地から陵東中 学校までの区間の早期整備について (2) 下釜山岸線の国道112号までの 延長について		市 長
9	狭隘道路の雪対策 について	(1) 市内の消雪道路の状況について (2) 狭隘道路の除雪について		市 長
10	さくらんぼのブラ ンド力向上につい て	(1) 生産性向上支援 (2) 販売戦略について (3) 海外展開について	3番 佐藤 耕 治	市 長
11	農業機械及び施設 への支援について	(1) 機械の導入支援 (2) 支援対象施設の拡大		市 長
12	遊休地対策と農地 の団地化について	(1) 遊休地の現状 (2) 遊休地の利活用策 (3) 遊休地対策について (4) 農地の団地化の方向性 (5) 農地中間管理機構と農業委員の関 わりについて (6) 農地利用最適化推進委員の役割		農業委員会会長
13	自主防災組織につ いて	(1) 熊本地震と本市の防災対策 (2) 自主防災組織の現状 (3) 課題と今後の対応策	5番 伊藤 正 彦	市 長
14	慈恩寺振興のため	(1) 活性化のための地元団体と行政の		市 長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
	の組織について	連携 (2) 現在の進捗状況及び課題対応策 (3) 慈恩寺振興室（仮称）等の支援窓口の一本化について		

## 沖津一博議員の質問

○**國井輝明議長** 通告番号1番から3番までについて、10番沖津一博議員。

○**沖津一博議員** おはようございます。

今回の熊本県を中心とした大きな地震においてお亡くなりになりました方、改めて御冥福をお祈り申しあげたいと思います。ともに被災された全ての皆様に心よりお見舞いを申しあげます。一日も早い終息と一日も早い復旧・復興を願っているところであります。

さて、6月といえば、寒河江にとりまして一番にぎわうよい季節になりました。ことしもおいしいくらんぼができたと聞いております。県内外から多くの皆様においでをいただき、昨年以上のにぎわいになっていただきたいと思っているところであります。

早速ですが、質問に入らせていただきます。

通告番号1番、防火水槽及び消火栓について伺います。

防火水槽及び消火栓の用地については、その多くは賃貸借契約や使用貸借契約が締結されておらず、土地所有者と町会との口約束だけで借用している案件が多いことから、土地所有者が代がわりした後に撤去を求められることがあり、一部の土地所有者は、土地利用を我慢しなければならず不満を持っており、市としては、新たに設置しても耐用年数前でも撤去せざるを得ない可能性があります。

本来は用地を取得すべきであり、できない場合は賃貸借契約や使用貸借契約を締結すべきと

思います。

そこで、昨年12月にも柏倉議員が数については質問しておりましたが、改めて本市における防火水槽及び消火栓の数を伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 昨年12月の質問でお答えをしておりますけれども、防火水槽及び消火栓の数については、若干変動がございますので、ことしの3月末現在の数字を申しあげますが、防火水槽は419基、消火栓は705基というふうになっております。

○**國井輝明議長** 沖津議員。

○**沖津一博議員** 防火水槽は419基ということがあります。大変多い数だなというふうに思うわけですが、そのうち、公共用地内のもの、あるいは賃貸借契約や使用貸借契約のあるもの、未契約のものの内訳を教えていただきたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 公共用地内の設置数については、防火水槽が87基、消火栓は532基というふうになっております。

これは昨年12月の議会でも御答弁申しあげましたが、防火水槽、消火栓の設置の場所については、地元の町会のほうで御検討いただいて、そして、土地の所有者の方から承諾をいただいた後に市が設置工事を行っているというのが一般的でございます。そういう意味で、口頭による使用貸借がなされているということでございます。

そうした私有地に設置されている数というのは、防火水槽が332基、消火栓は173基というふ

うになっているところであります。

○**國井輝明議長** 沖津議員。

○**沖津一博議員** 防火水槽のほうは、私有地では332基と、そのうち、ほとんどが口約束といたしますか、締結しているのではないかなと思います。

防火水槽及び消火栓に係る借地料の現状というのは、現在、どのようになっているのかお尋ねしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** ただいま御答弁申しあげましたとおり、土地所有者からの御協力をいただいて口頭による使用貸借がなされているということですので、市としては、この借地料についてはお支払いしていないという状況でございます。

○**國井輝明議長** 沖津議員。

○**沖津一博議員** 契約もほとんどなされていない、借地料も払われていないということでもありますけれども、やはり半永久的なものでありますし、例えばおじいちゃんの時代にいいよということで許可したのも、いろいろ時代が変わって世代が交代になれば、ちょっと「何でうちの土地だけただで貸しておがんないんだべ」みたいなこともあるかと思っておりますので、いろんな問題があるのではないかなと思います。

今後、消火栓や防火水槽の整備について少しは変えていかなければならないのではないかなと思いますけれども、今後の方針について伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 防火水槽、それから消火栓の整備については、消防に必要な水利の基準に基づいて整備をしている状況であります。

防火水槽についてはこれまで地域輪番で順番に回って毎年、1基ずつ設置をしている状況でありまして、昨年度が白岩地区、そして、今年度が醍醐地区に設置をする予定になっておりま

す。

この地域輪番制、一応平成29年で一巡をいたしますので、来年度まで継続して行うという予定にしております。

また、消火栓についても、防火水槽が設置できない場所でありまして、住宅密集地などに基準に基づいて整備をしてみたいというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 沖津議員。

○**沖津一博議員** そうですね、来年度まで整備を行うということでもありますけれども、これからつくる際にはできるだけ公共用地内につくるとか、公園とか、そういったところに進めていただければと思うわけであります。

それで、消火栓や防火水槽の用地の確保について、先ほども言いましたけれども、できるだけ公共用地に進めていただくような考えが用地の確保について、今後の方針を伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 防火水槽、それから消火栓の設置場所については、先ほどから申しあげておりますとおり、地域を守るという意味で町会長さんをお願いをして選定をさせていただいているという経緯もあるわけではありますが、御指摘のとおり、世代交代などもあって撤去に関する問い合わせも若干ではありますが出てきている状況であり、その確保に苦慮しているところがございます。

そういったことから、用地の確保については、できるだけ官地を選定していきたいというふうに考えておりますが、やむを得ず私有地の中に設置せざるを得ないという場合については、使用貸借契約書の取り交わしについて進めていかなければならないというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 沖津議員。

○**沖津一博議員** ありがとうございます。できる

だけ賃貸借契約などしっかりとしたものをつなぐことで今後、進めていただきたいというふうに思っております。

貯水槽というのは、農業用水が流れていない冬期間でありますとか、あるいは断水したときなどは非常に必要不可欠なものでありますし、個人の善意により土地を提供していただいておりますわけですが、行政としていつまでも借りっ放しというのはいかないのではないかとこのように思いますし、市民の生命、財産を火災から守り安全に暮らせるために、今後、しっかりとした体制をつくっていただきたいなということを申し上げておきたいと思っております。

次に、通告番号2番、高齢者の運転免許自主返納について伺います。

以前は高齢者が事故の被害者となり犠牲となり多くの方が命をなくされてきました。最近の報道を見ておきますと、高齢者ドライバーが加害者となる交通事故が増加しております。片側2車線を逆走したり、ブレーキ、アクセルの踏み違い、あるいは体調不良により意識がなくなるなどさまざまな事故が全国的に起こっております。

そこで、各自治体では免許自主返納された方に支援を行っているところもあるというふうに聞いております。

そこで、寒河江市における高齢者ドライバーの実態と事故の傾向について伺いたいと思っております。

○**国井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** まず、少し県全体のお話をさせていただいてから寒河江市の状況などもお話をしたいと思っておりますが、平成27年12月末現在で県内の運転免許保有者数というのは77万4,789人ということになっております。このうち65歳以上の高齢者の方は19万3,367人ということで、保有者数全体の25%というふうになっております。

一方、寒河江市内の運転免許保有者数は2万9,289人です。このうち65歳以上の方が7,268人ということで、保有者全体の24.8%ということで、県平均とほぼ同じ状況になっているところでございます。

また、交通事故の発生状況であります。県内では、27年が6,446件ということで、このうち65歳以上の高齢ドライバーによる件数は1,353件ということで、全体の21%を占めている状況でございます。これは10年前の平成17年には14.7%でありましたから、高齢ドライバーによる交通事故の割合が高まってきているという状況であります。

一方、寒河江署管内の27年の交通事故発生件数は426件でありました。このうち、高齢ドライバーによる件数が101件と全体の23.7%でございます。これは10年前は17.5%でしたので、県全体の傾向と同じようにふえているという状況にあります。

県警本部によりますと、高齢ドライバーの交通事故の特徴として9月から12月にかけての事故が多いということ、それからまた、午前9時から正午にかけての事故が多いということが挙げられているところであります。

また、事故の違反種別としては、先ほど御質問にもあったかと思いますが、前方不注意、安全不確認、一時不停止などが多いというふうになっております。一般的にですけれども、聴力とか視力、それから一瞬の判断力、それから反応動作などが加齢によって低下していくと言われておりますし、全国的に御指摘があったような高齢ドライバーによる高速道路での逆走でありますとか、ひき逃げなど重大事故の発生というのが伝えられている、そういう状況にあるかというふうに認識をしております。

○**国井輝明議長** 沖津議員。

○**沖津一博議員** 寒河江市でも全国的にふえております高齢ドライバーの事故と、パーセント的

にはそんなに変わりなく101件の交通事故が高齢者によって寒河江市内でも起きているということでありました。

次に、県内及び本市における免許自主返納の現状について伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 27年中、これは1月から12月までという意味ですが、県内では2,435名の方が自主返納されております。そのうち、高齢者の方が2,323人ということで、パーセンテージでは95.4%というふうになっております。これは高齢免許保有者全体の1.26%になっているところでありまして。この自主返納される件数、今、27年申しあげましたが、25年が1,198件、26年が1,762件ということで年々ふえている状況にあります。

一方、寒河江市で自主返納された方、平成27年で77人というふうになっております。うち、高齢者が74人ということで96%になっております。高齢免許保有者全体の1.01%というふうになってございます。

また、25年が35件、26年が50件ということで、寒河江市の場合も年々増加しているという状況にあります。

○**國井輝明議長** 沖津議員。

○**沖津一博議員** 高齢者の方で自主返納される方が年々ふえているということで、徐々に倍ぐらいになってくのではないかなというふうに思っているところでありまして。

そこで、自主返納に係る県内及び本市における支援制度の取り組みはどのような状況になっているのかお聞かせいただきたいと思っております。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** これは27年度の状況でありますけれども、県内13の市町で自主返納者に対する支援事業というのを実施しているというふうに聞いております。内容としては、民間のバスやタクシー利用料金の一部助成でありますとか、

市営、町営バスの利用料金への助成などが主な内容になっているようでございます。そのほか、事業所などで県内全域を対象にして、例えば県ハイヤー協会などによる運賃の1割引きサービスとか、山交バスによるシルバー定期券購入時の1,000円割引サービスなどが行われているというふうに聞いております。

○**國井輝明議長** 沖津議員。

○**沖津一博議員** 各自治体でもいろんな支援を行っているということでありまして。本市の支援制度の一環としてデマンドタクシーや市内の循環バスの活用などを支援するなど、さまざまな支援が考えられるというふうに思いますけれども、今後、寒河江市としての支援の方向はどのようなことを考えておられるのかお伺いしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 今、沖津議員から御指摘ありましたとおり、寒河江市におきましては、1つは、平成24年度からデマンドタクシーを運行開始をさせていただいております。また、ことしの1月から、これは実証運行という段階でありますけれども、市内循環バスの実施を試みているという状況にあつて、交通手段を持たない高齢者、あるいは市民の皆さんの足として御利用いただいているところでございますが、一方でその運転に不安を持つ高齢ドライバー、あるいはその家族の方々のために運転免許証の自主返納についても、直接的に支援というのにも必要になってきている状況にあるのではないかとこのように思っているところでございます。

○**國井輝明議長** 沖津議員。

○**沖津一博議員** 市内循環バスの実証運行もなされているわけでありましてけれども、見ますと、なかなか利用客が少ないようなことも感じられますので、ぜひこういった自主返納の方などに支援をしていただければなというふうに思います。

交通事故を減らし、高齢ドライバーの方が加害者とならないように行政もしっかりと支援をし、さらに返納しやすい環境づくりなどにも取り組んでいただければというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、通告番号3番、市政について伺ひたいと思ひます。

佐藤市長は平成21年就任以来、7年半にもわたり地域座談会などを通し市民の声に耳を傾け、多くの仕事をこなされてまいりました。中でも中学校給食の実現や室内運動場チェリーナさがえの新築、あるいは子供の医療費無料化の年齢拡大など、さらにはさくらんぼなどの海外輸出、住宅建築推進事業など地域活性化にも取り組んでまいりました。さらに、財政健全化にも取り組まれ大きな成果を上げてこられました。この御努力に対しまして心から敬意を表するものであります。

また、今年度から実施されましたまちづくりの基本方針として、第6次寒河江市振興計画を策定され、「さくらんぼと歴史が育む スマイルシティ 寒河江」、将来都市像を10年先を見据えつくられたところであります。

この振興計画を着実に実行し、笑顔あふれる輝く潤いのあるまちにするため、市長のお力は欠かせないと思ひます。

また、多くの市民の皆様が佐藤市長の3選を望んでおります。ここで、ことし12月に実施されます市長選に三たび挑戦され、引き続き市政を担っていただき寒河江市の発展に御尽力をいただきたいと思ひますが、御見解を伺ひたいと思ひます。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** ただいま沖津議員から、私のこれまでの市政の取り組みに対して身に余る評価をいただきまして、まことに恐縮に存じております。

私は、佐藤誠六前市長の勇退を受けた平成20

年12月21日実施の市長選挙で「みんなの力で寒河江の未来をつくろう」をスローガンとして初当選をさせていただき、翌平成21年1月20日から市政を担わせていただきました。以来、お示しをした公約については、毎年、その達成状況について自己検証しつつ、実現に向けて誠心誠意努めてまいったところでありますが、これも市民の皆様、そして、議員各位の御理解、御協力をいただきここまで取り組みを進めることができましたというふうに思っているところであります。

これまで地域座談会や市民100人評価委員会、そして、振興計画づくりのためのワークショップ、市長への手紙、子ども議会の開催などさまざまな機会を通して市民の声を幅広くお聞きし、市政に反映する取り組みを行ってまいったところであります。市民の望むところを捉え、新たな課題にも柔軟に、そして、果敢に挑戦をして市民とともに、そして、市民主役のまちづくりを進めてきたというふうに思っているところであります。

現在は2期目の最終盤に向かって、公約実現の検証作業を進めている段階でございますが、危惧される将来の人口減少予想に何とか歯どめをかけるべくさがえ未来創成戦略を昨年10月に策定をして、そして、ただいま御指摘がありましたとおり、新たな10年計画となる第6次の寒河江市振興計画をこの2月に策定をさせていただいて、それらの目標の実現に向けて全職員とともに鋭意取り組みを進めているところでございます。

市政を担わせていただいております7年4カ月が経過をし、改めて将来の寒河江市のあるべき姿を思い描き、さらなる発展に結びつけることが肝要と思っております。

寒河江には他に誇れるものが数多くございます。慈恩寺に代表される歴史と文化、美しい景観と清流、そして、日本一のさくらんぼとつや

姫、産業と雇用のかなめとなる工業団地とすぐれた人材、豊かな人情、市民の地域づくりやまちづくりへの情熱などなど、これらの宝をもっともっと存分に生かして、来て楽しく、住んで幸せな寒河江をつくり上げていくにはどうすべきなのか、常に思いをめぐらしているところでございます。

沖津議員からは、第6次寒河江市振興計画を推進するには続投が不可欠であるとのまことにありがたいお言葉を頂戴いたしました。また、先般、市民の皆様や後援会の皆様から、夢と希望の持てる元気な寒河江市の実現のために引き続き市政を担ってほしいとの温かい言葉もいただいたところであります。

このことについては、熟慮する十分な時間が必要であることは承知をしております。市政を担わせていただいている現職の身としては、今後について速やかに態度をはっきりさせ、市民の皆様へお伝えすることが私の責任であるというふうに考えているところであります。したがって、私はこのたびスタートした第6次振興計画の目指す「さくらんぼと歴史が育む スマイルシティ 寒河江」を実現をして、にぎわいがあり、さまざまな分野において市民一人一人が生き生きと活躍して豊かに、そして幸せを実感できる寒河江をつくり上げ、より高みを目指していくことに力を尽くすことが私の使命と考え、来るべき市長選挙に立候補する決意を固めたところでございます。

市民の皆様、議員各位には格別の御理解を賜りますよう心からお願いを申しあげ、私の答弁とさせていただきます。

○**國井輝明議長** 沖津議員。

○**沖津一博議員** まことにありがとうございます。市長には大きな決断をしていただき、市民の皆様も多分大喜びしているのではないかなと思います。私も感激をしております。

市長には今後、人口減少に少しでも歯どめが

かかるような企業誘致や雇用の促進、新たな住宅団地、若者が集う施設など、また子供たちが夢を持てるようなスポーツ施設など大いに頑張っていたきたいというふうに思いますし、また3期目の市長には、市長みずからが本当にやりたかったこと、思い切ったことをやっていただきたいなというふうに申しあげておきたいと思っております。

寒河江市に住む方が誇りを持ち笑顔で暮らせるまちにさせていただきたいということを申しあげて、私の一般質問を終わりたいと思っております。本日はまことにありがとうございました。

### 遠藤智与子議員の質問

○**國井輝明議長** 通告番号4番から6番までについて、6番遠藤智与子議員。

○**遠藤智与子議員** おはようございます。

私は、日本共産党と通告してある質問内容に関心を寄せている市民を代表して、以下、佐藤市長並びに教育長に伺います。誠意ある答弁をどうぞよろしく願います。

まず初めに、通告番号4番、防災対策について伺います。

2016年4月14日から始まった九州熊本地震は、最大震度7で、体に感じる揺れは2,000回を超えてもおさまらず、1万人近くの避難者の暮らしは困難なまま、長引いております。このことによる健康被害の広がりが心配されておるところでもあります。被害に遭われました皆様からお見舞いを申しあげます。

九州熊本地震は、活断層帯で起こった地震として一連の新聞報道で取り上げています。県が活断層上の県施設を公表したことに始まり、山形市でも活断層上の市有施設を明らかにしました。5月9日から11日にかけて調査を行った結果をホームページなどで公表し、必要と判断すれば、専門家による現地調査を検討するとして

います。

私が議員になる以前から共産党議員団は、団として現地調査もした上で、地震を防ぐことはできないが、被害を最小限にとどめることは可能だという立場で、公共施設の耐震化対策や個人住宅の耐震診断の実施などの提案を繰り返してまいりました。

何より私たちにとって最大の問題は、県内を南北に走る山形盆地断層帯の存在です。この断層は、我が党の先輩議員たちが、地質学の専門家である山形大学の山野井教授から直接指導を受け、この断層が最大でマグニチュード7.8程度の規模になり、国内の主要な活断層98カ所のうち、今後30年以内に地震が発生する確率が3%以上とされる高い確率のグループ約24カ所の中に含まれていることなど勉強してきました。この議場で繰り返し繰り返しこの問題を取り上げてきた議事録を改めて読み返しなが、私は込み上げるものを禁じ得ませんでした。

この断層のもたらす災害の大きさは、今回の熊本地震で想定を大きく上回るものだと思感した人々が、さまざまに警鐘を鳴らし始めました。

平成19年、地震調査研究推進本部地震調査委員会が発表した「山形盆地断層帯の評価（一部改定）」の中で、今後は新たな視点と必要な情報を加えた新たな評価手法を構築し、さらに活動時期を絞り込むとともに、その信頼度を向上させるための調査を行う必要があるとしています。

そこで伺います。本市も加わった国や県と一体となった活断層の調査や研究が急がれると考えるのですが、この点、いかがお考えになるでしょうか。

○**国井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 遠藤議員から御質問のあった活断層に関する調査研究ということですが、平成7年の阪神・淡路大震災についても活断層の活動による直下型の地震であったということ

で、国においてその調査を推進する事業というものに取りかかったわけであります。

この地震関係基礎調査交付金というものを受けて、山形県におきまして山形大学の教授など専門家による山形県活断層調査委員会というものを設置をして、県内4つの活断層帯を対象にして平成9年度から5カ年間、活断層の位置や長さ、活動の時期、活動間隔などについて調査を行い、その調査結果については、文部科学省の特別機関である地震調査研究推進本部、先ほど遠藤議員おっしゃった本部において評価をしている。平成19年には評価の一部改定がなされているという状況にあります。

この調査結果が国土地理院の山形県の都市圏活断層図に反映をされているというわけでありますが、この活断層の位置というのは、2万5000分の1の地図の精度で推定をされているわけであります。そういったことから、住宅地図上で明確に照合するというのはなかなか難しい状況になっております。市民の皆さんも我々ももっと精度の高い活断層の位置を求めていくというのは当然のことというふうに思いますけれども、そのためには、県で実施した以上の詳細な調査が必要であるというわけであります。

ただ、これは1地域だけを調査をしてということではなかなかその効用というのが果たしてどうかというふうに思っておりますので、こういった広範囲なことに対する調査ということについては、少なくとも全国的な国、県などをお願いをして一緒になって調査をしていくということが必要になってくるんだというふうに思いますし、もちろん、活断層、いろんなところにあるわけでありますから、全国的な課題だというふうに思っているところでございます。

また一方で、先ほども申しましたが、2万5000分の1の精度であっても住宅地図などと照合できないのかどうかなどということに、その方法などについても研究をしてまいらなければ

ならないというふうに考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** 精度の高い調査は必要だということで、これは全国的な課題でもありますし、調査をする方法などの研究もしていかなければいけないというお話でありましたけれども、先日、5月29日付山形新聞を見ましたら、県内自治体の所有の活断層上にある59施設ということで県内自治体の所有の施設が公表されまして、その中で寒河江市としては市民浴場というふうに書かれておりました。かつてから言われておりましたけれども、その市民浴場から三泉、西根、石川を通してそれから走っているということでもありますけれども、この断層帯、これは表面に見えるだけではなくて深く隠れている可能性があります。西側のほうが東側より隆起してあってたわんでいたりとか、さまざまなことが言われておりますけれども、実際に私たち住んでいる場所が、活断層が走っているんだということが意識の中にありますと、やっぱりこれはどの程度のものなのか、正確に知ってその上できちんとした対策が求められるのではないかなと思います。

ですので、まずどこにあるかわからないという断層の箇所のみ明示、公表、そして、表面調査だけではなくて断層のずれですとか、そういうものを深く、例えばボーリング調査ですとか、掘削調査ですとか、そういうものをしていく必要があるのではないかなと思っております。その主要な場所だけでも早急に明らかにして、まず全国的な問題、県も国と一緒にした調査が必要ということでもありますけれども、寒河江市独自としてもこの寒河江市民浴場付近ということはわかっておりますし、どうしてそこがあるのかということがどのような経緯でわかったかということもありますし、ここはぜひ寒河江市内の活断層の調査、ボーリング調査でもいい

ですし、掘削調査でもいいですし、お金はかかるとは思いますけれども、何とか国からも予算を引っ張ってきてきちんと調査をするという一歩進んだ姿勢が求められると思うのですけれども、いかがでしょうか。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 先ほどもお答えしているわけがありますけれども、今あるのは、2万5000分の1の状況であります。そういった意味で、これは国土地理院のインターネットの中で見られるということではありますが、我々も市民の皆さん、ぜひ見たいという方もいっぱいいらっしゃるんじゃないかということで、市のホームページからアクセスできるようにさせていただいています。そういったところを見た場合、活断層の両側から50メートル以内にある市の施設はどうかということを検索したときに、市民浴場が該当したということになっているわけがあります。

市独自で調査をすべきなのではないかという御指摘でありますけれども、我々も、まず第一義的には、今、遠藤議員もおっしゃっていただきましたけれども、国からお金を持ってきてでもと、こういうようなお話がありましたから、我々も国土の安全の問題ですから、そういう意味で県あるいは国のほうにもそういう調査についてぜひ一緒になって取り組んでいただきたいというようなことを申しあげつつ、もちろん、前回の調査というんですかね、先ほど申しあげた調査は、国と県で情報のデータがあるわけですから、その積み重ねの上にさらなる調査を進めていかなければなりませんので、そういう意味でぜひ協力をして調査をしていくということが必要だと思います。そういったことを申しあげながら、そういう国や県あたりの対応を踏まえて適切に対応していく必要があると認識しております。

○**國井輝明議長** 遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** ぜひ国と県と協力してという

ことでありますけれども、やはりこの寒河江市内に山形盆地断層帯が走っているという事実、これを重く受けとめまして、やはり受動的な姿勢ではなくて、どこまでも寒河江市民の、先ほど来お話しされております幸せ、市民生活の向上、希望の持てる寒河江市ということですので、これはぜひ寒河江市、積極的な姿勢でこの調査に取りかかっていたきたいというふうに思います。

それで、この間、活断層を横断する形で公共事業が行われてまいりました。高速道路、山形自動車道の工事ですとか、ほなみ団地の造成工事の際に地質に関するいろいろな情報が得られていると思うのですが、これまで得られているデータはどこで管理しているのでしょうか、お伺いいたしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 寒河江市に係る活断層のデータにつきましては、先ほど申しあげましたが、平成9年に高瀬山の高速道路の切り土面で確認をされたものがあるわけでありまして、これについては山形県活断層調査委員会により調査研究が行われているわけでありまして、そういうことで山形盆地断層帯の資料として生かされているというふうに聞いているところでありますので、県において管理されているものと認識をしております。

○**國井輝明議長** 遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** 県のほうで管理されていると思われましてということですが、実際寒河江市としてもきちんとこれを把握して、データとして一つの窓口をつくって、きちんと誰が見てもわかるようなデータというものの管理をしていく必要があると思います。

やはりマグニチュードが0.2ふえるとエネルギーはその2倍になりますということが言われております。山形盆地活断層が動けば、最大で阪神・淡路大震災の約8倍のエネルギーが放出

するというところまで言われております。やはりこれは対岸の火事ではなくて、いつ何時、私たちに降りかかってくるのかわからない災害ということで、このたびの熊本地震での教訓も大いに踏まえなくてはいけないものがあると感じております。

その一つとして、やはりこのデータ、県にあるということのみでなくて、寒河江市ですぐにでも取り寄せてデータにしていく、それからほなみ団地の造成工事の際にもいろいろなことが出されましたけれども、これについてもデータを市でもきちんと管理していく必要があるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 今回4月14日の熊本での大地震、活断層上の地震ということにあるわけで、そういう事象が発生したことなどを踏まえて、今までの対応だけでなく、さらにさまざまな面で、さらに精度を高めた対応をしていかなきゃならんというふうに思っておりますし、そういった中でそれぞれのところで保有している情報などは、やはり共有をして対策に資していくということが必要だろうというふうに思いますので、そういった情報の共有化などについても、国や県などにもお願いをして、寒河江市としてもしるべく情報を踏まえた上での対策を万全を期していかなければならないというふうに認識をしております。

○**國井輝明議長** 遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** 情報を共有するということがありまして、共有するばかりではなくて、さらに寒河江市独自としてきちんとした市としてのもの、きちんと把握するというのを重ねてお願いしたいと思っておりますけれども、その際、調査研究していく場合、それは必要だと市長もおっしゃっておりますので、その場合の窓口、それはどのようにしていかれるのか、その窓口についてお聞きしたいと思います。やっぱりあちら

こちらではなくて、先ほど来お話ししましたけれども、一つの窓口で担当者がかわっても、いろいろなことが変わっても継続してきちんと管理できる窓口というものは必要だと思うのですけれども、この点、いかがお考えになるでしょうか。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 市役所の窓口ということでございますれば、我々としては、総務課の危機管理室がそういう意味での窓口になるんだというふうに思っております。

○**國井輝明議長** 遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** 総務課の危機管理室ということでございます。これは広く危機管理という言葉からして想像はつきますけれども、広く市民の皆様にもこここのところの周知はぜひしていく必要があるなというふうに考えるところです。よろしくお願ひしたいと思います。

次に、防災対策の現況についてお伺ひいたします。

断層付近の公共施設の耐震対策はどの程度行われているのか、まずお聞かせ願ひたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 先ほど質問の中でお答えをいたしました、活断層の両側50メートル以内の市有施設ということで検索しておりましたが、市民浴場が該当しているところであります。この市民浴場については、昭和57年の12月に設置をしておりますので、いわゆる耐震性があるという建物になっております。

○**國井輝明議長** 遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** 2500万分の1の地図から起こした……、「2万5000分の1」の声あり）すみません、2万5000分の1ですね、失礼いたしました。起こしたということで、今の質問に対しては市民浴場ということしか聞かれないわけなんですけれども、私、本当ならばそれだけでは

ないのではないかというふうに思うのです。そこを、例えば三泉とか西根とかいろいろなことが言われておりますけれども、そこをきちんと特定するためにも調査研究が必要だということでお話しさせてもらっておりますけれども、これについては、これからさらなる調査とかが必要になってくるのかなというふうに思っております。

今、私が質問しました公共施設の耐震対策は市民浴場けれども、一応昭和57年の設置なので耐震化はされているというようなことでございますね。

この点ではまだまだお聞きしたい点がありますけれども、やはり早い話ですよ、やはりいろんな公共施設、避難所になっているところもあります。私のところでいいますと、西根小学校の体育館などが避難所に指定されておりました。ですけれども、こういう公共施設、まだまだ地盤調査が必要な箇所も多々あるのではないかというふうに思うわけです。ですので、西根小学校が避難所になっていたからこの前の東日本大震災のときに小学校に行ったけれども、誰もいなくて怖かったというようなお話ですとか、公共施設がきちんと避難所として機能しているかということや、その他、いろいろ出ております地名、土地が、本当にそれでいいのかというところは、今後にもっともっと詳しく見ていく必要があるのではないかと思うんですね。

これについては後ほどの渡邊賢一議員も質問の中身に書いておりますけれども、陵東中学校ですとか、いろいろな一連の流れのところにあります建物、まだまだたくさんあります。これについても、今のところは耐震化をしているということでありますけれども、今後さらに見ていく必要があるのかなというふうには思っております。

それで、熊本県益城町というのでしょうか、そのところでは昭和56年の建築基準法改正以

前に建てられました家屋の倒壊が多くて甚大な被害が発生しました。本市での個人住宅の耐震対策、これはどの程度行われているのか伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 耐震基準については、昭和56年6月1日に建築基準法が改正をされて、建築物についてより安全な耐震基準が規定されているところでございます。

国におきましては、建築物の耐震改修を緊急に促進するという目的で、平成25年11月に建築物の耐震改修の促進に関する法律というものを改正したところでございますが、寒河江市におきまして、これに基づいてこの3月に建築物耐震改修促進計画というものを改定をいたしました。

この耐震改修促進計画におきましては、平成25年度の時点、これは25年度というのは住宅土地統計調査がありまして、25年度の時点ということになります。昭和56年6月1日以前の基準の住宅数というのが4,113戸でありまして、そのうち、耐震性のあるものは1,325戸と推定をされております。その割合は32.2%というふうになります。寒河江市内の住宅総数は、その時点で1万2,530戸でございます。それ全体を見ますと、そのうち、耐震性のあるものが9,972、耐震化率は79.6%と推定をされているところでございます。

○**國井輝明議長** 遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** 昭和56年建築基準法改正以前の建物が4,113戸で、1,325戸、これは32.2%の耐震化が進んでいるというお話でございますね。これでいきますと、やはりまだまだ耐震化していく必要といたしますか、耐震化の必要があるというふうに思われます。

それで、その中で耐震対策されているところが3分の1のような、この数でいきますと状態なわけですね。ですと、万が一、また大きな地

震があった場合に、それ以外の家屋、この家屋も含めてですけれども、倒壊するおそれというのはかなり大きなものがあるというふうに思われます。その対策がされていない家屋への対応、これはどのようにお考えになるのでしょうか。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** もちろん、寒河江市としては、ことしの熊本地震以前の段階から、昭和56年以前の建物でまだ耐震化されていない住宅については、何とか耐震化に進めていただくような制度なども設けさせていただいているんであります。

1つは、まず耐震が必要かどうかということは耐震診断をしなきゃいけません。木造住宅等耐震診断士派遣事業ということで診断士の方に見ていただくということ、これは一応無料で診断をしていただけるように制度をつくっているんであります。診断をして耐震化が必要だということになった場合でも、工事の120万円の限度額で2分の1の補助の制度があります。また、このほかにも県の利子補給制度、あるいは融資制度などもありますので、我々としては、いろんな形で情報提供させていただいているんであります。さらに情報提供などにも力を入れて住宅の所有者の方がより耐震化を実施しやすい環境整備を整えていきたいというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** さまざまな事業で耐震化対策を進めていかれるということですので、これはぜひ力を入れて取り組んでいただきたいというふうに思います。

住宅リフォームのほうでも助成が出ておりますね。そのようなこともありますけれども、これはこのことも自治体として能動的に、来られるものを待つばかりでなく、能動的に、積極的に周知して促していくという、そういう姿勢がやはりここでも必要なのではないかなと

いうふうに思いますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

次に行きますけれども、よりわかりやすい防災マップ、こういうものが必要なのではないかと思います。先ほど来、2万5000分の1の地図といいますがを住宅地図に落とすととなりますと、なかなか正確と違うところがあるというお話もありましたけれども、この際、活断層も含めました私たち地区住民が身近な災害危険について共通認識を持って対応を検討するための基盤づくり、こういうものが大切になってくるのではないかと考えています。

それで、この間、高松地区で地区独自の防災マップが行政と一緒に一つ作られたというお話を伺いました。このときの区長さんだった方に私も電話をいたしまして、どのようなことでやられてきたのかなということをお聞きしました。

それで、避難経路の特定、避難場所、お寺がどこにあるか、お墓が倒れて危ないところがあるのでお寺はどこにあるのか、それから側溝のある場所、土手など、またひとり暮らしのお宅、高齢者世帯、老人の高齢者だけの世帯、こういうものを地区として、もちろん行政の指導も受けながら、一緒になって3カ月かかって作成したというお話をお聞きしました。小路単位に分かれまして隣組単位の情報とを毎年、係を同じ人にして継続していけるようにということなどいろいろな工夫をされているということをお聞きいたしまして、このような手づくりの防災マップ、そこに住んでいる私たちが一目瞭然わかるような防災マップというのが必要と思うのですが、これについていかがお考えになりますか、これについての御見解は。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 高松での防災マップの作成については、自主防災組織の活動の支援事業などを活用してつくられたというふうに聞いておりま

すし、我々、行政のほうでもいろいろ相談をさせていただいてつくらせていただきました。そういう意味で、身近なエリアでの具体的な行動のマップなどというのは、大変いざというときに役立っていくんだと思います。

ただ、市のほうでわかりやすい防災マップという御質問であります。以前、平成20年に寒河江市洪水避難場所、避難地図というのを一つ作らせていただいて、これは各戸全世帯に配布をさせていただいておりますが、洪水避難のための地図ですから、浸水想定区域とか土砂災害などの危険区域、それから避難所の位置、さらには防災情報などを掲載したのであります。

ただ、我々としては、ことし、新たな防災マップをつくらなければならない、いくつもりです。できればわかりやすい、ただ、市全体を網羅したマップになっていきますからなかなか高松地区の中というわけにはいきませんが、できれば、土砂災害とか水害に加えて、先ほど来、お話しありました山形盆地の断層帯の位置でありますとか、断層帯が動いた場合の予想震度などもわかるように掲載をして総合的な防災マップをつくっていきたくて思っているところでありますので、御理解をいただきたいと思ひます。

○**國井輝明議長** 遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** 総合的なわかりやすい防災マップ、市としての一つつくっていかれるということですので、これはぜひお願ひしたいというふうに思ひます。

それで、東京都の国分寺市は、以前から防災マップについては先進的な自治体でありましたけれども、市民参加の防災まちづくりに取り組まれているという記事も最近、目にしたところでもあります。その中で、深井戸を掘って飲料水にしている箇所というところなんかそのマップに入れているわけです。

私、この寒河江市地域防災計画というもの、

御苦労されておつくりになったもので読ませていただきましたけれども、この中にも飲料水のこと、書いてあります。これは計画として事細かく書いてありますけれども、いざというときになりますと、本当にこれは右往左往するのではないかという想定がされます。それで、これは常日ごろから深井戸を掘って飲料水にするなど、そういうことも含めた、そしてそこを提示するような、先ほどおっしゃいました市のわかりやすいマップ、総合的な防災マップ、このことをそこにも明記するような、そういうことが必要になるのではないかと思うんですけれども、これについていかがお考えになりますでしょうか。突然深井戸なんていうことでお話を出しましたけれども、これも大変重要なことだと思いますので、お聞きしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 直接的な回答になるかわかりませんが、どうせつくるなら利用しやすい、わかりやすい、いざというときに役立つマップにつくっていききたいというふうに思いますので、貴重な御意見として検討材料にさせていただきたいというふうに思います。

○**國井輝明議長** お待ちください。

この際、暫時休憩いたします。

再開は11時といたします。

休 憩 午前10時43分

再 開 午前11時00分

○**國井輝明議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** 引き続き質問いたします。

先ほど、寒河江市でのわかりやすい防災マップをつくっていく予定だという話を伺いました。ぜひわかりやすい防災マップをつくっていかれますことを願いたいと思います。

そして、先ほどお話しいたしました高松地区の問題、自主防災組織に関係するとおっしゃい

ました。まだ自主防災組織、100%求めて今80%台までなってますけれども、つくることが先決でありまして、つくったけれどもまだまだどのようにしていくか、自主防災組織の会の会長が町内会の会長を兼務しているところがありまして、2年に一度か、1年に一度、交換ありますね。ですので、そういうところなども市としても、自主防災組織をつくったところへのさらなる御指導というものもぜひお願いして、この災害時に必要な情報をまとめた防災マップ、大石田町でも3,000部印刷して2,350世帯に配本したというお話でございます。ぜひお願いしたいと思いますけれども。

この質問の最後に、区長さんにお話をお電話でいろいろ伺いました。西根のほうにも活断層あるしというお話になりましたら、「何言っているんだ、箕輪のほうにだって新庄盆地断層帯のおそれがあるんだ。人ごとでないんだよ」ということをお話しされました。ですので、市民が安心して暮らせるまちづくりというものをぜひお願いしたいと思います。

自然現象は最大クラスを設定し、想定外をなくす見直しをする努力が必要ですし、5月14日付山形新聞によれば、ノンフィクション作家柳田邦男さんは、確率論的に可能性が低くても、発生したときに被害が甚大な事故や災害は真剣に対策を講じることと言っている記事が載っておりました。市民の命と財産を守るという自治体の持つ使命は、はかり知れないほど大きなものがあると考えます。惜しみのない努力、それはとりもなおさず市民への愛だと思えます。先ほど市長は、沖津議員の質問の中で、ことしの市長選挙への出馬を表明されました。引き続き市長の全面的な愛を受けたいと思っております。よろしくお願いたします。

続きまして、通告番号5番、奨学金制度の創設について伺います。

さきの3月議会で、本市議会でも奨学金制度

の充実と教育費負担の軽減を求める請願が全会一致で可決され、同意見書を関係各位へ提出いたしました。今や奨学金は、大学生の2人に1人が利用しております。高過ぎる入学金や授業料、また、家庭収入の減少などに苦しめられている若者への支援の必要性は、衆目の一致するところでもあります。

そのような中で始まりました県との連携による若者定着奨学金返還支援事業、この取り組みについてまず今年度の状況を伺いたいと思いますが、お願いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** ただいま御質問ありました若者定着奨学金返還支援事業ということで、若者の県内回帰、定着を促進するという目的で、特定の奨学金の貸与を受けて一定の要件を満たす若者に対して、県と県内市町村が連携して奨学金の返還について支援をしていくということでございます。

ことし2月25日から3月10日まで寒河江市におきましては、5名の助成候補者を募集したところでございます。その結果、応募は11名ということで、公開の抽選会を開催をして候補者の採択順番を決定いたしました。その後、県のほうから追加配分というのがございまして、現時点では5名が7名というふうになっておりますので、7名に対して認定通知などを行ったところでございます。

○**國井輝明議長** 遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** 5名の助成枠に11名が応募したということで、倍以上の応募ということで大変な需要があるのではないかと思います。

このことについては、過日、全員協議会の中でも重要事業要望書の中に、この枠では少な過ぎるので枠を広げてほしい。そして、要件緩和をしてほしいという内容のことが盛り込まれておりました。ですけれども、それが実現するまでの間、そして、抽選に漏れてしまった6名の

方、さらに知らないところでの需要というものはあると考えますので、本市独自の奨学金返還支援事業が必要と考えるのですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** この新しい取り組みというのは、県と県内の市町村が連携をして取り組んだというところが一つは意義がある取り組みであります。もちろん、市町村に定着してもらいたいということは思いますけれども、やっぱり山形県全体で市町村も連携して取り組んでいくというのが本当なのではないかというふうにも思いますから、それが山形県全体の地方創生につながっていくだろうというふうに思っているところであります。5名に対して11名の応募があったということですが、その後、5名枠が7名にふえてきたという状況があります。

また、最近の情報では追加配分の可能性もあるというふうに、7名でなくて7名からプラスという追加配分の可能性もあるというふうに県からお聞きをしておりますので、その状況を見て対応を検討していかなきゃならないというふうにも思いますが、そういったことしの状況などを踏まえて、御質問は市独自の支援制度ということでありますから、そういう状況を踏まえた上で適切な対応に努めていきたいというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** 状況を踏まえて考えていくということで、また、前回質問しましたときから3カ月しかたっていないけれども、考える場は何回あってもいいのではないかという思いから質問するものであります。

そして、本市独自の奨学金制度、先ほどまでは返還支援事業ですけれども、これからは本市独自の奨学金制度の創設について伺いたいと思います。

前回の質問の際、草薙教育長からは、「奨学

金というのは経済的理由から学ぶ機会に格差が生じないようにという制度だけれども、新たな制度が立ち上がる中での奨学金のあり方について考えていかなければならないなというふうに思っています」という旨の前向きな答弁をいただきました。

その後、考える材料が新たにふえましたので御紹介したいと思います。

数日前の5月31日付の山形新聞には、「奨学金制度など独自の施策協議」の見出しで、村山市総合教育会議の記事が載っておりました。それによれば、2017年度に給付を始める「夢応援奨学金制度」、これは低所得世帯支援給付型の事業としてなされまして、ふるさと納税や篤志家の寄附で16年度に基金を造成し、17年度の進学者から給付を始めるという内容でございます。高校、高専も進学時に必要な費用の一部として1人につき10万円を給付、これは市民税非課税世帯に年に20人から30人だそうです。そして、もう一つは、4年制、6年制の大学に進学する学生に年に60万円、4年間または6年間給付するというものだそうです。これは日本学生支援機構奨学金の貸与者が対象でありまして、1学年につき5人程度に給付するとしております。

また、もう一つは新庄市の例であります。新庄市では、以前よりふるさと創生人材確保事業というものを行っておりまして、市内の製造業に就職するという事で理工系の学生2名を対象に支援をしています。また、介護士、看護師、保育士に業種を広げて雇用を拡大し、人口定着につなげていきたいというお話でございました。私、担当者と直接電話をして伺ったのですけれども、この方は、国からのつながりがなくなっても、5年に限らずずっと継続していきたいと熱く語っておられました。最上育英会の奨学金が基盤になっておるようでございます。

このような事柄を踏まえまして、ぜひ本市でも何らかの制度、奨学金制度を考えていただき

たいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○国井輝明議長 草薙教育長。

○草薙和男教育長 本市独自の奨学金制度ということですが、お答えしたいと思います。

御質問の本市独自の奨学金制度の創設については、奨学金制度の創設というのは、それぞれ自治体によって奨学金制度がございます。自治体による奨学金制度というのがございますし、民間による奨学金制度というのとは違って公的な資金を運用するというところでございます。

したがって、奨学金を希望する学生に対しまして、限られた財源の中で有効な制度設計ということをしていく必要があるなというふうに思っております。

それから、奨学金を受ける際には、やはり学生自身がしっかりと将来の展望というんでしょうか、そういうものを持つということや、あるいは返還を通じて学生に自立心とか、あるいは自己責任の意識というものを培うということも踏まえていく必要があるというふうに思っております。

現在、国においても、日本学生支援機構の奨学金制度、この無利子型の拡充などが議論されているところでございます。また、新たな制度として始まった、今お話しありましたが、奨学金返還支援制度というものにつきましても、本市では県に対してその制度の拡充等の要望をしていくことになっております。既に独自の奨学金制度を整えている市町村におきましても、この奨学金の返還支援制度との兼ね合いの中で、現行の要綱等を見直しをしていこうと、こういうふうにして考えているところも出てきているようでございます。

それから、さらに今御指摘ございました村山市のように、新たな市の独自の奨学金制度の創設をお考えの自治体も出てきているようでございます。

こういうことから、奨学金に係るさまざまな

取り組みが行われるようになってきているという現状を鑑みまして、本市といたしましては、国や他の市町村の動向を見きわめながら、本市としての奨学金制度のあり方というものを総合的に検討してまいりたいというふうに思っております。

○**國井輝明議長** 遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** 総合的に検討されるということでもあります。ですけれども、自己責任を求めていくということも書いてありますけれども、今や大学生2人に1人が借りております。そのようなならざるを得ない状況がございます。奨学金は金融商品であってはならず、所得や資産もない学生に借金を背負わせて利子を取り立てるローンの対象にすること自体が間違っているという思いでこの間、まずは無利子の制度を創設ということを書いてまいりましたが、さまざま動向を踏まえて考えていかれるということですので、若者の夢を応援できる寒河江市にぜひなっていただきたい。このことを望みまして、通告番号5番の質問は終わりたいと思います。

次に、通告番号6番、暮らしやすいまちづくりのために、指定ごみ袋について伺います。

ことし4月からごみの仕分けが変わり、燃えるごみとプラスチックが同じ袋に一緒に入れて出せるようになり、瓶はこれまで3種類に分けて出していたものが色にかかわらず1袋にまとめて出せるようになりました。

このことにより、多くの市民からとても助かる、ストレスが減ってよかった、やっと願いがかなったと、このような声が寄せられております。

その一方で、ごみ袋の価格について他と比べてちょっと高いんでないかという声が聞かれるところでもあります。このことについては、西村山広域事務組合の管轄でありますし、広域議会を当然開いて決めていかれるという性格上、今

回はっきりした答弁を望むものではありませんけれども、私は、寒河江市民の皆様から寄せられた声を届けること、これが私の仕事のひとつだと自負しておりますので、ぜひこのことについて検討をしていただきたいと、このように思っ

て質問をいたすものです。  
残り43秒ですので、それと、収集日について缶やペットボトルなどの収集日、月1回ですので、これをせめてもう一回ずつふやしてほしいという声が寄せられております。これらについて市長のお言葉をいただけたらと思います。よろしく願いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長、残り20秒です。

○**佐藤洋樹市長** 市民の皆さんを代弁して御質問ということでもありますから、私どもも市民の皆さんの声を十分お聞きした上で、適切な対応に努めていきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○**國井輝明議長** 遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** どうもありがとうございました。

## 阿部 清議員の質問

○**國井輝明議長** 通告番号7番から9番までについて、9番阿部 清議員。

○**阿部 清議員** おはようございます。先ほど佐藤市長のほうから、ことしの市長選への出馬の表明がありました。寒河江市とまた市民の安心・安全の生活を守るためによりしくお願いしたいと思います。

今回熊本県を中心とした大きな地震がありまして、甚大な被害がありました。震災で亡くなられた皆様に哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様にお見舞いを申しあげるところであります。

また、復興に御尽力されている皆様には安全に留意され活躍されることを願い、また一日も

早い復興を心からお祈りするところであります。

さて、寒河江市は、6月のさくらんぼの収穫時期を迎え、1年で一番忙しい時期に入りました。ことしの作柄は良好のようでありますので、天候に恵まれ事故のないようお願いしたいところであります。

通告番号7番、8番、9番について伺います。

まず最初に、通告番号7番、主要地方道天童大江線の渋滞緩和について伺います。

(1) 4車線化要望について伺います。

天童寒河江間の道路は、現在、主要地方道天童大江線1本のみでありまして、天童市蔵増地内や寒河江市新山地内では交通渋滞が起きている状況にあります。寒河江市内では特に国道112号から村山橋までの約1キロ区間、ここが渋滞が厳しい状況にあり、地域経済活動や生活環境の向上から交通渋滞解消が望まれているところであります。

天童寒河江間、ここを結ぶ路線につきましては、本市議会でも平成12年に天童市議会と一緒に主要地方道寒河江天童線新設整備促進議員連盟を設立して、翌13年1月に要望書を提出した経緯があります。

この路線については、明治18年ごろに寒河江新道として竣工され、約100年間、寒河江、天童を結ぶ唯一の道路として整備されてまいりました。日田地区内の渋滞をなくすために平成7年に日田地区南側にバイパスが整備されております。特に冬場は雪が降るたびに混雑がひどくなり、毎朝7時を過ぎるころから渋滞が始まる状況にあります。年間を通して日中も交通量の多い道路でもありますので、4車線化の整備を考えるべきであります。

以上のことを踏まえ、このような渋滞を緩和するために、平成13年に寒河江市議会と天童市議会が連携して要望書を県に提出されたものと思えます。

私も議員になってから天童大江線の混雑によ

る信号機の設置や交通緩和について西庁舎を訪れ話をしております。その話の中で、平成16年と平成18年に国道112号線交差点の信号機の調整を公安委員会において、信号機の赤、青表示時間の変更を行い、交通渋滞の緩和を図っていることについて話を伺いました。大分改善していると思われませんが、天童街道の村山橋から国道112号線交差点までは、現在でもまだまだ混んでいる状況にあります。今後においても改善が図られることを願っておりますが、将来を見据え、寒河江天童間、いわゆる天童街道の4車線化も視野に入れていただき、県へさらなる要望をお願いしたいと思っておりますが、市長の見解を伺います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 阿部議員から天童大江線について御質問をいただきましたが、この路線につきましては、寒河江市と天童市、ひいては国道48号を通して仙台圏とを結ぶ重要な路線であります。人的交流、経済交流のかなめの一つとして交通量も含めて市内有数の路線であるというふうに認識をしているところでございます。

御指摘のとおり、この路線については、平成7年に日田地区の南側にバイパスが整備されたわけでありまして、渋滞の要因になっていた狭隘な路線の解消と冬期間の歩行者の安全・安心の向上が図られているというふうに思います。

しかしながら、御指摘もありましたが、通勤・通学時の自家用車への依存度が高いわけでありまして、また経済活動の広域化などによりまして、御指摘の箇所において依然として、特に冬期間、渋滞が発生をしているものというふうに認識しております。

4車線化の要望がございましたが、御承知のとおり、この路線について現在、もちろん県施行でありますけれども、天童市側で前田製管から天童インターチェンジに至る蔵増バイパスの整備が進められております。お聞きをしますと、

平成29年度の完成に向けて取り組んでいるということでもあります。このバイパスが完成をすれば、もちろん蔵増地内の渋滞の緩和が進んでいくだろうというふうにも思いますし、日田地区内の交通状況にも少なからず影響が生じてくるのではないかと、混雑の解消も図られるのではないかと我々も期待しているところでございます。

市としては、このバイパス完成後の交通状況の変化、影響などを見据えながら、その後の対応について機を失することなく適切に要望活動などが必要であれば、対応していかねばならないというふうにご考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 阿部議員。

○**阿部 清議員** 今、市長のほうから答弁をいただきましたが、やはり寒河江天童間、1本ということで国道48号線を踏まえながら人口交流の中で非常に必要なところでありまして、我々も毎日見ているわけですが、やっぱり一番心配なのは、先ほど市長のほうから答弁ありましたけれども、天童市蔵増の南側にバイパスができていて、そして、29年度に完成されるということでありましたけれども、それによって交通渋滞が緩和されるという見方もあると思えますけれども、やっぱり我々近くに住んでいる人から見ると、逆にそれが通勤・通学はいいものの、逆に夕方の混雑もそれにプラスになるのかな。現在の時点におきましても、今、国道112号線で非常に混んでいる状況があります。それにプラスしてまたふえてくるのかなというところが1点と、それから今、車社会の中で車がふえている中で、あのバイパスができたことによってもっとふえてくる可能性があるのかなという心配があります。

今、市長のほうから、今後、その状況を見据えながらいろいろ対策をやっていきたいということですので、今後ともよろしくお願いをしたいということで見守っていきたいと思っております。

で、よろしくお願いをしたいと思います。

(2) 天童寒河江間の新たな橋梁整備について伺います。

先ほど、本市議会と天童市議会で主要地方道寒河江天童線新設整備促進議員連盟を設立して、平成13年に県に要望書を提出したと申しあげました。これは新たに最上川に架橋して両市を結ぶ別の主要幹線道路の整備を要望したものであります。

ことしの2月、議員懇談会で寒河江市都市計画マスタープランの状況説明がありました。そのときの資料として地区説明会で使用した資料ということで道路網構想図案がありましたが、その中での中・長期計画路線として新たに橋梁整備としての主要幹線道路整備が描かれておりました。平成13年度の要望につきましては、県総合運動公園と山形自動車道寒河江サービスエリアに隣接して県事業で整備された最上川ふるさと公園のアクセス、本県有数の名刹山寺と慈恩寺を結ぶ観光ルート、山形新幹線最寄り駅である天童駅とのアクセス、さらには災害などにより、天童大江線が不通になった場合の緊急ルートの代替機能を持つ路線として整備をする要望でありました。

寒河江市の道路構想図案でも、最上川への橋梁整備は他地区へのアクセス機能強化を目的とした利便性の向上と災害時の緊急輸送の確保との理由であり、新規の中・長期計画とあります。

先ほど申しあげましたが、現在、寒河江天童間は村山橋を通る主要地方道天童大江線1本だけであります。今後の寒河江市周辺や村山圏内の観光を見据えたときに、他市からの人口流入や高速道を利用する観光は大きなウエートを占めてくると思えます。天童市方面からの誘客や内陸中央部としての活性化を図るためにも最上川に新たな橋梁を整備する幹線道路を計画する必要性は大きいと思えますが、市長の見解を伺います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 御質問の路線について、平成10年に策定をいたしました市の都市計画マスタープランの道路網構想において、広域的なアクセス機能を高める道路として、特に寒河江市と天童市間の交流促進を見据えて、仮称寒河江天童線として示されたものでございます。その後において、阿部議員、御質問にもありましたが、寒河江市議会、天童市議会で整備促進に向けた機運を高めていただいて、両市議会の有志による整備促進に係る同盟会が設立をされ、県に対する要望活動などを実施していただいた経過がございます。

議員御指摘のとおり、天童寒河江間、現在、1本の路線しかないわけでありまして。災害時における危機管理などという観点を考えれば、代替路線の確保が望まれるというふうにも思います。

しかし、他方では、橋をかけていかなければならない架橋による道路の新設ということになりますと、財政的な負担というものも多額になりますし、加えてそのための人材や技術力の確保なども必要であります。さらには、天童市との広域連携に資する道路になっていくということを考えてまいりますと、整備を県のほうにお願いしていかなければならないのではないかとこのように考えているところでございます。

現在、先ほどお話ししましたが、市の都市計画マスタープランの見直しを行っているわけでありまして、審議会を中心に議論を進めていただいているところであります。道路網の整備についても、現在の社会情勢、将来展望を見据えたさまざまな御議論をいただいているところでございます。そういう意味で、審議会での議論の結果を踏まえて、また先ほど御答弁申しあげましたが、寒河江市と天童市間の交通状況ということになりますと、蔵増バイパスの完成後の交通状況などを見た上で、適切な対応をして

いく必要があるというふうに考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 阿部議員。

○**阿部 清議員** ただいま市長のほうから答弁いただきましたが、この通告番号7番の(1)(2)については、県議会のほうでも取り上げられているということでありまして、県のほうにもまた要望のほう、よろしくお願ひしたいと思います。

やはり市の財政の負担ということも非常にわかりますし、審議会で審議中ということでありまして、現在、やっぱり寒河江市と天童を結ぶ路線というのは1本しかないということでありまして、村山圏内、それから内陸の中央部等の活性化なども図るために、この寒河江市道路構造計画の中に消さないで取り入れていただいて、そして、できれば早目に実現できるような体制づくりを要望しておきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、通告番号8番、道路整備計画について伺います。

質問に入る前に市長に一言御礼を申しあげたいと思っております。内回り環状道路計画の起点である西根小学校通りのほなみ団地の丁字路にある変則5差路に信号機が設置されました。毎日、地域の方から登下校において交通整理をしてもらい、地域、学校、PTAと連携により要望書を提出してお願いしてきた経緯がありましたが、警察から難しいとの報告があり苦慮しておりましたが、早い時期に念願の信号機の設置を見ることができました。今では子供たちも安心して安全に登校しているようであります。早期設置に大変御努力をいただきました市長初め、関係各位に大変感謝を申しあげるところであります。ありがとうございました。

質問に移らせていただきます。

(1) 落衣島線のほなみ団地から陵東中学校区間の早期整備について伺います。

第6次寒河江市振興計画の行動計画において、内回り環状道路計画は山西米沢線の完成後とされておりますが、地区民の皆さんは念願の道路設計計画に大変関心を持って期待をしておられます。行動計画では、内回り環状道路落衣島線のほなみ団地から陵東中学校までの区間が山西米沢線の完成の後の平成30年に測量設計に入る計画予定とされておりますが、平成27年度実施計画では、平成29年度から測量設計に入るとなっておりますが、この1年のおくれについて市長の見解を伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 都市計画道路落衣島線につきましては、中心市街地内の渋滞の緩和と交通環境の向上を図り、さらに周辺集落からの円滑な交通アクセス形成を図るということで、先ほど申しあげましたが、平成10年に策定されました都市計画マスタープランにおいて幹線道路として道路網構想に位置づけられて、これまで鋭意整備に取り組んでまいったところでございます。

現在、寒河江市では、市立病院前の都市計画道路山西米沢線の道路拡幅改良事業に国の補助事業を活用して、平成29年度の完成を目指して鋭意取り組みを進めているところでございます。

道路整備等に対する国からの支援ということになりますと、重要事業の全協でも若干御説明を申しあげましたけれども、国や県に対する要望などを通して財政支援の拡充などを訴えているわけでありましてけれども、なかなか思ったように補助が交付されてこないという状況があります。

落衣島線の西根地内の整備については、当初順調にそういう国からの補助交付がつけば、平成29年度に調査測量等を行い、事業に取り組む予定としておりましたが、しかしながら、今年度の街路事業における国の補助の交付状況について、県全体で交付率は34.6%程度ということになります。100%に対して34.6%ということ

でありまして、本市も御多分に漏れず低い水準にとどまっており、計画の見直しがせざるを得ないという状況にあります。

現在、市といたしましては、山西米沢線の完成に向けて全力を傾注しているところでございます。国や県への重要事業要望などで財政的な支援の強化をしていただけるようお願いをしているところであります。

そういう状況の中でありまして、補助などの支援状況を見ながらというふうになりますが、この落衣島線の西根地区についても、我々としてはできるだけ早く早期着工、早期完成となるよう進めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○**國井輝明議長** 阿部議員。

○**阿部 清議員** ありがとうございます。国からの財政支援が100%に対して34.6ということ非常に少ないからということ言われますと、非常に言いようがないところがありますけれども、やはり全体的な内回り環状道路というのは、現在、ほなみ団地から陵東中学校まででありますけれども、これは西根地区だけでなく市内の交通環境も大きく影響されてくるのかなと思います。また、寒河江市の中央工業団地のアクセス、それから寒河江市のさくらんぼ観光などにも非常に大きく広がってくると思いますので、29年度からは難しいということでありまして、できるだけ努力をしていただいて早期の完成をお願いしたいということで、通告番号(1)については終わらせていただきます。

続きまして、(2)の下釜山岸線の112号線までの延長について伺いたいと思います。

平成24年10月に下釜山岸線が開通し、寒河江市役所からほなみ団地までの道路が完成いたしました。平成28年度の行動計画によりほなみ団地から陵東中学校までの内回り環状道路計画があります。寒河江市観光を目指し市内に入る道

路の確保は、必要不可欠と考えます。

そこで、国道112号線から下釜山岸線に入り内回り環状道路に入るといったアクセスは、市内の道路網として影響が大きく、市民にとっても市外から訪れたお客さんにとっても有効な道路になると思いますが、市長の見解を伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 下釜山岸線については、平成24年の10月に開通をいたしました。昨年11月に実施をいたしました交通量調査では、約4,200台の交通があったところであります。南北に走るほなみ団地西根線については約6,500台ということで、これまで主要地方道天童大江線、寒河江村山線を通行している車両が分散をして中心部の交通混雑の緩和につながっているというふうに認識をしております。

御質問の道路整備ということになります。阿部議員御指摘のとおり、整備についてはほなみ団地周辺の住環境、それから交通環境へ大変大きな影響を与えるものにはなるのではないかとこのように思っているところであります。そういった意味で、先ほども申しあげましたが、落衣島線西根地内の整備の進捗、さらにはこのほなみ団地内の住宅形成などの状況を踏まえた上で、あるいは予測をした上で検討を進めていかなければならないというふうに考えているところでございますので、御理解をいただきたいなと思っているところでございます。

○**國井輝明議長** 阿部議員。

○**阿部 清議員** 市長のほうから答弁いただきましたが、現在、ほなみ南北線、先ほどの交通量調査で6,200台という話でありました。現在、通告番号7番で質問させていただきました112号線の天童街道から市街地に入る道路、あそこがちょうどほなみ団地のほうに行く道路と交差するわけでありましてけれども、新山地区を通過していくわけですが、やっぱりそこが非常

に混雑している状況だというようなこともあります。そんなところで、ここの下釜山岸線112号までぶつけることによって、その混雑もそれなりに解消できてくるのかなというところもあったようであります。

そういうところで一応質問をさせていただきましたが、また別な面ではさまざまな要件があつて、この112号線までの延長が難しいというところであるようでありましてけれども、最終的には交通環境問題を含めると、先ほど市長から説明ありましたが、あそこに団地などもなきにしもあらずということをしてしながら、今後の課題として少し残していただければありがたいなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っておりますけれども。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 難しいというお話を直接御答弁申しあげたことはないんでありますが、おっしゃるような路線の延長についても、現在、都市計画マスタープランの見直しの中で議論させていただいております。そういった中でいろいろ議論を踏まえた上で対応していかなくやならんというふうにも思いますし、御指摘の交差点での混雑などについては、右折の信号がない、あるいはレーンがないなどという別の課題などもあるというふうにも思いますし、その辺のところも踏まえて適切な対応を検討していきたいというふうに思います。

○**國井輝明議長** 阿部議員。

○**阿部 清議員** 失礼をいたしました。難しいとは言っていないということですので、全体話の中でちょっと難しいのかなということ自分で考えてしまいました。

ただ、その中でありがたいなと思ったのは、都市計画の中で審議をされておられるということですので、よろしくお願ひしたいということでお願ひしておきたいと思っております。

通告番号9番、狹隘道路の雪対策について伺

います。

(1) 市内の消雪道路の状況について伺います。

平成27年度の冬は、雪の少ない市民にとっては大変生活のしやすい冬でもありました。除雪回数が少ないということは、大変ありがたいことでもあります。

毎年、冬になりますと、道路の除雪について市民の方からさまざまな話を伺いますが、高齢化とともに除雪の要望が変わってきております。現在、本楯地区と南部地区にある地下水を利用した消雪道路を整備できないかということでもあります。除雪対策としては大変ありがたい見本になっております。この地下水を利用した消雪道路の整備や促進について経費がかさむと言われますが、ぜひ今後ともお願いしたいと思いますが、市長の見解を伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 市内の消雪道路の状況も踏まえてお答えをしたいと思います。現在、市道管理の地下水を利用した散水消雪道路については、御指摘の市道皿沼日田線内の南部地区で延長が1,938メートル、本楯地区で600メートルということで、合わせて2,538メートルで消雪道路が運用されているということでございます。

この消雪道路、附帯施設については、御案内のとおり、もとは県道として県により整備をされたものでございます。その後、平成元年に市への移管を受けて市道編入をして散水消雪設備を含めて市で管理をしているという状況にあります。

散水消雪設備のポンプ設備でありますとか、電気設備、消雪パイプなどについては、冬期間、12月から3月まで毎月点検を実施しているところでありまして、近年、大分年数がたっておりますから消雪パイプの目詰まりなどがふえているという状況にありますし、またパイプなども腐食が進んでいる、ノズルの交換も必要だとい

うことで、御指摘のとおり、年々、維持管理費もふえている状況にあります。近い将来には大規模な改修の必要性などが想定されているというふうにも思います。阿部議員からも御指摘ありましたが、現在、この施設、大変地域の皆さんには喜ばれている消雪道路でありますので、できるだけ長く使っていけるよう長寿命化などにも配慮しながら管理をしていきたいというふうに思っているところでございます。

将来的に他の地域にもふやしてどうかということではありますが、寒河江市ばかりではありませんが、県内の各自治体でも消雪道路設置をしている自治体があるわけではありますが、全体的に新しく消雪道路を整備するということはほとんどない状況になっています。維持管理なども含めて総合的なコストを考えると、なかなか大変だということであるのでありましょう。そういう意味で、どちらかという、機械による除雪への切りかえというのが進んでいく傾向にあるかというふうに思っているところでございます。寒河江市としても、その辺のコスト、あるいは除雪の対応のあり方なども踏まえて十分検討していく必要があるというふうに認識をしております。

○**國井輝明議長** 阿部議員。

○**阿部 清議員** 市長のほうから答弁ありましたけれども、やはり消雪につきましては、県から市へ移管して約30年くらいたつということだと思いますけれども、やっぱり30年もあると、当たり前になってしましまして、またないと非常に不便さを感じるものがあるのかなと思います。

そして、市長のほうから先ほど、長寿命化ということいろいろ直しながらコスト、それから対応なども考えながらやっていくということでもありますので、今後ともよろしくお願いをしたいと思います。

続きまして、(2) 日田地区の狭隘道路の除雪について伺います。

先日、明治7年の日田地区の地図を拝見する機会がありました。昔から使われている道路が多いために、日田地区は部落の中に入ると迷子になるとよく言われます。それは狭く込み入っているからであります。毎年、冬場になりますと、狭い道路の除雪についての話が出てまいります。それは本楯地区や南部地区にあるような地下水を利用した消雪道路を整備してほしいとの要望であります。日田地区におきましても狭隘道路が多く、この地下水を利用した消雪はうらやましく見ております。この地域も古い村であり狭い道路が散在しており、雪を押しだけでは限界があります。高齢化とともに、地域住民協力による除雪も距離的な問題から思うように作業ができにくい状況にあります。本楯地区や南部地区のような地下水を使った消雪をお願いしたいと思いますが、市長の見解をお願いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 狭隘道路の除雪については、大変苦勞されているという状況は十分承知をしているところでありまして、できれば散水式の消雪道路を整備してほしいというお気持ちは十分理解ができるところでありますが、この散水式の消雪道路は、地下水を利用するということにももちろんなりますので、水の量でありますとか水質、さらには周辺への影響なども十分調査を実施していく必要があるというふうになろうかというふうに思います。するというふうになった場合でも、そういう意味で、先ほど申しあげましたが、維持管理などについても課題もありますからさまざま検討する点があろうかというふうにも思いますので、実現まで時間を要していくことになっていくのではないかとこのように思います。

そういうことから、現時点では我々としては、機械による除雪を当面の手段として取り組んでいくということにならざるを得ないというふう

に思いますし、その場合、狭隘な道路については、やっぱり雪押し場をきちっと確保していくということがまず第一に重要であろうというふうに思いますから、できるだけ町会長さん初め、地域の皆さんと協議をさせていただいて、雪押し場の積極的な確保に努めていかなければならないと思っているところでございます。

それから、あわせて排雪などについても共同によって取り組んでいって、雪の多い場合などはする必要があるというふうに思います。御案内かと思いますが、平成24年からそういう町会あるいはPTAなどが自主的に行う除排雪活動に対して一定の補助制度なども設けさせていただいて、さらには市所有のロータリー車を派遣をして、地域の皆さんと一緒に除排雪を実施していくという取り組みもしているところでございます。

そういう意味で、ぜひ制度なども活用させていただいて、できるだけ快適な冬期間の生活環境の確保ということと一緒に頑張っていただければというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○**國井輝明議長** 阿部議員。

○**阿部 清議員** ありがとうございます。市長のほうからは、時間はかかるけれども考えていきたいと思いますということだと理解をさせていただきましたが、それまで、できるまで除雪については自分たちで頑張ってくださいというような励ましの言葉なのかなと今、受けとめさせていただきました。

やはり排雪の共同作業によるものに対しては、私も重々存じておりますし、地域のほうでも重々わかっている状況の中でありましてけれども、その中でどうしても雪捨て場、押し場があるところであれば、それなりの対応はできると思うんですけども、その押し場がなくて、どうしても高齢化のところ、場所によっては高齢化世帯が並んでいるところというのは、なかなか難

しい状況があるというところなどもありますので、こういう話が出てくるのかなと思います。

それから、日田地区は、先ほど私も地図を見せていただいたということでちょっと話をさせていただきましたが、昔からある道路を利用しながら上に舗装して使っている道路というのが結構ありまして、やっとならぬ除雪機が入っていく。ただ、除雪機も新しく買ったやつをカットして幅を狭くして、排土板を狭くして入らなければならぬという状況などもあるくらい狭いということがありますので、町会といろいろ話をさせていただきながら、今後とも除雪については地域を挙げて頑張っていきたいと思っておりますけれども、時間はかかってもこれは十分でありますので、どうぞよろしくお願い申しあげまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○**国井輝明議長** この際、暫時休憩いたします。

再開は午後 1 時といたします。

休 憩 午後 0 時 0 5 分

再 開 午後 1 時 0 0 分

○**国井輝明議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

### 佐藤耕治議員の質問

○**国井輝明議長** 通告番号10番から12番までについて、3番佐藤耕治議員。

○**佐藤耕治議員** 午後一番の一般質問、新政クラブの佐藤耕治でございます。よろしく願いいたします。

初めに、4月に発生しました熊本地震でお亡くなりになりました方々にお悔やみを申しあげるとともに、被災に遭われました皆様にお見舞いを申しあげます。また、一日も早い復旧・復興を心からお祈り申しあげます。

熊本の現地では農業の仲間たちが苦しんでいるとき、ここ寒河江市ではこれまで大きな災害

もなく営農できることをありがたく、ここに生まれ育ったことを親や先祖に感謝いたします。

近年の日本列島は、地震、噴火、爆弾低気圧、ゲリラ豪雨、竜巻など日々の危機管理が重要であり、市民の皆さんとともに防御訓練を重ねていきたいと思っております。

また、先日5月23日に市内4カ所において議員による熊本地震募金活動に御協力くださった市民の善意ある皆様に、心より厚くお礼申しあげます。

さて、第6次寒河江市振興計画がスタートし、「さくらんぼと歴史が育む スマイルシティ 寒河江」がスタートし、初めてのさくらんぼ議会であります。

さくらんぼを大切にしたいとやまない市民の皆様の声とともに、日本一さくらんぼの里・寒河江、末永く後世につなぐ一人として一般質問をさせていただきます。

通告番号10番、さくらんぼブランド力向上についてお伺いいたします。

(1) 生産性向上支援についてお伺いいたします。

さくらんぼは天候に左右されやすく、特に開花期の天候が大きく収穫量に影響いたします。また、着色期からの降雨による劣化は生食販売不良となり、雨よけハウスは必要不可欠であります。作業の面では、冬期間の剪定から始まり開花期の人工受粉やミツバチ導入は重要な結果確保につながります。かん水と摘果、防除や草刈り、さらに高所作業によるビニール被覆作業や着色管理等があり、手作業の多いさくらんぼ栽培とされています。

また、収穫期間の短いさくらんぼでは一極集中の労働力が必要であります。市民の多くの皆様にお手伝いをお願いし、さらには、市外の方からも大勢の応援に来ていただいている状況下にあります。これこそ猫の手もかりたいと言われているところでもあります。

また、1年生の苗木では収穫時期まで5年ほどかかり、成木まで10年と言われており、品種更新が進まない要因になっております。

このような状況下の中で、安定生産と生産性の向上をどのように考えているのか市長の御見解をお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 佐藤議員からは、サクランボの生産性向上ということで御質問いただきましたが、さくらんぼの栽培には、先ほど御指摘ありましたけれども雨よけハウスなどの施設整備による天候の管理を初め、受粉作業、さらには摘果作業、そして防除作業などの栽培管理、またこの約1カ月間という短期間での、そして、ベストな時期と順番を考える収穫管理ということで、大変な手間と労力がかかる栽培だというふうに認識をしているところでございます。

第6次振興計画では、紅秀峰を初めとしたさくらんぼの生産体制の強化と作業効率化を進めるということをうたっているわけですが、そのためには、施設、そして機械、労力というのが大変重要な要素になっているというふうに思っております。

寒河江市におきましては、施設整備支援といたしまして戦略的園芸産地拡大支援事業として紅秀峰の無加温ハウス整備の支援を引き続き実施をしているところでありますし、今年度は雨よけハウスやかんがい用井戸などの整備支援として産地パワーアップ事業、スピードアップ事業、スピードアップ支援事業などを進めていくことにしております。

また、機械導入への支援ということになりますと、作業効率化と安全対策のため、高所作業車導入の支援ということについて継続して行っている考えでありますし、また、作業機械が稼働しやすい新たな雨よけハウスの開発を研究しているところでございます。

さらに、労力の確保ということにつきまして

は、これまでもアグリヘルパーとしてJAさかえ西村山と連携をして求職者と求人者との橋渡しを進めているわけでありましてけれども、今年度から新たに2つの取り組みを実施をしていくことにしているわけでありまして。

1つは、さくらんぼの箱詰め研修会ということでありまして。これは今回初めて企画をいたしました。これは今回初めて企画をいたしました。さくらんぼの箱詰めを手伝っていただく方を募集をしたところであります。最初募集定員は60名ということで募集をさせていただきましたが、すぐに満杯になりまして急遽定員を90名にふやして対応することとしているところであります。そういった意味では、関心の高さというものを改めて感じているところであります。

2つ目は、さくらんぼーナズ事業ということでありまして。これはさくらんぼ農家に雇用されて25時間以上働いた方々を対象にして市の特産品を進呈するというところで、これからであります。約1,000人を予定しているところでございます。

これら新しい2つの事業によって新たな労働力の掘り起こしと雇用の継続、作業スキルの底上げを図っていければ、ひいてはさくらんぼ栽培面積の拡大などにもつながっていく、そういう新たな切り口になるのではないかとこのように思っているところであります。

今申しあげた栽培面積拡大についての具体的な取り組みといたしましては、継続的に取り組んでいるわけでありましてけれども、紅秀峰の苗木の購入支援、特に大苗と呼ばれる3年物の苗木への支援とそれに対しておおむね収穫可能となる5カ年間の生育管理の支援も引き続き行っているところであります。収穫が可能となるまでの苗木管理というのは、栽培農家にとりまして収入が伴わない期間でありますので、根気強く管理をしていただくという意味での支援となっております。

この紅秀峰、栽培面積については、新たな第6次の振興計画の中では平成37年度までに70ヘクタールまで拡大をしていくという目標を掲げておりますので、その目標実現に向けてさらに支援を継続して充実をしていきたいというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** 丁寧な答弁、ありがとうございます。

紅秀峰を大切に、面積拡大の中にも第6次振興計画の中にも入っておりますが、実際収穫期間が短いさくらんぼということで、私、先ほどお話ししましたが、今、収穫されているのはほとんどは紅さやか、そして佐藤錦、そしてリレー出荷で紅秀峰という形になりますが、それぞれ早生種については、約1週間から10日間の収穫期間幅しかないと言われております。佐藤錦で技術の熟達者によっては20日が限度だということもあります。そして、紅秀峰については、普通の方で7月の海の日ぐらいまでと言われていた中で、交流人口を含めた中でもさくらんぼは1年間で一番大切に、交流人口、長くお客様から喜んでいただいている日数からすると、紅秀峰の前の佐藤錦、そして紅さやかも同時進行で両輪していくからこそ、短期決戦でなく1カ月間の長期間の中でも交流人口等がふえてくると私は考えているのですが、その点について市長はどのように考えているかお聞きしたい。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 寒河江市としては、紅秀峰の里ということで今後の海外展開なんかも含めると、そういう品種がさらに生き延びていくためには必要だということなので力を入れているわけですが、もちろん、さくらんぼもわせ、なかて、おくと、こういうそれぞれの品種があるわけでありまして、我々としては、ぜひ農家の方がいろんな工夫をしていただいて、需要に応じていただいて、それがひいては農家所得

の向上につながっていくという意味でそれぞれの農家のさまざまな御事情、あるいは希望などもあるわけでありまして、創意工夫をしていただいて所得の向上につなげていければ、それがひいては寒河江市のさくらんぼの知名度を高めていくことにつながっていくんだというふうに理解しているところであります。

もちろん、紅秀峰の面積拡大ということが振興計画ではうたっておりますけれども、それがひいてはさくらんぼ全体の生産拡大につながっていく、そういう意味で目標を掲げているわけでありまして、そういう趣旨は佐藤議員のおっしゃっている内容と基本的には同じだというふうに理解をしております。

○**國井輝明議長** 佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** ありがとうございます。

先ほど市長の答弁の中で、さまざまな支援策等々、そして機械等の更新等、そして高所作業車とありますが、ちょっと悲しい現実ですけれども、1年間で一番農作業事故が多いシーズンは1年間で6月だと言われております。数は当然、毎年変動しておりますけれども、今、労働監督署のほうからも、私の個人のうちにもそうですけれども、どのくらいまで案内来ているかわかりませんが、ビニール被覆作業の講習会、それから高所作業車の講習会と機械の使用基準、そしてなおかつ、ビニールのマニュアル的な被覆作業等の事故防止のためにも行政が進んで指導、もしくは支援をしていくことが大切なのではないかなと思っているところでありますが、このことについて市長の御見解をお願いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 基本的にはそれぞれの農業者、個人経営者になっているわけでありまして、それぞれの経営の責任は、御自身が、それぞれの農家が負うということが基本だろうというふうに思います。

ただ、全体的な課題あるいは共通の問題などについて、そういうことについて行政なり、経済団体なりがそういう農家の皆さんの問題点を抽出をして、それに対応をして安全・安心な農業経営を営んでいただけるように支援をしていくということになるんだというふうに思いますから、農家の方がそれぞれどういう課題があって、そして、共通に取り組んでそれぞれの団体やら行政が取り組むべき、取り組んでほしい、あるいは取り組む要望などについて整理をして、そして、その関係団体と協議をした上で対応を検討していく。農業者、生産団体、経済団体、それから行政、一緒になって課題解決に向かっていくということが一番大事なのではないかというふうに認識をしているところでありますので、そういう意味では、当事者の皆さんが一番現場で課題を抱えているわけでありますから、声を大にさせていただいて、その辺の課題の整理に向けて共通の認識を持っていただくようお願いをしたいというふうに思います。

○**國井輝明議長** 佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** ありがとうございます。やはり農家自身の啓発活動を含めさまざまな点で安全防止策等を検討しながら、諸団体、一番身近なのはJAであります、その方々とも連携をしながら啓発行動に移っていきたくと思います。

さらに一番進めている紅秀峰についても、ルビーの会がありますけれども、さらなる会員をふやし、そして、展開ができるように活発化することを御期待したいと思っております。

続きまして、2番目の販売戦略についてお伺いしたいと思います。

さくらんぼの販売は収穫してみないとわからないといった昭和の時代、ほぼ100%を占めていた市場流通時代がありました。近年、宅配サービスやネット販売、契約栽培、契約販売など、さらには直売所やさくらんぼ刈りが普及し、現在では市場内販売と市場外販売の比率が3対7

となってきております。また、市長よりトップセールスを広く全国にPRしていることは販売強化につながっていると思っております。

しかし、昨今の産地間競争やさくらんぼ全体のオール山形での生き残りなどを考えるとき、今後の寒河江市の販売戦略をどのように考えているかお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 今後の販売戦略についてどうなのかということですが、先ほど佐藤議員からも御指摘ありましたが、流通販売の形態というのは、時代の変化とともに大分変わってきているわけでありまして。そこにブランド力を初めとして価格競争、さらには消費者のニーズ、先ほどお話しありました宅配サービスの普及などが多くの要因によって変化をしてきているというふうにも思います。これまでの市場流通に加えて、高速道路の整備などによって直売施設、それから観光農園などでの対面販売が多くなってきましたし、また、インターネットや通信販売などの多様化によって、自宅にいながらにして新鮮でリーズナブルな農産物を購入できるというような仕組みが消費者のほうに浸透している状況であります。

それと、ことし、去年などはふるさと納税などの返礼品としても大変農産物、寒河江でいえばさくらんぼ、米などが大変人気になっているわけでありまして、新たな流通形態と言えるかどうかわかりませんが、流通形態として全国に地元産品をお届けするという仕組みができつつあるというふうに思っております。

寒河江市におきましては、これも新しい事業でありますけれども、今年度の取り組みとしてさくらんぼオーナー制度というのを実施中でありまして、これも当初予定の30名程度というふうに予想しておりましたが、10倍以上上回る300名を超える方から申し込みをいただいで大きな反響になっているというふうに思いま

す。この事業も、消費者、消費地のほうから寒河江のほうに来ていただくという発想から生まれた事業であります。従来のさくらんぼ刈りとも違った新たな形態の一つになるというふうにも我々も期待しているところでございます。

佐藤議員から先ほどありましたが、トップセールスを行ったり、さくらんぼの種吹きとばし大会のキャンペーンをしたり、さらには、海外展開などもしてさまざまな形でPRを進め、ブランド力というものを高めることで生産者が有利に販売できるような環境づくりを行っているというふうに思います。今後とも新たな販売形態というものを生産者の皆さんに選択肢の一つとして御提案をしていきたいなというふうに思います。

そういう意味で、消費者側からさまざまな手段で購入していただくことができるというのは、逆にまた生産者のほうでもさまざまな販売手段を選んだり、あるいは開発したりするという時代になっているんだろうというふうにも思いますので、生産者の方、みずからも有利な販売戦略というものを積極的に取り組む、あるいは検討していただくということが進んでいけば、さらなる有利販売につながっていくだろうと思っています。

○**國井輝明議長** 佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** ありがとうございます。本当に時代の流れに乗って販売戦略、販売チャンネル等を多くしながら個人、団体、行政と一体となった取り組みも必要かと思われま。

その中で、私も先ほども言いましたけれども、トップセールスは大変喜んでいところもあります。去年は私、九州に2度ほど行きました。その前、四国に3度ほど1年間で行き、大体100回ぐらい西日本に行ったことがあるんですが、これまでの流通形態、そして販売戦略を見ますと、関東、そして中部、関西まではさくらんぼはある程度行っておりまして、トップセー

ルスは関西まで行っているということも承知しているわけでありますが、四国、九州、中国地方等の販売戦略を含めながらトップセールスなどを考えていただけないか、その辺、市長の御見解をお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 一時期、そういう取り組みをしたこともあるのかもしれませんが、問題は、市場関係者などにお聞きをしますと、やっぱり市場の農産物で一番評価が高いのは、もちろん品物がよくなければいけません、予定したときに予定した数量がきちっと納入されるというのが一番市場で評価が高いんでありますね。そういう意味で、きょういっぱい入ったけれども、あしたわからないという農産物については、なかなか安定したというんですか、評価が得られないというのが現実であります。ある程度量がなければブランド力というのは高まっていきませんから、そういう意味で我々としては、今、大阪周辺どまりですけれども西日本のほうにセールスをしていく場合には、やはりまとまった量をきちっと毎年確保して送り届けられていくことが必要でありますから、そういう課題を克服していくことによって、そういう市場も開拓をできるんだというふうに認識しております。

○**國井輝明議長** 佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** 大変農家が減少する中、生産量と安定生産、そして販売戦略というのは両輪していかないと、なかなか難しいということは本当に大変なことで、私も個人的にも、そして、地域の皆さんとともに率先して行動に移していきたいと思っておるところです。今後とも三位一体となるようによろしくお願い申し上げます。

続きまして、(3)に通告しております海外展開について。近年、グローバル化時代に突入し、寒河江市ではいち早く海外展開を始めております。富裕層向けの販売戦略とともに、中・

長期的な展望に立ち、さくらんぼ産業の産出額アップ、農家の所得アップを目指していると伺いますが、内容等についてお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 紅秀峰の海外展開ということを進めているわけでありましてけれども、今年度は台湾の輸出に関しては4年目に入ります。マレーシアは2年目ということになりますが、昨年までの両国での評判も大変良好であったというふうに思いますので、今年度は持っていく量、昨年の2倍以上、600キロ以上程度を輸出する計画になっております。徐々にではありますが少し拡大基調の状況でありますから、輸出に対して意欲的な農家の方、生産者の方を組織をしていただいて寒河江市海外輸出推進協議会というものを3月30日に立ち上げさせていただきました。これは市政の概況でも申しあげましたが、そういう組織を立ち上げて各国からの需要、あるいは輸入の条件に対応できるような高品質の紅秀峰を安定的に生産供給できる体制を確立していくということにしているところであります。

我々としては、紅秀峰についても新たな販路というものを開拓をしていきたいということで、今年度は中東などの富裕国というんですかね、をターゲットにしてプロモーションにも取り組んでいるところでございます。事前に外務省のほうにもプロモーション内容を説明して了解をいただいているところでありますし、まずは各国の在日大使館、日本にある大使館へ直接訪問をして紅秀峰を試食していただく機会などを設けるという取り組みを進めて、そういったところから展開できればなというふうに思います。

そういう意味で、海外の販路の開拓あるいは輸出量の拡大というものを着実に進めながら、生産者の皆さんがより有利な価格で販売できるような、そういう支援をしてまいりたいなというふうに考えているところであります。

○**國井輝明議長** 佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** ありがとうございます。TPPを目前にというか、将来的な中・長期的な展望から見れば、先見の明を持ち、そして海外進出ということがありますが、この問題の中で農家の場合は所得が左右されるのは、コスト的には毎年同じコストがかかっていますので、一番心配、懸念されることからすると、為替レートによる変動によって所得が減少することとともに、5年前の東日本大震災の放射能関係で輸出関係が商社ルートで通じた方々がほとんど契約されていないという実情もございますので、その辺も調査をしながら進めていただきたいと思っております。

続きまして、通告番号11番、農業機械及び施設への支援についてお伺いいたします。

機械の導入支援についてお伺いいたします。

近代農業、機械化農業と言われ数十年が経過しました。市内の農家のほとんどが複合経営である中で、農作業の効率化、省力化を図るには機械が必要不可欠であります。機械の支援を受けるには面積要件があり、支援を断念している農家が少なくありません。

また、昨年9月に国の規制で25馬力以上の機械について排ガス規制が行われ、メーカーの商品価格が約20%から30%アップされ、農家経営のやる気が縮小し、やる気のある農家に支援していくことはできないかお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 先ほど来、佐藤議員から最近の農業情勢、お話がありましたが、従事者の減少、さらには高齢化、そして、国際情勢でいえばTPPなどによって激化をしている、また米政策が大幅な転換をしているという時期になっている。そうした中で、本市農業が持続的に発展をしていくためには、御指摘のとおり、やる気のある農家が育って競争力の高い農業経営が確立をしていくということが大変大事だろうというふうに思います。

そのために、御指摘のような農業用機械の導入による効率化、省力化というのは、必要不可欠というふうになるわけであります。この点については、多くの方が異論はないんだろうというふうに思います。

しかしながら、農業機械の導入支援ということについては、支援を希望する経営体の技術的な、あるいは社会的、経済的な諸条件に配慮して効果的な導入を進めていくということが必要でありますし、また国や県などのいろいろ補助事業などもあるわけでありますけれども、予算的にも制約がある中で個人の資産形成に資するような取り組みは余り好ましくないという観点もありますので、そういうことから共同利用によるリース方式での導入などにシフトしている、そういうのが主流になっているというふうにも思っております。

そういう意味で、御質問にありました面積要件を満たさないような中・小規模の農家の方々に対してはなかなか支援が受けられないというようなところがあるかと思えます。現在の制度を活用していくということになると、何人かで組合の組織をして共同利用する方法というものがあろうかというふうに思えます。現時点の制度を活用するということになれば、そういう御案内を申しあげるといことになろうかというふうに思えます。できれば、我々としては、今の制度の中での希望する農家の方が、支援を必要とする農家の方が、要望に沿った支援を受けられるような適切な情報あるいは指導方法などについて検討して、また御提案申しあげていくようにしていければなというふうに思えます。

また一方、制度を受け入れるだけではなくて、そういう窮状というものをやっぱり国や県などに対しても訴えていく、あるいは要件緩和を要望していくというようなことが必要でありますから、そういった意味では農業者の皆さん、あるいは関係団体の皆さんのお声などを十分拝聴

しながら、適切な対応をしていければというふうに思っているところであります。

○**國井輝明議長** 佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** ありがとうございます。本当に寒河江市のほうから要件緩和ということは、県の機関のほうでも国の要件緩和を準じていることがありますので、ぜひ自治体のほうから声を大にして県、国のほうに要望していただきたいと思えます。

続きまして、通告しております2番の支援対策対象施設の拡大についてお伺いいたします。

寒河江市の農業は果樹園芸、野菜園芸、花卉園芸が大変盛んでありまして、特にハウス栽培のウエートが大きいものであります。それは、作業効率と作物の病気発生が少ないことと、低農薬が可能であり、さらに消費者に安心・安全を提供するからであります。

また、米価の下落により水田転作を活用し園芸作物による収入源が得られる要素があります。支援対象を1品目1品種にとどまらず、園芸作物全体の支援により栽培面積拡大とともに産出する額アップにつながるのではないのでしょうか。そのようなことで市長の御見解をお願いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 今、お話しのとおり、寒河江市の農業の形態というのは水稲と果樹の組み合わせを基本としながらも、転作田を利用した野菜、花卉などの園芸作物を加えた、いわゆる複合経営が主流というふうになっているわけであります。そして、施設園芸におきましては、イチゴ、バラ、菊、ストックなどの収益性の高い作物が盛んに栽培されている状況にあろうかと思えますが、御案内のとおり、施設園芸というのは設備費の初期投資が多額でございます。さらに、更新にもさらに多額の経費がかかるというようなことでありますので、なかなか新規に取り組む、新規参入というのはハードルが高いとも言

われているところでございます。

寒河江市におきましては、こうした園芸施設に対する県の補助制度、戦略的園芸産地拡大支援事業などを利用して支援をさせていただいておりますが、さらにイチゴ、さくらんぼ、バラなどについては、寒河江市にとっては重要品目というふうにしているわけでありますので、県で言う補助率、県の補助率3分の1に寒河江市が独自に上乘せをして補助率を全体として2分の1にまで支援をさせていただいております。昨年度で申しあげますと、野菜ハウスの新設、さらにはバラハウスの被覆更新などに対して支援をさせていただいているところであります。

先ほど来申しあげておりますけれども、園芸作物の振興というのは、米の需要というのがだんだんだんだん減ってきているというのは事実でございますし、そういった意味で水田を活用してさらに農家経営を安定していくという意味では、大変重要なものだというふうに認識をしております。そういったことで、寒河江市としても、さくらんぼ、つや姫のみならず、新たなブランド作物の育成を目指して、さまざまな園芸作物に対してできる限りの支援をしてみたいというふうに考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** ありがとうございます。ハウス栽培は多額なお金がかかるということもあります。計画性を持った新しい野菜、果物、花栽培について本当に一生懸命頑張ってやる気のある方々に支援していただきたいと思います。ありがとうございます。

次にお伺いします12番、遊休地対策と農地の団地化についてお伺いいたします。

遊休地の現状について、先祖代々の農地も近年は耕作者が減少し、耕作放棄地が出てきて遊休地が見られております。市内にはどれだけの遊休地があるかお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 木村農業委員会会長。

○**木村三紀農業委員会会長** お答えします。遊休地の現状ということでありまして、本市においては、毎年8月から9月にかけて農業委員会、農林課、各地区の農用地改善組合等のメンバーの御協力をいただきながら農地パトロールを実施して、遊休農地の調査を行っているところであります。

平成27年度の調査結果では、寒河江地区4.5ヘクタール、南部地区2.84ヘクタール、西根地区2.54ヘクタール、柴橋地区10.95ヘクタール、高松地区13.46ヘクタール、白岩地区17.84ヘクタール、醍醐地区8.5ヘクタール、三泉地区ゼロとなっております。市全体では63.18ヘクタールの遊休農地が存在しております。これは市全体の農地面積2,650ヘクタールに占める割合として算出した場合、約2.4%に当たります。

また、各地区ごとの割合を比較してまいりますと、白岩地区、高松地区、醍醐地区、柴橋地区といった中山間地を抱える地区の割合が高くなっているところが現状であります。

○**國井輝明議長** 佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** ありがとうございます。大変全国的にも遊休地がここ10年、大変進んでおります。その中で農業委員の方々も大変でしょうが、今後の展開、予想されることがさまざまあります。そこでも農地の保全関係も国でもさまざまな展開をされていますが、今後、寒河江市の農業委員、農地にかかわる問題についてどのように活用するか、通告しております遊休地の利用についてお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 木村農業委員会会長。

○**木村三紀農業委員会会長** (2)の遊休地の利活用ということについて答えさせていただきます。

当農業委員会では、遊休農地の解消を進めるため、平成23年に委員会に遊休農地対策のプロジェクトチームを設置しました。当時、私が振

興常任委員長のときに設置し、遊休農地の再生をしようということで立ち上げたプロジェクトチームでありまして、数々の事業を実施してまいりました。特に南部地区の農地においては、2カ所ほど遊休農地を手がけまして新規就農者の実習指導のための農地として活用すべく、農業委員みずからが実施しているところでありま

す。また、規模拡大を目指す新規就農者が取り組む遊休農地の再生事業につきましても、地元の農用地利用改善組合と協力しながら支援活動を行ってきて解消に至ったという経緯がございます。

また、国の耕作放棄地再生利用緊急対策事業に加え、市単独による農地再生交付事業により、農地を再生し、担い手農家等への集積も図っておるところであります。今後についても、耕作放棄地プロジェクトチームを中心に遊休農地の解消に向け、担い手、新規就農者への支援を続けてまいりたいと考えております。

○**國井輝明議長** 佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** ありがとうございます。ただいま2番目の遊休地の活動プロジェクトチーム、そして、利用改善組合と、3番目の遊休地の対策を含めての答弁と承知しました。

続きまして、4番目の農地の団地化の方向性についてお伺いいたします。

農家の中には、農地が点在しており移動時間をとられ、きめ細かな管理作業と省力化が図れないことなどがあり、隣接による農薬の飛散を考慮して、品目や作型を変えなくてはならない農家もおります。農地の集約化を推進し、団地化することで農業の発展につながるのではないかとおられますが、委員長の御所見をお願いいたします。

○**國井輝明議長** 木村農業委員会会長。

○**木村三紀農業委員会会長** 農地の団地化の方向性についてという御質問でありますけれども、

佐藤議員御指摘のとおり、農作業の効率化、省略化を進めるに当たり、団地化は欠かせないものと考えております。

また、農薬散布の視点などからも作物ごと団地化し、的確な生産管理がなされることが望ましいと考えているところであります。

国においても、地域の農業者の徹底した話し合いにより人と農地の問題を一体的に解決し、地域農業の将来のあり方を明確にしていく人・農地プランを作成することで、担い手への集約的な農地集積を図り、生産コストの削減につながるとしております。

当農業委員会としましても、持続可能で力強い農業構造の確立を目指し、人・農地プランの具現化に向け、それぞれの地域における農用地利用改善のための話し合いに積極的に参加してまいりたいと考えております。

また、担い手への団地化した農地の集積を図るため、区域内の農地所有者に対し、農地中間管理事業等の活用により利用権等の交換等を促す啓発活動を行うなど、効率的な農地管理が可能となるよう農地利用の最適化を推進してまいりたいと、このように考えております。

○**國井輝明議長** 佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** ありがとうございます。この団地化の方向性、団地化というのは大変難しいことだと私も思っております。それは全国各地、都道府県、自治体ごとに作物、品目、品種、さまざまな要件がマッチしてこそ、それを人が行わなければ誰がするのかということになりますが、その担い手育成にも農業委員の方々が努力していることも承知しておりますので、今後、将来に向けた青写真を第6次振興計画の中でも取り入れていただければ幸いと存じております。よろしくお伺いいたします。

通告しております5番、農地中間管理機構と農業委員のかかわりについてお尋ねします。

農地中間管理機構は、国でつくった政策でこ

ざいますが、山形県一本で事務局をとり、かつ寒河江市におきましては、JAが事務局となっております。その中で、ただいま委員長からお話があった人・農地プランにつきましては、市が事務局をとっております。農家の皆さんが困惑をしております。その中間管理機構と農業委員のかかわりについてお伺いいたします。

○**国井輝明議長** 木村農業委員会会長。

○**木村三紀農業委員会会長** 佐藤議員質問の農地中間管理機構と農業委員のかかわり方についてということでありまして、先ほど申しました人・農地プランを具現化するために必要な信頼できる農地の中間的受け皿として都道府県単位に農地中間管理機構が整備され、本県においては、公益財団法人山形農業支援センターが設立されております。この支援センターが農地中間管理事業を行うに当たっては、出し手、受け手の申請を受け付け、マッチング案作成作業など業務の一部を外部機関に委託し、担い手がまとまりのある形で農地を利用できるよう配慮して貸し付けを行うこととしております。

寒河江市の市内の農地に関するこれらの業務については、佐藤議員御指摘のとおり、JAさがえ西村山が受託機関となっており、これは農業経営基盤強化促進事業の農用地利用集積計画に係る円滑化事業において、JAさがえ西村山が転貸人となりこの支援センターと同じような事業を実施していることから、効率的な事業の展開が見込まれるためだと思っております。

JAさがえ西村山では、農用地利用改善組合と連携し、農地の出し手と受け手のマッチング案を作成する際には、地域の我々、農業事情に精通した農業委員が積極的に協力、助言を行うとして、集約的な農用地利用が図られるよう十分連携を図っているところでございます。

○**国井輝明議長** 佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** 昔の農地の貸し借り、農業委員の方からの助成、あっせんがほとんどだった中

で、農地中間管理機構はJAさんがやっているということでJAさんに農家の方がいらっしゃる方がほとんどであります。

その中で、情報源としての農家の困惑ということからすると、同じメニューで同じ人間が行っていないことが、今の農地は誰に頼むと借りられるのですかと聞くと、普通の人みんな農協にというお話が出ています。そのことからすると、透明・公平性からすると、農業委員の方々も同じように実際は市役所の農業委員会の中に皆さんが来ていらっしゃると思いますが、その中で地域の温度差も幾つかあると思いますが、あえて農協職員とのタッグを組むような形をとっていただきたいというお願いを申しあげまして、この質問を終わります。

続きまして、6番目の農地利用最適化推進員の役割について、農業委員会関係がさまざま今変わって農地法も変わってきている現実、近年、この委員が、農地利用最適化推進員、新たに設置されるということですが、どのようなお仕事をするかお尋ねしたいと思います。

○**国井輝明議長** 木村農業委員会会長。

○**木村三紀農業委員会会長** 農地利用最適化推進員の役割についての御質問でございますけれども、御案内のように、ことし4月1日より施行された改正農業委員会法では、選挙により選出されていた農業委員の選出方法が、農業者の公選制から市町村長の任命制に改正されました。

また、委員会を機動的に開催できるよう委員数の上限基準がこれまでの7割程度に改正されたところでもあります。当農業委員会でも、今運営委員会等を設置し、このことについて検討しているところでございます。

このため、農業委員の地域活動を補うものとして農業委員とは別に、農地利用最適化推進員が農業委員会の任命により新たに設置されることとなったものであります。

そして、遊休農地率が1%を超える、または

担い手の農地集積率が70%を超えている市町村については、その推進員は置かなくてもいいということでもありますけれども、寒河江市では残念ながらそういった状況でなく、推進員は置かなくてはならないことに国のほうでなったところでもあります。

推進員の上限基準については、区域内の農地面積100ヘクタール当たり1人の割合とされており、具体的な業務内容としましては、推進員は担当区域を持ち、農業委員と密接な連携に基づく農地利用の集積、集約化推進のために農地の出し手や受け手へのアプローチ活動や耕作放棄地の発生防止と解消を推進するとともに、人・農地プランなど地域の農業者等の話し合いを推進することとされ、このため、農地中間管理機構とも密接に連携して活動していくものとされているところであります。

このため、農地利用最適化推進員の任命に当たっては、地域の農地所有者や農業者の信頼があり、農地利用の調整を公正かつ円滑に実施していく能力を有する方を選出することが望ましいのかなと考えております。

農業委員会としましては、制度の内容や農地利用最適化推進員の役割などについて、今後、農業者の皆様にも広く周知を図ってまいりたいと考えております。

また、先ほどもありましたけれども、当委員会で運営委員会等も設置しておりますので、その中で具体的に検討しているところでありますので、よろしく御理解をお願いしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** ありがとうございます。農地は適地適作の農地をあっせんしていただきますようお願い申しあげまして、農業の発展についてお願いします。ありがとうございました。

### 伊藤正彦議員の質問

○**國井輝明議長** 通告番号13番、14番について、5番伊藤正彦議員。

○**伊藤正彦議員** 本日最後の一般質問となりました。

まず初めに、4月14日の熊本地震で命を落とされた方々に哀悼の意をささげますとともに、罹災されました皆さんに心よりお見舞いを申しあげます。

今回の地震では49名の方が亡くなられ、1名の方が行方不明、エコノミー症候群と関連死疑いで亡くなられた方が20名、そして、1カ月半経過した今なお9,000名近い方が避難生活を送っておられるということです。

余震も1,500回に近いと思われるけれども、このような状況を踏まえまして、私たち市議会としても、先ほど佐藤議員も言っておりましたけれども、少しでもお役に立てればというふうに考えまして5月23日に市内4カ所で募金活動を行いました。そして、御協力いただいた皆様のお気持ちに私ども議員一人一人の気持ちを添えて義援金として送らせていただきました。

今回の熊本地震は、ほとんどの方が予想だにできなかった災害ではなかったかというふうに思います。5年前の東日本大震災、そして今回の熊本地震を考えると、災害に強いと言われるここ山形県、そして寒河江市でも日ごろからの備えが必要と多くの方が実感したのではないのでしょうか。

また、遠藤議員も先ほど述べておられましたけれども、一部重複しますけれども、県の施設として寒河江警察署と河北町のみやま荘が山形盆地断層帯という活断層上に建っているという驚愕の事実が明らかになった上に、市の施設で1982年に建てられました市民浴場も活断層上に立地しているということが明らかになりました。

4月22日の読売新聞では、30年以上の地震発生率として、ここ山形盆地断層帯でも熊本地震

と同程度のマグニチュード7.3程度の地震が8%の確率で発生するというふうに記載しております。

また、今回の熊本地震の被害は断層沿いに集中しているということです。こういったことから、今回は災害時に自衛隊、警察はもとより、消防団とともに地域にとって極めて重要になると思われる自主防災組織、そして、慈恩寺の振興のための組織の2つについて質問させていただきます。

まず、通告番号13番、自主防災組織について伺います。

5年前の東日本大震災から多くの教訓を得て、いろいろな防災対策を市としてとられたことと思えますけれども、今回、この熊本地震からどのような教訓が得られたとお考えでしょうか、伺います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 御案内のとおり、甚大な被害をもたらしている熊本地震においては、直下型の地震であり、活断層があるというところで発生した地震であるわけであります。

伊藤議員から、この熊本の地震での教訓はどうかということですが、本震クラスが2回も発生をして、特に2回目の地震で建物が多く倒壊したというわけであります。また、余震も千数百回という異常な回数で発生しているということで、これまでと違った想定を超えた地震ではなかったかというふうに思います。

そういう意味で、行政の対応についても想定外が数多く見られ、円滑に対応することができなかった面が多々あったというふうにも思っているところでございます。

九州熊本ということで、報道によるいろんな情報が多いわけでありますけれども、報道によりますと、想定以上の数の方が避難した避難所があるということ。それからまた、車中泊も含めて必ずしも指定避難所に避難をされないとい

うことのために、被災者の全容の把握が難しかったということもあります。また、支援物資が大量に集まったわけでありますけれども、それが逆に被災者に届くのがおこなっているなどということもありました。

また、ボランティアなどについては、最初、危険を鑑みて、後には多過ぎてなかなかボランティアを制限したケースもあったなどということが挙げられているわけであります。

御案内のとおり、寒河江市でも山形盆地断層帯が確認されているところでありますので、改めて被害想定について確認をしていくとともに、熊本地震で起きた想定外の事象を十分分析しつつ、地域防災計画、さらには避難所運営マニュアルなどを検証して見直しをしていく必要があると認識をしております。

○**國井輝明議長** 伊藤議員。

○**伊藤正彦議員** 今の回答は2番までいただいたということですのでよろしいですかね。

今、市長が述べられた防災計画の見直しとかそういうこと以外に、何か今回の教訓から今後、新たに市としてこういうことをやっていかなければいけないというふうに認識を新たにした施策がほかにあれば、お願いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** まず、建物が倒壊した、特に住宅の倒壊ということに関しては、耐震化というものについて、熊本の場合では2回目が本震だというわけでありますから、旧耐震基準の建物が多く倒壊したということであります。そういう意味で、個人住宅の耐震診断、さらには耐震化の実施というものを強く促進をしていく必要があるというふうなことを改めて認識をしております。

しかしながら、新しい耐震基準に基づく建物であっても倒壊したものがあったということでもありますから、耐震基準そのものが果たしてどうなのかということだろうというふうに思いま

すから、国あるいは県などにおいて検証をしていただくことを要望していきたいというふうに考えているところでございます。

今、寒河江市では17カ所にある備蓄倉庫に備蓄品の配備を進めているところでございますけれども、そういう状況を見ると、現在の飲料水や食料品、さらには寒さをしのぐアルミブランケット、毛布などについては、予定の計画などを前倒しして配備を進めていかなければならないというふうにも思います。

加えまして、これは遠藤議員にもお答えをしましたが、総合的な防災マップにおいて、活断層に関連した情報などもことし、つくることになっておりますから、そういうことを載せてまいりたいというふうにも思いますし、また、防災計画などを見直しをして、特に今回の場合は車中泊が多いということでもありますから、そういうものもある程度想定をしたような駐車場の確保などについて新たに考えていく必要があるというふうにも思っております。

それから、今回の熊本の地震では、先ほども申しましたが、避難物資とかボランティア活動などが回転をするまでにある程度の時間を要したということでもありますから、外部からの支援を受けられるようになるまでは、基本的にそれぞれの地域あるいは個人、さらには自主防災組織などの地域の取り組みが重要だということになろうかというふうに思っているところでありますので、そういったことについても我々は今まで以上に意を用いていかなければならないと考えているところでございます。

そういうことで、市民の皆さんからも今まで以上に防災というものについて関心を持っていただいて、災害に強いまちづくりを進めていかなければならないと、改めて認識をしたところでございます。

○国井輝明議長 伊藤議員。

○伊藤正彦議員 今回の地震ですけれども、直下

型の周期というのは1,000年以上ということ、記録や記憶がないのが特徴だと。発生確率が低いから大丈夫ということではないというような記事も載っております。

また、今回熊本、大分両県の13市町村の首長へのアンケートでは、特に苦慮した点として避難所の確保や運営、水道などライフラインの復旧、被害状況の把握、住民への情報伝達が上位に挙げられております。

また、行政的にも仮設用地の事前選定がなされていなかったところもあったり、これまでやったことのない未知の仕事が山積している、あるいはアパートの借り上げとか、仮設住宅への入居、また義援金の受け取りに必要な罹災証明書のスムーズな発行がなされていない。1カ月経過しても3割程度しかできていないといったような教訓事項も挙げられております。まさに想定外だったということです。

しかし、この想定外ということは、裏返せば準備不足というふうにも言えるかと思えます。この想定外をできるだけ少なくするために、日ごろから検討して計画を策定しておくことが重要であるということ再認識させられたと思っております。

議会報告会の際には、ある自主防災組織をつくっている町会でしたけれども、備品がまだまだ足りないといったお話とか、危機管理の予算をもっとふやしていろいろそういった整備をしてほしいといったような要望も上がっております。本市としても、計画の見直し等を積極的に実施をして今後、やっていただきたいと思っております。

さて、3月定例会で私は消防団について御質問させていただきました。消防団の充足率が寒河江市では99.8%と極めて高く、住民の方の安心・安全に対する意識の高さ、ボランティア精神の高さに改めて感心するとともに、誇りに思った次第であります。

では、先ほど市長も言うておられましたもう一つの重要な組織である自主防災組織についてはどうでしょうか。

第6次振興計画策定時の組織率は、県平均よりも低い81.9%で、平成37年、つまり今後10年かけて100%にすることを目標にするとうたっております。

5月14日の山形新聞によりますと、山形市で約80%の組織率であるということです。本市の81.9%というのはまあまあとていいのかもしれないませんが、全体としてそれだけあっても地域別に見た場合に格差があるのではないかなと思われまので伺います。

自主防災組織の地域別組織率はどうなっていますでしょうか。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 自主防災組織の組織率でございますが、直近と申しましょうか、ことしの4月末現在でいきますと、市全体で83.1%になっております。

それから、地域別の組織率を申し上げますと、寒河江地区が67.2%、南部地区が99.6%、西根地区が95.4%、柴橋、高松、白岩、三泉地区においては100%であります。そして、醍醐地区については39.3%と、こういうふうになっております。

○**國井輝明議長** 伊藤議員。

○**伊藤正彦議員** 今のお話を伺いまして、私の地元が極めて低いということで、まことに申しわけなく思っております。

今回の地震は、全国の皆さんが防災について東日本大震災後5年ということもあり、改めて考えさせられたのではないかと思います。そういう意識を住民の皆さんが持っている時期にぜひ自主防災組織をつくっていただけるよう、当局として説明会等を実施して働きかけていただきたいと思っております。特に低い醍醐地区とか、寒河江地区への説明会等をできるだけ早い時期に

積極的に実施をして、組織率向上を図っていただきたいと思っております。私もできる限りのことはしたいと思っております。

消防団というのは、今、一般的にはいろんな面で頼りになる組織であり、組織力というものを持っておりますけれども、いざというときには警察、自衛隊とともに全体の動きに引っ張られてしまうと思っております。そういうときに、やはり一番活躍できる、期待される組織というものは自主防災組織ではないかと思っております。特に被害状況の把握とか住民への情報伝達といったことには、この自主防災組織が力を発揮することは間違いのないと思っております。

先ほど市長言うておられました防災マップのリニューアル版の配布というのもありますけれども、住民の安心・安全のため、防災体制の充実のための施策をしっかりとっていただきたいというふうに思っております。

次に、通告番号14番、慈恩寺振興のための組織について伺います。

第6次振興計画で「さくらんぼと歴史が育むスマイルシティ 寒河江」とうたい、3つの目標の一つに、さくらんぼや慈恩寺などの本市の資源を磨き上げ、その魅力を世界に発信し、多くの人が集まる「宝を磨き笑顔いっぱいのみち」を目指すとしています。また、市長も再三、慈恩寺は市の宝とおっしゃっています。慈恩寺について、当局はもとより、民間の団体と申しますか、組織等も一生懸命やっておられることに敬意を表したいと思っております。

ただ、私には市長が言われているスピード感というものがまだ実感できていません。それはなぜかと考えてみますと、それぞれの当局の担当課、そして、関係組織との横の連携というものに一つ課題があるためではないのかなという気がいたします。

そこで、関係部署の横の連携について質問いたします。

まず、現在、慈恩寺にかかわっている当局の担当課及びその役割についてお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 慈恩寺は市の宝というふうに申しあげておりますが、今や国の宝とたたえられているものと考えています。

この宝であります慈恩寺の歴史的財産を守りながら、また観光資源として活用していく、あるいは産業の発展、豊かな地域づくりを推進するということを目的にいたしまして、平成26年の3月に慈恩寺「悠久の魅力」向上基本計画というものを策定をさせていただきました。そして、この計画の具体化を進めていく、図るための全市的な組織として、有識者及び関係者などで構成をする慈恩寺「悠久の魅力」向上基本計画推進協議会というものを平成27年の2月に設立をしたところでございます。この推進協議会の構成する関係団体には、寒河江市商工会、本山慈恩寺と地元団体、それから寒河江市観光物産協会、さがえ西村山農業協同組合、寒河江市料理飲食業組合、それから運輸関係団体としてJR、ハイヤー協会、また寒河江青年会議所やグラウンドワーク寒河江など広範な分野から参加をいただいているところでございます。

御質問の市の担当課とその役割ということでありますが、具体的には、観光あるいは建設分野など7つの課が関連しております。関連しておりますが、先ほど申しあげました推進協議会の事務局として政策企画課が事務局になっております。そういった意味で、慈恩寺関係の各事業の進捗管理及び庁内あるいは関係団体との総合調整というものを政策企画課が担っているところであります。いわゆる総合窓口になっているというふうに御理解をいただきたいというふうに思います。

具体的に7つの課の担当分野を申しあげますと、さくらんぼ観光課においては駐車場の整備やツアー商品の開発、それから商工振興課にお

いては土産品開発や観光売店の整備・検討の取り組み、それから建設管理課におきましては道路整備や案内看板設置の関係、それから農林課においては田沢川ホテルの里保全と環境整備への取り組み、そして、さがえ未来創成課においては集落支援員配置と地元組織の運営を支援していくということにしております。それから、生涯学習課におきましては、大変重要な役割としてあります史跡慈恩寺旧境内保存活用計画の策定というものに取り組んでおります。文化庁の指導を受けながら早期策定に向けて努力をしているというところでございます。以上でございます。

○**國井輝明議長** 伊藤議員。

○**伊藤正彦議員** 慈恩寺が国史跡に指定された今、保存活用、観光等の振興、活用化全般を有機的に連携させてバランスよく前向きに進めていくことが、スピード感につながるというふうに考えますが、現在、当局の担当課や今市長が言われました多くの関係組織、団体との横の連携というものは、どのようにとっているのでしょうか、お答えをお願いします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 現状を申しあげますと、7つの担当課においては、例えば先ほど申しあげました「悠久の魅力」向上基本計画の進捗状況でありますとか、緊急的な課題に対応しては随時情報交換と連携を行っているところでありますし、また、課題ごとに、先ほど申しあげましたそれぞれの課で担当しておりますので、複数にまたがる場合などについても、それぞれの複数の課での協議が必要になってまいります。そういった場合も政策企画課が中心となりながら調整を図っているという状況にあります。

ことしに入りまして全体的な調整ということになりますけれども、先ほど申しあげました推進協議会を4月22日に開催をさせていただいております。慈恩寺全体の課題、情報を参加者が

共有をして各事業の進捗状況の把握、確認、それから課題解決のための方策などを検討しているところでございます。

また、個別の課題もあるわけでありましたが、その個別課題については、事務局及び担当課へ連絡、相談などが行われ、それぞれ情報を共有し合いながら円滑な実施に努めているという状況であります。

○**國井輝明議長** 伊藤議員。

○**伊藤正彦議員** 今、市長が言われた情報共有というのが非常に大事になってくるのかなと思います。それについてはまた後ほどやりたいと思いますけれども、次に、慈恩寺振興活性化に関する現在の進捗状況及びそれを踏まえました課題と対応策について伺います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 先ほど来申しあげておりますが、慈恩寺「悠久の魅力」向上基本計画に掲げているそれぞれの各事業、施策について、我々はその実施に向けて取り組んでいくということにしているわけでありまして。基本計画の中では、全体として32の事業施策があるわけでありまして。中には既に完了している事業、あるいは着手している事業などもあるわけでありまして。例えば第2駐車場内のトイレ整備でありますとか活性化センターの活用、さらにはガイドブックや散策用まち歩きマップの作成、観光ボランティアの育成など既に完了している事業については15項目、さらに、案内看板の設置や土産品の開発など一部完了あるいは着手済みの事業が14項目というふうになっておりまして、合わせますと29項目になって、32項目のうち29項目というふうになっているところであります。

こうした取り組みはもちろん、地域の皆さん、それから関係団体の皆さんの御尽力によるものというふうに思っておりますが、残された大きな課題としては、文化ガイダンス施設と観光売店の整備というふうに認識をしております。文

化ガイダンス施設については、先ほど若干申しあげましたが、史跡慈恩寺旧境内保存活用計画の中に位置づけられるというふうになっておりますので、文化庁への各種手続を踏みながら早期策定に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

今申しあげました旧境内保存活用計画については、今年度中に策定をすることということになっておりますので、文化ガイダンス施設についても、早期に整備基本計画をつくって建設に向けた動きへとつなげていきたいというふうに考えているところでございます。

また、観光売店などの商業スペースについても、文化ガイダンス施設の進捗に合わせて整備をしていきたいというふうに考えているところでございます。

いずれにいたしましても、これらのまだ未着手の事業施策などについては、整備に向けたスケジュールなどが固まった段階で関係者の皆様にお示しをして説明をしていきたいというふうに考えておりますし、また、先ほど来伊藤議員からお話がありましたが、既に完了している事業なども含めて事業全体の進捗状況などについて、広く市民の皆様に機会を捉えてお知らせしていくということが重要なのかというふうに思っているところでございます。

○**國井輝明議長** 伊藤議員。

○**伊藤正彦議員** 重要施策32施策のうちの29が完了、着手ということですがけれども、本当にガイダンス施設とか売店も含めまして大物がまだ残っているかと思えます。そのほかにも進めていく上でいろんな新たなこういったところもしなきゃいけないとか、大きいの中から小さいのから出てくるかと思うんですけれども、そういったことは確実に今後進めていっていただきたいなというふうに思えます。

それぞれの7つ、当局では7つの課がそれぞれの役割で担当しておられるというお話でした

けれども、それぞれの課、慈恩寺だけにかかわっているわけではありませんので、そのほかいろんな多くの業務を抱えておられると思います。そういった課が横の連携を緊密にとっていく、情報を共有していくということは大変な困難を伴うのではないかと思います、しかし、これは大変重要なことです。

そこで、提案ですけれども、今後、慈恩寺の振興、活性化のため、関係課や組織を有機的に連携させスピード感を持って各種施策を進めていくために、仮称ですけれども、慈恩寺振興室とか慈恩寺課といったものを新設をして専従の職員を配置してはいかがでしょうか。職員の増員が難しいというのであれば、数名の専従員を置いて、そのほかはほかの課と兼務というところから始めてもいいかと思えます。

慈恩寺については、市長が以前から答弁されているように、スピード感を持って対応することは極めて重要かと思えます。関係組織やボランティアの方々がやる気になっている間に、息切れしないうちにぜひ御検討いただければと思います。慈恩寺を市の宝、重点事業だと市として位置づけているのであれば、先ほど国の宝と市長おっしゃっておられましたけれども、そういうふうに位置づけているのであれば、この際、思い切った施策をとることを考えてみてはいかがでしょうか。市長の見解を伺います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 伊藤議員から慈恩寺振興のための組織をつくってはと、こういう御質問であります、寒河江市の第6次振興計画の中でも寒河江ブランドチャレンジの中で慈恩寺をきちっと掲げてあるわけであり、チャレンジですから5年間の間に組み込んでいくということにしているわけであり、先ほど申しあげましたが、メインとなるような施設整備に向けて取り組みがいよいよ進んでいくという時期になっているわけであり、そういう意味で、

今はちょっと年度途中で組織の変更というのはなかなか難しいことになるわけであり、来年度の組織体制の中で、伊藤議員の御提案、貴重な御提案だというふうに受けとめさせていただいて検討を加えてまいりたいというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 伊藤議員。

○**伊藤正彦議員** 前向きな御答弁、ありがとうございます。ぜひ、今すぐというわけにはいかないかもしれませんが、それぐらいの思い切ったことをして進めていくということで私は早い時期に成功するのではないかなと思えますので、ぜひ前向きな検討をお願いしたいと思います。

先ほど市長も言うておられましたけれども、慈恩寺に対する当局の取り組みの現状、あるいは進捗状況等が関係者にはわかっている、住民の方々にはなかなかよく見えていないというのが実情ではないかと思えます。現在の目標がどこにあつていつまで達成したいと考えているのか、その次の目標は何であるのか等を皆さんに広く明らかにすることで、ボランティアの方々等を含めてやる気が違ってくるのではないかと思えます。

目標が明確でありませんと、途中でぼきっと折れてしまう危険性があります。先ほど市長が広くお知らせしていきたいというふうに言うておられましたので、ぜひ何らかの形で定期的に発信することを考えていただきたいと思えます。

それも高齢者の方を考えると、やっぱりインターネットとか、それだけではなかなか広く伝わらないのではないかなと思えます。どうしても高齢者の方は紙媒体がメインになると思えますので、そういったことも考慮された上で情報提供していただければ、市民の方々も当局が一生懸命やってくれているというふうに理解していただけるのではないかなと思えます。

最後に、6月1日、昨日から来月18日まで天

台大師と慈恩寺修験が始まりました。私もきのう見に行きましたけれども、すばらしい秘仏が公開されております。伺ったところ、昨日は平日にもかかわらず、午後2時過ぎごろ私行ったんですけれども、130名ぐらいの方が拝観されたというお話でした。プレDCに始まり、もう4年目の取り組みになります。また、ことしは、十二神将のうち4体が7月29日から9月4日までイタリアのローマに海外旅行します。それだけ慈恩寺はすばらしい宝を持っています。当局の皆さんもぜひこの期間中、足を運んで慈恩寺のすばらしさを実感していただくことを要望して、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

散 会 午後2時40分

○**國井輝明議長** 以上をもちまして、本日の日程は終了しました。

本日はこれにて散会します。

御苦労さまでした。

平成28年6月6日（月曜日）第2回定例会

○出席議員（16名）

1番	國井輝明	議員	2番	古沢清志	議員
3番	佐藤耕治	議員	4番	渡邊賢一	議員
5番	伊藤正彦	議員	6番	遠藤智与子	議員
7番	太田芳彦	議員	8番	石山忠	議員
9番	阿部清	議員	10番	沖津一博	議員
11番	辻登代子	議員	12番	工藤吉雄	議員
13番	柏倉信一	議員	14番	木村寿太郎	議員
15番	内藤明	議員	16番	杉沼孝司	議員

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	丹野敏晴	副市長
草苺和男	教育長	児玉憲司	選挙管理委員会 委員長
木村三紀	農業委員会 会長	菅野英行	総務課長（併） 選挙管理委員会 局長
田宮信明	政策企画課長	伊藤耕平	さがえ未来創 成課長
宮川徹	財政課長	設楽和由	税務課長
荒木信行	市民生活課長	森谷孝義	建設管理課長
安達晃一	下水道課長	原田真司	農林課長（併） 農業委員会 事務局局長
辻洋一	商工振興課長	松田仁	さくらんぼ観 光課長
阿部藤彦	健康福祉課長	安達徹	高齢者支援課長
竹田浩	子育て推進課長	小畑広明	会計管理者 （兼）会計課長
軽部賢悦	水道事業所長	土屋恒一	病院事務長
山田健二	学校教育課長	高林雅彦	生涯学習課長
大沼孝一郎	監査委員	渡辺優子	監査委員 事務局局長

○事務局職員出席者

月光龍弘	事務局長	山田良一	局長補佐
渡邊拓也	総務係長	兼子拓也	総務係主事

議事日程第3号 第2回定例会  
 平成28年6月6日(月) 午前9時30分開議

再開  
 日程第1 一般質問  
 散会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

再開 午前9時30分

なお、通告番号23番については、14番木村寿太郎議員から取り下げの申し出があり、これを受理しておりますので、御報告いたします。

○国井輝明議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開します。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。

一般質問

○国井輝明議長 日程第1、引き続き一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

一般質問通告書

平成28年6月6日(月)

(第2回定例会)

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
15	人と動物が共生できる笑顔あふれるまちづくりと動物愛護推進について	(1) 犬猫等飼い主に対するマナーアップの啓発について (2) 殺処分ゼロに向けた対策について (3) 動物愛護教育の推進について (4) 災害時における指定避難所の動物対応について	4番 渡 邊 賢 一	市 長 教 育 長
16	地方創生の次代を担う多種多様な能力のある人材確保について	(1) 市職員採用募集要項見直しについて (2) 再任用職員の「定数外」化と処遇改善について		市 長
17	災害に強いまちづ	(1) 活断層上に建築されている指定避		市 長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
	くりについて	難所の見直しについて (2) 都市計画マスタープラン見直しにかかる防災・減災を見据えた都市計画道路のさらなる整備促進について		
18	寒河江市スポーツ推進計画について	(1) 誰もが気軽に楽しめるスポーツ活動の推進について (2) 競技力向上に向けた取り組みの推進について (3) スポーツ環境の整備と充実について (4) スポーツを通じた地域活性化の推進について	8番 石川 忠	教 育 長
19	農業委員会法・農地法の改正を受けて	「農業委員会等に関する法律」と「農地法」の見直しが進められたが、その影響について		農業委員会会長
20	家庭系ごみの分別変更について	(1) 変更して約2カ月経過しての市民の反応について (2) 変更に至る主な理由について	15番 内藤 明	市 長
21	指定廃棄物の処分について	公園等に保管されている道路側溝の放射性汚泥の処分について		市 長
22	第6次寒河江市振興計画の推進について	住みやすいまちづくりをするための(仮称)迷惑防止条例の制定について		市 長
23	市長の政治姿勢について	「さくらんぼと歴史が育む スマイルシティ 寒河江」を将来都市像に、第6次寒河江市振興計画がスタートしたが、12月の市長選への出馬について	14番 木村 寿太郎	市 長

### 渡邊賢一議員の質問

○**國井輝明議長** 通告番号15番から17までについて、4番渡邊賢一議員。

○**渡邊賢一議員** おはようございます。  
市民クラブの渡邊賢一でございます。  
初めに、九州地方熊本県、大分県を中心とした、かつて経験したことのない直下型地震でお

亡くなりになりました方々に、衷心より哀悼の誠をささげ、お悔やみを申しあげますとともに、被害に遭われました、また今もお避難生活を余儀なくされている皆様に、心よりお見舞いを申しあげたいというふうに思います。

私は、社会民主党市民連合で4月に新会派市民クラブを結成いたしました。市民クラブは、市民の皆様と同じ視点で対話に対話を重ね、市民団体や各地域の皆様、特に社会的弱者の方々

の小さな声を大事にして市政に反映していくということで、私は特に人と命が輝くぬくもりのあるこのまちづくりの政策提案型の活動を目指してまいりたいというふうに思います。市民視点、地域重視、対話主義の理念のもと、小さな会派ではありますが、先輩議員とともに今後とも頑張っている所存でございます。市民の皆様、そして、市長を初め執行部の皆様、どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、本市のさくらんぼの日は、1990年に6月の第3日曜日と制定され、ことしはさくらんぼマラソンが開催されます6月19日ですが、JA全農山形、並びに本県は3年前から出荷最盛期を迎える県産さくらんぼを県内外に広くPRするキックオフとして、きょう6月6日を山形県さくらんぼの日と制定しております。

名曲「さくらんぼの実る頃」で知られ、さくらんぼに縁のある歌手の加藤登紀子さんが、さくらんぼのシルエットは数字の6に似ていることから命名したと聞いております。この記念すべきさくらんぼの日の一般質問を、トップバッターとして立たせていただいていることに、深く感謝申し上げます。

去る6月2日の沖津議員の一般質問におきまして、佐藤市長は、市長選3選出馬に向けてかたい御決意を正式に表明されました。市民一人一人が輝く、そして、幸せが実感できる寒河江市をつくっていくことを決意を新たにされたことは、マスコミ各社が大きく報道されました。

私は、週末にいろんな方々とお会いして佐藤市長の話題になりましたけれども、市民の多くの皆様から、「当然だべ、洋樹さんはすばらしい方だ、洋樹さんしかいないべ」と。市民主役、不偏不党、公正中立の政治姿勢や政治家としてのぶれない御勇断、これらには多くの市民から賛同の声が上がっているわけであります。

本日も傍聴でいらしています市民の方々、またインターネット中継でごらんの市民の皆様も、

市長の御答弁、一言一句を注目しておられますので、私の通告番号15ないし17につきましても、ぜひ前向きなお答えをお願いしたいというふうに思います。

さて、命を大切にする社会をつくるため、私も飼い主、ブリーダーの一人として質問をさせていただきたいと思います。

通告番号15番、人と動物とが共生できる笑顔あふれるまちづくりと動物愛護推進についてでございます。

(1)の犬猫等飼い主に対するマナーアップの啓発について御質問させていただきます。

本市は、古来から神事、流鏝馬や放生会などで動物愛護を推進してまいりました。隣の河北町谷地の児童動物園に近く動物たちとの触れ合いの機会も非常に多いわけでございます。

近隣の自治体では里親募集やしつけ教室が開催されたり、最近では県の最上川ふるさと総合公園の中にドッグランも整備されました。

地震による被害で人命救助のため、テレビ画像などでよく出されるんですけども、捜索で警察犬が活躍されたり、また、視覚障がい者の盲導犬もそうです。最近では猫ブーム、猫カフェまで出てきて私たちに癒してくれる、まさにパートナーというふうになっております。

一方で、犬、猫の正しい飼養に関して市報やパンフレットでいろんな形で飼い主や市民の皆さんに周知されておられますが、残念ながら、まだまだそこが行き渡っていないということで、甚だ疑問視されているわけでございます。現に本市担当課にも多くの苦情が届いていると聞いております。

犬、猫等の飼養に関するマナーのレベルが低いと、具体的にはふんが街路に放置されたり、飼い主のいない野良猫や外飼い猫による夜鳴きの鳴き声、また野菜畑、果樹畑を掘り起こしてしまうなど、町なかや集落の中で近所トラブルが絶えない状況などもお聞きしているわけです。

さらに、いまだに生まれたばかりの子猫を観光さくらんぼ園や史跡名勝寺院など観光施設に捨てるなど悲しい事例も数多くありまして、市の担当課の職員も非常に困っていると。観光施設に捨てるなんていうことで、こういったことは氷山の一角と言われております。

ちなみに動物遺棄は犯罪でありまして、動物愛護及び管理に関する法律、いわゆる動物愛護法、これは1973年に議員立法でできた法律でございますが、この第44条に100万円以下の罰金を処すという厳しい法律であります。本県では2014年に動物愛護管理推進計画を改定しまして、動物愛護行政の方向性を示しているわけですが、残念ながら具体策が乏しいような状況でございます。このようなことは非常に不幸なことでありまして、さくらんぼ、歴史、笑顔の本市のイメージダウンにつながるのではないのでしょうか。

ここで御質問でございます。犬、猫等の動物による市民同士のトラブルを未然に防ぐため、本市としても積極的にマナー知識の向上に向けた施策をもっと推進していただきたい。最近では周辺自治体でも啓発に力を入れておりまして、ぜひとも具体策を講じていくべきではないかということで、市長の御見解をお聞きしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** おはようございます。

渡邊議員からは、犬、猫などの飼い主に対するマナーアップの啓発ということで御質問いただきましたが、答弁も少しプレッシャーがかかるような気がいたします。

御案内のとおり、近年、心の安らぎや癒しというものについて愛玩動物を求めるということが、そういう人が多くなってきているわけでありまして、特に犬、猫につきましては、人生のパートナーとしてともに生きるという意識で飼われている方も大変多くなっている状況にあります。

またその一方で、御指摘のとおり、ふん尿の放置、あるいは鳴き声がうるさいなどということとで近隣同士のトラブルになっているというケースも多々あるというふうに感じております。飼い主の方には、愛玩動物の生涯にわたって周囲の方に迷惑をかけることなく飼っていただくという責任を果たしていただきたいというふうにも思いますし、また、地域社会のルールの中でその飼育、飼っていただいている犬、猫などが地域の一員として受け入れられるよう主体的に行動していただくということが求められているのではないかとこのように思います。

寒河江市としても、飼い主の方のマナーアップについては、これまでも市報等で啓発をしてくれているところでありますが、御指摘のとおり、なかなかそういうマナーの向上が図られていないという面もありますし、また寒河江のイメージアップということを考えていけば、さらにそのマナーの向上への啓発活動などを積極的に取り組んでいく必要があるというふうに思います。

具体的に他の自治体の例なども十分参考にさせていただいて、ぜひ人と動物が共生する寒河江の地域づくりというものを進めていければというふうに思っているところでございます。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** 御答弁いただきましたけれども、これは飼い主任せということで今、どうしてもそういう状況になっているわけでありまして、市民の動物愛護をさらに推進していくためには、今市長からもありましたけれども、先進地で取り組んでいる具体例などを参考にしながら、できるものから始めていくべきだと思います。

先進地では、マイクロチップ、こんなにちっちゃいマイクロチップなんですけれども、これの装着によって登録制度を行っているところもありますし、こうしたことを行えば迷子とか地震などでの災害、盗難、事故などによって飼い主と離れ離れになっても、マイクロチップの番

号をリーダーで読み取ればデータベースに登録された情報と照合することによって、飼い主のもとに戻ってくる可能性が非常に高くなるというふうに言われております。そうしたこともありますが、ぜひ具体的な対応策を今後検討していただきたいと思っております。

次に、もっと深い課題に入ります。命の尊厳を大切にしていくため、(2)の殺処分、正確には致死処分という言葉があるんだそうですが、これのゼロに向けた対策についてでございます。

ここに1冊の本がございます。ある犬のお話ということで、「ストーリー・オブ・ア・ドッグ」という本であります。この本を読めばきっと5分くらいで読める中身なんですけれども、この絵本にはズキッとくる非常にインパクトの強い内容になっております。ぜひ市長にも読んでいただきたいと思っております。

全国で2013年の統計によりますと、12万匹以上の命が人の手によって失われているということが報告されています。寒河江市の現状としまして、県の村山総合支庁村山保健所生活衛生課での発表でございますが、死亡動物の収容件数は2013年に猫は91頭、2014年には猫が110頭、引き取り件数は2013年、犬が3頭で猫が88頭、2014年には犬が4頭で猫が48頭というふうな状況になっています。

ただ、これらは現状のほんの一部で、把握されない実際の数はこの数倍とも言われております。特に猫は、繁殖率が高いわけでありまして、1頭の雌の猫から1年に十数頭にふえるということも獣医師の先生が指摘しているわけです。殺処分や致死処分、これらを減らすために望まれない命をつくらないこと。そのためには、猫を外に出すには避妊や去勢手術、これらを実施することだと専門家はおっしゃっています。

現在、本市の動物愛護団体などが致死処分を減らすため、市内の動物愛護団体の中で費用を負担し、カンパを集めたりしてボランティアの

獣医師さんが避妊、去勢手術を年間40匹程度行っているそうです。ちなみに1匹当たりの費用というのは、避妊が3万円、去勢が1万5,000円などとなっているそうですけれども、これらは市民の力だけでは非常に困難な状況でありまして、ボランティアも限界にきているというふうになっています。また、チェリーランド、チェリークア・パークを初め、地域にある公園周辺や市内の飲食店、空き家、空き店舗周辺は所有者のいない猫に餌を与えている方もおられまして、地域にすみつき繁殖、増殖している状況などがあると地域住民の方からも報告されています。私も毎朝、犬と散歩するわけですけれども、野生化した野良猫から数匹が集まってきて威嚇された、そんな体験もしています。

ここで質問なんですけど、全国では、地域に住みついている猫をTNR、Tはトラップ、捕まえる、Nはニューターとって避妊、去勢手術をし、Rはリターン、もとにいた場所に戻すという。そして、置き餌をせずに餌をちゃんと与えてその場をきれいに掃除して、地域全体で猫を、命を育てるといって地域猫活動を支援する団体も生まれております。

山形市の霞城公園内でも県体育館周辺でこれらを見かけたりします。特にボランティアによる避妊、去勢費用の一部については、何らかの支援策で補助をするなど必要だというふうに思っているんですけれども、こうした実態を御報告させていただきましたが、市長の御見解をお聞きしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 殺処分、致死処分、ゼロに向けた対策ということで御質問いただきましたが、御案内のとおり、どうしても飼い育てることができない、特に犬、猫については、県の山形動物指導センターに引き取りをお願いするということになっているわけでありましてけれども、そのセンターでも一定期間、保護をされるとい

うこととなりますが、新しい飼い主に譲渡されない場合などは、やむを得ず殺処分、致死処分されてしまうということになっているわけでありまして、小さい命がこのような形で失われるというのは非常に残念だというふうにも思います。

こういう状況の中で、先ほど渡邊議員、御質問でもありましたが、一昨年、山形県動物愛護管理推進計画というものを県のほうで改定をいたしました。それを受けて寒河江市でも致死処分、殺処分を極力減らすためにこの県の計画に沿って取り組みを今進めていこうとしているところでございます。

飼い主の方には終生飼っていただくということを徹底をして、そして、避妊あるいは去勢の措置を実施していただく、そして、繁殖した場合とか病気などの場合でも自分でまず責任を持って対応していただくということ、まず先ほど申しあげましたが、これが一番基本だろうというふうにも思います。

特に御質問にもありましたとおり、猫については、みだりに繁殖、それからふん尿による周囲への生活環境汚染、あるいは交通事故死などがあるわけでありまして。こういったことを防いでいくためには、できるだけ放し飼いをせずに屋内で飼っていただくなど、そういう適正飼養というんですか、そういう普及啓発をして徹底していかなければならないというふうに思っているところであります。

議員から獣医師の方々などでつくるグループがボランティア活動されてそういう避妊、去勢の費用を対応しているというお話がありました。大変御苦勞をおかけして、また感謝を申しあげ次第でございます。

我々としても、そういった全体の寒河江市内の環境を何とか守っていくための取り組みの一環として、できればそういうものについても今後いろいろ検討していかなければならないとい

うふうに思います。できれば、県のほうの計画でもありますから県のほうの対応なども踏まえて、さらにはもちろん市内の状況などもつぶさに調べさせていただいて、そういった他の自治体の事例なども十分に参考にさせていただいて、環境の保全という観点から取り組みを研究していきたいというふうに思っているところでございます。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** きょう質問した(1)と(2)につきましても、県でも今月に動物愛護推進協議会を立ち上げたいというふうな予定だと聞いております。村山保健所と連携しながら今後具体的な対応策をぜひ検討していただきたいし、このことが、県や市町村に先駆けて寒河江市が動物愛護を積極的に推進するまちなんだということで、これをアピールしてイメージアップにつなげて観光や移住につなげていくと、交流人口や定住人口をふやしていくことに私は結びつくんだというふうに確信をしております。

さらに、命の尊厳を大切にしていくことは、次の質問でもありますけれども、子供たちの健全育成に直に結びつくというふうに思っています。

さて、続いて、さがえっこがすくすく育つ環境をつくっていくため、(3)であります動物愛護教育の推進について御質問させていただきます。

今、パソコンとかタブレット、また学校では学力テストなど、残念ながら競争偏重教育とも指摘される評論家もいらっしゃいますが、そうした教育を見直すべきというふうな警鐘を鳴らしている方もおります。

私は以前、この場所で自殺や不登校、ひきこもり、いじめについて質問させていただきました。動物の虐待、遺棄の防止、そして、命の尊厳の大切さを教える教育、人間と動物たちの共存共生社会を目指す取り組みによって人の痛み

を、そして動物の気持ちをわかる温かさ、人間力をつけてすすくと強く優しい人間に育てほしいというのが、多くの市民の皆さんの願いでもございます。

そこで、京都市で昨年、一昨年ですか、制定されました動物愛護憲章というものがあまして、これを参考に子供たちの動物への愛情をさらに育んでいくことが必要だと思います。

この憲章は5項目ございまして、1つは動物を思いやりましょう。2つ目が動物のことを学びましょう。3つ目が動物との正しいかわりを考えましょう。4つ目が動物とのきずなを最後まで大切にしましょう。最後、5つ目が、人にも動物にも心地よいまちをつくりましょうということで今活動を進めているそうです。

もう一つ、先進地の例で挙げますと、和歌山市では、学校教育の中で獣医師さんや保健所の職員の方、あるいは盲導犬を招いて動物愛護教室なども開催しているそうです。子供たちが心を開いてすばらしい成果を得ているということも報告されております。

ここで質問をしたいのですが、本市の第2次教育振興計画にある命の教育の具現化として、小中学校、障がい児の学校等における動物愛護教育の現状について、具体的な事例などをお聞きしたいと思います。教育長の御認識、御見解をお聞きしたいと思います。

○**國井輝明議長** 草苺教育長。

○**草苺和男教育長** 動物愛護の教育ということで、第2次教育振興計画の中にも生命尊重とか自然愛護の精神を育む教育ということで示させていただいております。

現在の具体的な学校教育における事例ということでもありますけれども、学校では、特別に国語、算数のように特設した時間というのはもちろんございませんけれども、動植物、植物も含めて、例えば小学校の生活科というのがあります。これは1、2年生が学ぶ教科でありますけ

れども、この中では、動物を飼ったり植物を育てたりしながらそれらが育つ場所とか、あるいは変化や成長の様子に関心を持つ。そして、それらには生命、命がある、命を持っているということとか、成長していることに気づいて、そして、生き物への親しみを持って大切にしようという、そういう心情を育てることを目指しているものでございます。

また、このほかにも動物との共存、共生ということでは、道徳の時間などでそれぞれの学年に動物にかかわる教材などもございます。そういったことで学びますし、特別活動の中でも体験的に触れ合ったりしながら学ぶということが学校では行われているということです。

さらに、市内の小学校では、犬、猫ということではありませんけれども、実際に小動物、例えば理科との関係でメダカを飼ったり、金魚など魚類を飼ったり、それからカエルなどの身近な小動物を飼育したりしておりますし、各家庭においては犬や猫、あるいは小鳥などを大切に育てているという例も少なくないなというふうに思っているところであります。

こんなふうに、学校教育だけでなく家庭、地域も含めて連携しながら具体的な動物愛護の教育が、指導が行われているというふうに認識しているところであります。

市教委といたしましても、今後とも動物愛護も含めた命の教育ということは重視しながら、力を入れて指導してまいりたいなというふうに思っております。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** ありがとうございます。今、児童や生徒さん方に対するこれからもそういった教育をぜひふやしていただきたいというふうに思っているんです。

動物も笑顔があります。笑うんですね。動物のベストスマイルというものは人間を和ませてくれるばかりでなくて、本当に癒してくれると

思います。

私もビーグルという雌の犬を飼っているんですけれども、これはイギリスでウサギ狩りの狩猟犬だったというふうに言われています。16年前、子供たちがどうしても飼いたいんだと、特に娘がそういうことで飼いはじめましたけれども、今は家を離れたため、数年前から私が主人となりましたけれども、2000年のシドニーオリンピックの年に出生しまして、このときマラソンで金メダルをとった高橋尚子さんのニックネームであります、今度、さくらんぼマラソンにもゲストランナーで来られるそうですけれども、キューちゃんと家族は命名しました。16歳は人間でいえば80歳の健康長寿の犬であります。家族同様、そして、地域の住民と同様に親しくなり、人と動物が共生できる笑顔あふれるまちづくりのために、ぜひ動物愛護推進をさらに進めていただくことは、ひいては市民一人一人の幸せにつながってくると思います。今後もぜひ前に進めていただくことをお願いし、私も市民の皆さんとタイアップしてこれからも活動を続けていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

さて、続いて通告番号16番でございます。地方創生の次代を担う多種多様な能力のある人材確保についてであります。

ここに新聞の切り抜きを持ってまいりました。第61回の県縦断駅伝大会が4月に開催されました、市長が実行委員長、そして、教育長が総監督ということで非常に力を入れて頑張っておられたわけです。我々議員団も2日目、応援させていただきましてけれども、この中で、やはり地域に感動を与えるというか、そして、トップは寒河江西村山ということでラジオでも何度も何度も連呼されまして、本当に勇気も与えていただいたというふうに思っています。

(1) 市職員採用募集要項の見直しについて関連しますので申しあげたいのですが、この歴史と芸術文化、そして、生涯スポーツ振興のた

めに人的な体制強化について必要だというふうに市民の皆さんからも多く出されております。

1つ目、県内自治体の職員募集の状況につきましては、今、募集要項がネットなどで出されているわけですが、山形市においては、笑顔、意欲あふれる地域密着型の公務の達人を募集したいということで、行政上級、そのほか身体障がい者対象枠、特別選考枠、社会人枠というものがあましてそれぞれ募集をされています。

上山市では、一般のほかに社会人枠、自己アピール枠ということで、特に埋蔵文化財、スポーツ、芸術文化、学術研究、社会貢献などのスペシャリストを募集したいというふうなことであります。

新庄市初め最上地域の町村では、この各教育委員会などでスキーや長距離のスポーツ選手も採用して地域を盛り上げているというふうな状況もあります。

ここで質問です。多くの自治体で行っている職員採用の試験の中で、運動選手や学術研究などの特別枠、社会人採用枠、障がい者特別枠などぜひ本市でも行って専門スタッフを採用し、特に力を入れなければならないシティプロモーションの推進とか、生涯学習の振興、スポーツ振興、こういったものに人的強化を進めていくべきではないでしょうか。

本市のスポーツ推進計画にある競技力向上、スポーツ指導者の養成や資質向上ということどうなっているわけですので、ぜひ率先して市が行うべきでございますし、また、本市の第3次障がい者基本計画の施策4にございます経済的自立就労支援ということで、障がい者の方をもっと支援していく方針が掲げてありますので、ぜひ市が率先して進めていくべきだというふうに思いますが、市長の御見解をお聞きしたいと思います。

○国井輝明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 お答えを申しあげたいと思いますが、御案内のとおり、寒河江市では、今、渡邊議員御質問にあった特別枠の採用というものは実施をしていないわけであります。

我々ちょっと調べてみたところで、来年度の募集に関して実施をするという、13市の中では御指摘のような山形市、それから上山市というものが実施をされるというふうに聞いています。山形市については、先ほどありましたとおり、スポーツ、文化芸術などで全国大会以上のレベルの大会で入賞経歴があり、また現在も現役で活躍している方、また、上山のほうでは、埋蔵文化財に関する専門的な知識や経験を有する人、スポーツ、文化芸術などの全国大会で入賞し、その過程において培われた能力を市政で発揮できる人などというふうに応募の条件が資格としてはなっているようでありますが、また一方、今年度から特別枠の採用試験を取りやめた市などもあるようであります。

この特別枠については、これまでもずっといろいろ研究というんですかね、それはしてきたわけでありますけれども、実際、そういう採用試験を実施する場合、例えば芸術文化、スポーツなど多様な能力を有する受験者に対して採点の統一的な基準をどういうふうに設定するか、スポーツと芸術、どういうふうに採点の基準をつくるかなど、それから大きい自治体でありますれば違いますが、全体の採用者数がそれほど多くないわけでありますので、そういった中で特別枠の割合というものをどの程度にしていくなのか、あるいは毎年するのかどうかなども含めてそういった点、それから、例えばスポーツなどで現役で活躍していただくという場合、ずっとというわけにもいきませんから、採用後、将来にわたってどういう人事の配置などをしていくなのか、そういう課題があるということで、これまでもいろいろ検討してきているんです。そういう検討、途中なわけでありますので、

現時点では、寒河江市ではそういう採用をまだ実施をしていないということではありますが、非常勤嘱託職員として現実的にはスポーツ指導員あるいは歴史文化専門員、美術館専門員、地域おこし推進員などという形で採用をさせていただいて、多種多様な能力のある人材に活躍していただいているという状況であります。

また、障がいを持たれる方、身体障がい者の方を対象にした特別枠などという御提案もありましたが、例えば県あたりでは、そういうのはどうなんですかね、寒河江市などの場合は、小さい組織なので、そして、住民に接する仕事でいろんな日中でもそういう多方面で活動していかなきゃならないということがありますので、そういう業務内容とか、職場の環境整備などということで、なかなか課題もまだあるという状況でありますので、そういう特別枠というものをまだ設定をしておりません。

そういうことでもありますけれども、もちろん、ハローワークのほうとも十分相談をさせていただいて非常勤の嘱託職員として採用させていただいて、法定雇用率を達成しているという状況であります。

そういう状況でありますので、我々としても、引き続き研究課題として捉えておりますので、この件についてはさらなる研究を進めていきたいというふうに考えております。

○國井輝明議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 今、市長からさらなる研究を続けていくというお話でしたけれども、ぜひ健常者、障がい者の方々のフォローということで健常者との差別をなくしていただきたいと、こういった段差をスロープにしたり、市庁舎も改修するわけですが、そういったハード面だけでなくソフト面からもぜひお願いしたいし、市長、ここにも礼状が届いていましたけれども、来年はさらに、さっきの駅伝の話に戻りますが、2日目、優勝、総合3位以上目指すべく選手、

スタッフ一同、練習に励むんだということで実行委員長の市長の御決意もあるわけですので、ぜひ引き続きスポーツ選手のそうした採用なども研究の中で特に進めていただきたい分野だというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

続いて、(2)の再任用職員の定数外化と処遇改善についてでございます。

これにつきましては、年金制度の改悪、特に年金支給年齢の引き上げによって無年金になる期間が出てきたというふうなことで、雇用主は従業員が希望すれば再雇用の責任があるというふうなことで、今、市の職員の方も希望どおり再任用されているというふうに思っています。

実態をお聞きしますと、無年金で働かざるを得なくて希望したけれども、賃金、一時金は現職時代の約半分で、仕事は職員1人分の業務をこなさなければならないということでもあります。非常に再任用職員のモチベーションが低下していることや、これは県の職場でも同様なんですけれども、中途退職者も出ているというふうなことも聞いています。

安倍政権が声高らかに打ち出している一億総活躍社会、女性活躍の拡大、同一労働同一賃金からすれば、この制度については全くの今の制度はおかしいんじゃないかというふうなこと、アベノミクスが今、失敗と言われてはいますが、年金の原資を株に手を出して5兆円、7兆円の損失も出ているというふうなことで、非常に我々若い世代も含めて将来が非常に心配だというふうなことで、60過ぎの働く場のない無年金の先輩がこれからもっとふえてしまうんじゃないかというふうに思います。

再任用制度を実施することによって、かえって職員全体のモチベーションが下がっては、これは意味がないことでもありますし、意欲を持って退職後も働ける環境にすべきであるというふうに思います。

1つは、地方公務員法第22条による定数外職員というふうなことや、あるいは賃金改善も含めて何らかの改善をやっていかないと、どうしても新規採用も減ってしまうというふうな悪循環になっていくと思いますので、そこをぜひ考えていただきたいと思います。市長の御見解をお聞きしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 再任用職員に関する御質問をいただきましたが、御案内のとおり、再任用職員の勤務時間というのは、一般職員と同じ時間を勤務する、いわゆるフルタイム勤務と、また例えば週2日から4日間までの範囲内で時間で勤務する短時間勤務というふうに大きく2つに分かれているわけですが、国家公務員においては、フルタイム勤務職員は定数内、また短時間勤務職員については別に定数を管理して、その導入により軽減される常勤職員の業務量に見合う定員を削減するのが基本だというふうになっているわけがあります。

寒河江市におきましても、フルタイムで勤務する場合は定数内という扱いをさせていただいて、短時間勤務の場合は、勤務時間の割合に応じた人員で職員配置などの管理を行っている。週4日で勤務される場合は、0.8人というふうに換算をしているというふうにございます。

先ほど給与のお話もありましたが、従事する業務内容の複雑さ、それから困難さ、責任の度合いなどによって給料額を決定するというふうになっているわけでありまして、現在、再任用の職員については、主事級程度相当として配置をさせていただいて、行政職給料表2級を適用しているというふうになっています。

渡邊議員から御指摘ありましたとおり、今後、退職してから年金支給年齢に達する期間が段階的にふえていくこと、さらにはそういったことに伴って再任用職員数が増加していくということも想定される、あるいは任用期間が長くなる

ということが考えられますので、組織としてこの再任用職員の位置づけなどを改めて考え直していかなければならない、その役割などを考慮していかなければならないというふうにも思っております。給料などについても、そういったことを踏まえながら決定していくべきものだというふうに考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** 県の動きなどを若干御報告しますと、改善に向けた見直し検討と職員団体との話し合いなども今盛んに行われているそうですし、また、女性の再任用も徐々にですけれどもふやしていかなきゃならないだろうということで、今現在、本市のほうはゼロなわけでありまして、女性が働けるような条件にしていかなきゃならないというふうに思います。

さっきありましたけれども、本人はもとより、職場全体のモチベーションを上げていくためには位置づけとか、さっきあった給与、賃金の見直しというのが不可欠だと思いますので、ぜひこれから進めていただきたいというふうに思っています。

続いて、最後の質問に入らせていただきます。

通告番号17番につきましては、6月2日に遠藤議員が4番で、伊藤議員が13番で(1)のほう、都市計画の関係につきましては、6月2日に8番で島落衣線のことで阿部議員が関連した質問をされておりますので、私は重複を避けるような形で御質問をさせていただきたいと思えます。

まず最初に、災害に強いまちづくりということで、(1)の活断層上に建築されている指定避難所の見直しについてでございます。

5月10日に県が寒河江警察署、みやま荘、山形盲学校の建物に関しても含めたニュースがありました。山形市は5月16日に市有施設の調査結果ということでホームページで公表しているわけでありまして、本市の陵東中学校、寒河江

小学校などについても、非常に心配だという声が市民からも出されています。

今、お示しする寒河江山辺活断層帯ということでありまして、これはホームページにもアップされているわけですがけれども、北は中河原ですか、三泉地区から西根、石川、そして中央地区、本町、南町、末広町、栄町、みずき、島、そして、中山町の小塩の現野球場に至るまでのこの断層帯については、非常に不安であります。

さくらんぼ大学のほうでも地質に関して今度講座が新たにできて募集したところ、1日で埋まったというか、私、2日目の朝一で行ったんですけれどもだめでした。もう目いっぱいですということで、温泉の特別コースだけ聞きに来てくださいということで、ああ、そうですかというふうになったんですけれども、皆さん、関心、非常に高いです。

寒河江市の公共施設等総合管理計画が策定されまして、公共施設等を計画的に更新、統廃合、長寿命化等を行うための道筋、要は市民参加のまちづくりにつながる公共施設等を有効的に活用する仕組みづくりを進めるんだということで、防災・減災の視点からも特に避難所については、活断層の上であれば、万一の災害のときにこれは利用できなくなるわけでございます。その可能性が高いわけでありまして。特に寒河江警察署からずっと200メートルに位置する指定避難所の陵東中学校の安全性とか、災害時に西村山地域の中心となってキーステーションが置かれる村山総合支庁の西村山地域振興局の安全性もどうなのかというふうに思います。そのほか、ハローワークや年金事務所、市民体育館、市民文化会館、西村山広域消防本署などが隣接しておりまして、この延長上にはハートフルセンターやこの市役所の庁舎、寒河江小学校、そして、この前もありましたけれども市民浴場などもこの上に乗っかっているわけです。

活撓曲という地質学上の言葉なんですけれど

も、専門用語なんですけれども、これは想定される直下型地震、マグニチュード7以上を受けた場合に甚大な被害が想定される活断層の地下にある断層が活動した場合、地表が変形するというふうなことであります。土地が傾いたりして地震動による被害はこの周辺で起きるんだというふうに指摘されております。

時間もだんだん限られておまして、でもここは非常に重要なところなんですけれども、私は避難所につきましては、ぜひもう一度精査をしていただきたいというふうに思います。そこに何千人という人が集中した場合、そこが使えなくなるとなれば、大変なパニック状態になってくると思います。

また、さくらんぼハウスなどを使ってシートを覆って自活するとか、車で寝たりするんじゃなくて寒河江型の防災テントの仕方とか、そういったものをいろんな専門家の方と相談していただいてやっぱり私は進めていくべきだと思います。

地表の変異ありということで公共施設が明記されているわけでありまして、地表の変異がないところとは数段に被害の想定が高いわけでありまして。そういったことにつきましてぜひ進めていくべきだと思いますが、市長の御見解をお聞きしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** ただいま御指摘ありましたけれども、御案内のとおり、活断層上、陵東中学校、それから市役所、寒河江小学校などは比較的近いところに位置しているわけでありましてけれども、今御指摘のあった施設などは、耐震性があるという施設にもちろんなっているわけでありまして。

ただ、それは今までの概念なのかなということも不安、我々もちょっとどうなのかなということがあります。熊本の地震で震度7が連続して2回起こったり、また震度1以上が

1,500回以上発生しているというのは、今までの通常の耐震化で耐えられるのかどうかということがあるわけでありまして。先般の一般質問でもお答えしましたが、国とか、あるいは県あたりでのそういう基準の見直しなども含めて検討していただかなきゃならないというふうに思います。

そういう意味で、我々としては、いざというときには、あらかじめ指定している避難所についても、全て安全を確認した上で避難所を開設するというようにしていきたい、していかなければならないというふうに現時点で思っているところでございます。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** ぜひ、余震と本震が2回続くとか、非常に地殻変動、予想つかない状況ありますので、ぜひそういった点でもお願いしたいし、私も災害ボランティアの登録もさせていただいて、いざというときに受け入れなどのそういうボランティアの皆さんと協力して今後活動を進めていきたい一人でもありますので、よろしくお願いしたいと思います。

最後の質問になりますが、時間もありませんので端的にお答えいただきたいと思います。

市民の関心が非常に高い都市計画マスタープランの見直し、これが策定がおくられてしまっているという状況、特に道路につきましては非常に要望などが多くて、資料もいただきましたけれどもどうなんだという声が上がっています。特に今申しあげた防災・減災の視点からすれば、都市計画道路というものは非常に生命線でありまして、ライフラインとなる、特に内回り環状線、島落衣線とか柴橋日田線、山西米沢線、この都市計画道路はぜひ早急に整備すべきだというふうに思います。このマスタープランに係る意見をぜひ尊重していただいて、早く進めていただきたいという視点で御質問したいんですが、市長の御見解をお聞きしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 道路整備については、マスタープランの見直しの中でも鋭意検討を進めていただいておりますが、もちろん、平時の場合だけでなく災害時においても緊急物資の輸送などということが必要不可欠になるというふうに思っております。そういう意味で県が策定した緊急輸送道路ネットワーク計画というのがありますが、それに対応して市のほうでも整備を進めているところであります。柴橋日田線、山西米沢線というのがそういうネットワークの道路に該当しているわけでありましてけれども、今、御質問にありました落衣島線については、そのネットワーク計画には直接掲載されておりませんが、そういう緊急輸送路の代替路線、あるいはそういった緊急輸送道路間のアクセスという意味で大変重要な役割を果たしていくということで考えているところでございます。

この整備につきましては、この間もお答え申しあげましたが、なかなか国の予算などもあって、できるだけ我々としても財政支援の要望を引き続きお願いをしながら、その状況などを見て早期着工、早期完成に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** 市民の安全・安心をしっかりと守っていく。そして、災害に強いまちづくりとして防災・減災を考えて、備災という言葉もあるそうです。そういった災害時の初動体制をしっかりとつくれるようなハード面、ソフト面の準備というものが必要でございます。「さくらんぼと歴史が育む スマイルシティ 寒河江」、この中にもあるそうした計画をぜひ具体的に一步一步進めていくために、今後とも我々も頑張りますし、ぜひ執行部の皆さん中心に市民の皆さんに対して見える、そうした取り組みをいち早くお願いしたいと思います。

さっきちょっと御答弁ありませんでしたけれ

ども、都市計画マスタープランの策定につきましては、非常に目に見える形で市民の皆さんがお待ちですので、これも含めて要望したいというふうに思います。

時間になりましたので、私の質問、これで終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

## 石山 忠議員の質問

○**國井輝明議長** 通告番号18番、19番について、8番石山 忠議員。

○**石山 忠議員** 質問に先立ち、4月14日から続いている熊本地震によりお亡くなりになった方、被災された方及び避難を余儀なくされている皆様に心からお悔やみとお見舞いを申しあげ、一日も早く日常を取り戻されるよう御祈念申しあげます。

「さくらんぼと歴史が育む スマイルシティ 寒河江」を将来都市像とする第6次寒河江市振興計画がいよいよスタートしました。3月定例会の一般質問において、第6次振興計画の目標実現のため、行動計画の成果を不動のものとする役目が佐藤市長にあると思う。リーダーとしての役割を担い、オンリーワンの寒河江を目指してほしいと御所見をお伺いしました。

6月2日の同僚議員の質問において、3選に立ち向かう決意と所信を表明されました。心から敬意を表するとともに、安心して質問できることをうれしく思います。

そこで、振興計画の実現に向け、10年間の重点目標とそれを達成するための5カ年間の集中的、重点的な取り組み、チャレンジを設定されていますが、その中からこのたびは「みんな笑顔若返りのまち」を目標とする健康・笑顔チャレンジを中心に質問させていただきます。

通告番号18番、寒河江市スポーツ推進計画について伺います。

第6次振興計画において、一人一人が力を発揮するまちとして豊かな人生の生きがいくりの施策、施策の体系、生涯にわたってスポーツに親しむ取り組みの推進を掲げました。

それを受けて寒河江市の未来を切り開いていく教育を目指して第2次寒河江市教育振興計画が策定され、生涯にわたって生き生きと学び続ける取り組みを推進する基本方針を示し、寒河江市スポーツ推進計画につながっています。

そこで、スポーツ推進計画の4項目の基本方針の中から施策の展開と主な取り組みを取り上げ質問させていただきます。

まず第1、誰もが気軽に楽しめるスポーツ活動の推進について、学校の体育に関する活動の充実について伺います。

現状と課題では、運動をする子供とそうでない子供の二極化の傾向が指摘されており、本市においても学校の授業以外でほとんど運動していない児童生徒が、特に女子に多く見られ改善が必要です。さらに全国的に子供の体力低下が指摘されています。

本市においても、平成26年度に実施した全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果では、小学生では柔軟性、走力、跳躍力、中学生では握力、柔軟性、跳躍力等に課題があるとしています。

そこで、これらの課題解決のため、特に運動部活動の現状と今後の取り組みについて伺います。

○**国井輝明議長** 草苺教育長。

○**草苺和男教育長** 体力の向上、運動能力の向上と運動部活動の現状等についての質問がありましたけれども、運動部活動の趣旨というのは、スポーツに興味と関心を持った同好の生徒が集まるということで、より高い水準の技能とか記録を目指して挑戦する中で、そういう中でスポーツの楽しさ、喜び、こういったものを味わうということでもあります。

また、豊かな学校生活を経験する活動でもある。同時に体力の向上、心身の健康の増進を図るとともに、もちろん、互いに協力し合って友情を深めるというような人間関係を育むということも、この運動部活動では大切にされているところでもあります。

本市の各中学校では、この趣旨を踏まえて適切な運動部活動が展開されているというふうに思っておりますし、生徒の体力や運動能力の向上に大きく寄与しているものと認識しているところでもあります。

そういう中ではありますが、今御指摘のように、日常的に運動している子供とそうでない、ほとんど運動しない子供のいわゆる二極化については、本市でもその傾向が認められております。最新のデータでいいますと、平成27年度実施の体力、運動能力の調査というのがございますが、その結果を見ますと、小学校5年生においては、女子は全て全国を上回りました。しかし、男子の柔軟性と走力、そしてまた、中学2年生の調査では、男女ともに敏捷性などが全国平均を若干下回っているという課題も見られたところでもあります。

これらを改善していくために必要な運動が、運動部活動に所属する生徒だけのものにとどまることだけでなく、運動部活動のよさを保健体育の授業の中で取り入れてやっていくと、あるいは、体育祭とかマラソン大会などがありますけれども、そういった体育的な行事を行ったり、さらに体力、運動能力を高めるために1学校1取り組みという、そういう取り組みもやっておりまして、それぞれの学校の実態に見合った取り組みをしております。そして、全ての生徒がさまざまな運動に親しめる環境というものを整えることも各学校においては大切にされているという状況でございます。

本市の子供たちの体力、運動能力に関しましては、そういう現状がありますので、その現状

を鑑みましてさらにどのような工夫が必要か、工夫ができるか、各学校とも相談をしながら検討し、必要に応じて指導をしてまいりたいなどというふうに考えているところであります。

○**國井輝明議長** 石山議員。

○**石山 忠議員** 今、御答弁をいただきましたけれども、1学校1取り組み、なかなかいい取り組みだというふうに思いますが、続けて御質問させていただきますけれども、運動部活動に参加している子供たちの人数が少なくなっていることというのは、私が知る範囲でも、スポーツ少年団あるいは中学校や高校の部活動において大会の試合に出られる人数に達していない種目やエントリーに満たないケースが見受けられます。少子化や運動環境の変化のほか、保護者の考え方も変わってきていると感じますが、どのように捉えていらっしゃるのでしょうか。

さらに、公式試合のみならず、練習試合や遠征などにも保護者の参加も要請され、経済的な負担も大きいと考えます。子供の貧困などが話題になっていますが、部活動も経済的な条件で参加できないとなれば、不幸なことだと思います。教育委員会としてどのように認識をなされておられるのかお伺いいたします。

休日返上で指導に汗を流しておられる先生方に敬意を表しながら、その対策についてもお伺いしたいと思います。

○**國井輝明議長** 草苺教育長。

○**草苺和男教育長** 先ほど申しあげましたように、運動部活動というのは、教育活動の中で行われているわけでありましてけれども、生徒の意欲的な取り組みとか指導者の熱心な指導、そして、保護者や地域の方々など多くの皆様の理解のもとに、協力のもとにその教育的な効果というものを高めている状態であります。

今、御指摘がありましたように、少子化によって部活動の運営というものが難しくなっているその難しさ、あるいは多様化する保護者、

生徒のニーズ、それからさらに、経済的な負担など新たな課題というものも出てきておられて、その対応を求められているという状況でございます。

少子化に伴う部活動のあり方ということにつきましては、部員数の減少ということに伴いまして、練習とか大会参加等におきまして少人数であるがゆえの難しさというものもありますし、生徒数の減少に伴う教員定数の減少ということもありまして、指導体制の課題なども含めて将来を見据えた部活動のあり方というものを検討していかなければならない、そういう必要が出てきているというのが現実的に高まっているなというふうに思っております。

実際ある市内の中学校におきましては、生徒数の減少に伴う部活動のあり方について、保護者との連携のもとに具体的な対応策というものを示して少子化への対応というものを図っているわけでありまして、そういうことで喫緊の課題となっております。

また、先ほど申しあげましたように、多様なスポーツへの取り組みを希望する生徒というものも少しずつふえておりますし、運動部活動への保護者の考え方も多様化しているということで、それらへの対応も求められておきまして、各中学校におきましては、その工夫を凝らしながら生徒の教育活動の一環ということで運動部活動のあり方を、共通理解を図りながら展開しようと鋭意努力をしているところでございます。

それから、大会への参加等、大会等、練習試合も含めてに伴う経済的な負担という御指摘がございましたが、その支援につきましては、現在は大会参加等にかかる経費の7割を市で補助しております。そういう状況でございます。

部活動の具体的な運営というのは、基本的には各学校の判断に基づいて行われるものでございますけれども、市教委といたしましても、常に学校と連携をしながら現状と課題、状況を十

分に把握して対応策を練って進めてまいりたい  
なと思っていますところであります。

○**國井輝明議長** この際、暫時休憩いたします。

再開は11時といたします。

休 憩 午前10時44分

再 開 午前11時00分

○**國井輝明議長** 休憩前に引き続き会議を開きま  
す。

石山議員。

○**石山 忠議員** ただいま教育長より御答弁いた  
だきましたけれども、1つは、少子化あるいは  
保護者の多様化、さまざまなものを検討してま  
いりたいというお話をいただきました。

そこで、現実的なことに触れてみたいと思  
います。

運動部活動あるいはスポーツ少年団、そう  
いう活動に参加したいという子供たちがいて、地  
域の、あるいは周りの人たちも能力の高さを認  
めつつも、その子の家庭の事情で部活動に入れ  
ない、あるいは途中でやめた、スポーツ少年団  
に参加できない、そういった事例が出ているこ  
とは事実です。

それから、先ほど保護者の利用負担の部分  
を申しあげましたけれども、現在、子供たちの、  
あるいは中高生の試合や練習試合、そういった  
ものについて保護者が参加をするというのが半  
ば公然とした義務化になっているような感じさ  
え受けます。そんなことでいきますと、諸大会  
あるいは諸練習ゲームと遠征、そういったもの  
が遠くは兵庫県まで行ったなどという話も聞  
こえてまいります。子供、生徒、本人のみならず  
父兄も参加をするとなれば、費用も時間的な負  
担も相当大変なものかなというふうに思ってい  
ます。たしかいつごろか、ちょっと定かではあ  
りませんが、乗り合いで参加することについて  
学校側あるいは教育委員会側でそれはまずい  
ということで、個人の車では自分の子供たちを  
送迎する以外ないなどということも決められて、

相当負担感が出てきているという実情がありま  
す。そういうこともこのあり方の検討の中に入  
っているのかなというふうに理解をしながら、  
できればそういう経済的な支援ができるような、  
例えばスポーツ奨学金的なものを考えると、  
そういったものをトータル的にぜひ御検討い  
ただければありがたいなというふうに思ってい  
ます。

指導体制についても、子供たちの少子化に伴  
っての先生方の教職員数の減とか、あるいは専  
門性の持ち方とか、さまざまな課題があるかも  
しれませんが、これらについては後ほどの質問  
でも触れさせていただきましても、これら  
についても十分御検討いただければありがたい  
というふうに思っています。

教育長からもありましたように、全国的にも  
今の子供たちの体力は低下しているというふう  
に言われています。1985年ぐらいがピークで、  
そこから低下の一途をたどりまして98年あたり  
が一番のボトムで、最近はいろいろな施策や取  
り組みによって若干回復傾向にあると言われて  
います。

体格的には3センチほど伸びており体格は大  
きくはなったものの、それを使いこなす運動能  
力、機能が発達していないことになります。さ  
らに、得意、不得意の二極化が進んでいるとい  
うことで、その中では、よく遊ぶ子はよく勉強  
もすると。全国学力、体力テストの関係からも  
見えると言われてしています。

市の状況は先ほどお伺いしました。寒河江市  
では生活習慣をよくするために「早寝早起き朝  
御飯」、これに「早寝早起きみんなで朝御飯」  
という言葉を使って推進していますが、早く寝  
られない、早く起きられない、朝御飯が食べら  
れないのは、基本的に疲れていないからとも言  
われております。そこにも運動のかかわりが出  
てきます。運動のできる条件整備のため、諸取  
り組みについてよろしくお願ひしたいというふ

うに思います。

次に、スポーツ少年団の現状についてお伺いします。

スポーツ少年団は、生涯にわたってスポーツに親しむ子供たちの育成のため、ボランティアの指導者を中心に活発に活動し、その成果を積み上げています。先ほど教育長からありましたように、本市においても、全国大会出場補助金など他市に比べると充実していると感謝しておりますが、ゴールデンエージと言われる小学生もスポーツ少年団に加入する割合が減少しているとともに、低年齢化が進んでいると感じられます。運動、部活動同様に現状と課題についての御認識と対策についてお伺いしたいと思います。

○**國井輝明議長** 草苺教育長。

○**草苺和男教育長** スポーツ少年団の現状、課題、そして対策ということでございますが、まず、本市のスポーツ少年団の現状でございますが、平成27年度の登録団員数、これはソフトボール競技の団が1団体加盟したということで32団体となりました。しかしながら、今年度は団員の減少によりまして団としての活動が成り立たなくなったということから2つの団が合併したということがありましたので、1団減の31団体という登録の見込みであります。団の数も減少傾向にあると言えます。

また、平成27年度の団員数は、小学生を中心とした団員が573名登録をしております。登録数は、児童数も減少しているということから年々減少しているわけですが、スポーツ少年団のメインである小学生の加入率につきましては、緩やかな減少傾向にとどまっているという状況でございます。

それから、指導者数でございますが、ここ数年横ばい状態でありまして、平成27年度、指導者数は271名、そして、うち約75%に当たる204名の方が有資格者となっております、指導員数

も有資格者数も年々増加をしているという状況でございます。

こういう現状でありますけれども、課題として認識しているということとしては、1つは、団員数の減少ということで、スポーツ少年団登録のための基準というのがあるわけですが、団員数10名を満たせない団が出てきている。10名基準を満たせない、活動に支障を来しているということが1つあります。

もう一つは、これまで1つの小学校区で活動していた団というのが、団員数の減少によりまして団が合併した活動が継続しているということから、加入する団員が複数の小学校区にまたぐ団というのがふえてきているという状況であります。

そういうことから、活動日あるいは活動場所、こういったものの調整に苦慮しているということもありますし、これまでと異なる難しさも生じてきていると認識しております。こういうことから、団相互の交流とか団の活性化ということについて支援をしていかななくてはいけないというふうに思いますし、そういう支援などを通してスポーツ少年団全体のあり方というものも検討をしていく必要があるなと思っております。

○**國井輝明議長** 石山議員。

○**石山 忠議員** 先ほど中学生の部活動も含めて、小学生も含めてですけれども、非常に少子化の影響というのは大きいなというふうに思いますが、反面、何回も申し上げますけれども、やりたいけれどもできない状況があるということをぜひ御認識をいただいた上で、お取り組みをお願いしたいというふうに思います。

小学校区の合併とか、あるいは複数の小学校が一緒になって、あるいは他地区から入って団活動をやるということについては、各カテゴリーにおける制限もいろいろあるように聞いていますので、それらについてもぜひ精査の上、

御対応をお願いしたいというふうに思います。

次に、競技力向上に向けた取り組みの推進についてお伺いをしたいと思います。

本市の選手が国際大会や全国大会で活躍することは、市民に明るい話題を提供し、スポーツへの関心を高め、夢や感動を与え、自信と誇り、郷土愛を育み、活力ある市勢発展に大きく寄与しますとあります。2020年には東京オリンピック・パラリンピックが開催されますが、過去のオリンピックにおいて、本市出身のアスリートは、ボートで出場された方を宇井 啓先生がお調べになり、市報でお知らせしたぐらいと承知しています。ほんのちょっとで出場を逃した選手もいますが、競技水準を高めるための手だてについてどのようにお考えでしょうか。

主な取り組みとしてトップアスリート育成に向けたすぐれた指導者、審判員の養成とありますが、日本体育協会の公認指導者を初め、競技団体が認定する公認指導者など多くの指導者資格があります。また、審判についても同様に、各競技ごとに国際公認を初め、各カテゴリー別、競技レベル別に認定されています。

そこでお伺いしますが、市内の指導者、審判員についてどのように把握されているのか、さらに、審判有資格者の多くは自前の経費とたゆまぬ努力によって資格を取得し、維持しています。これらの支援について、また競技団体との協力関係も大きな力ですので、これらのことについてどのように考えておられるのかお伺いしたいと思います。

○**國井輝明議長** 草苺教育長。

○**草苺和男教育長** 競技力向上ということで御質問ですが、全国大会とか国際大会で活躍する選手、監督が本市から出るということは、市民のスポーツに関する関心というものを高める、あるいは元気と勇気を与える、地域の活性化に大いに役立つものであります。また、活躍する選手個人からしても、夢と希望を与えるも

のと、こんなふうに考えているところではありますが、そのためにも各競技の競技水準を高めていくということは極めて重要なことだと思っております。

まず初めに、御質問にありました市内の指導者、審判員についてでございますが、現在のところ、スポーツ少年団の指導者等の状況のみを把握しているところでございます。そのため、今後、調査を行いまして競技水準を高めるために必要な人員確保、指導体制の強化に努めてまいりたいと考えております。

また、御指摘のように、審判有資格者の多くが自費で審判員資格を維持していることなどにつきましても、審判員資格とか、あるいは指導者資格取得に係る支援制度等の仕組みづくりが必要であるなどと考えております。

さらに、各競技団体との協力ということも不可欠でありますので、競技団体が加盟する市の体育協会と連携を図りながら指導者育成のための研修会を実施したり、あるいは指導レベルの向上のための研修会へ派遣する派遣制度、こういったことについても充実していくことが必要であると、こんなふうに考えております。

○**國井輝明議長** 石山議員。

○**石山 忠議員** 競技力向上の部分でいきますと、先ほどスポーツ少年団の加入率の話がありましたが、それでも山形県では、全国的には高い加入率にあるというふうに誇っているようですけども、次の段階としてトップアスリートを育てるための方策として、県ではドリームキッズを募集してその育成に取り組んでおりまして、その成果も徐々に見え始めました。ドリームキッズのみならず、各クラブや市外、県外で活躍しているアスリートの把握というものもやらないといけないのかなというふうに思っています。

競技力の向上策というのは、寒河江市のみではとても難しいことだと思います。体育協会のみならず、あらゆるスポーツ団体と連携し、効

果的に取り組んでほしいと思います。

先ほど取得の支援制度を考えていきたいということですので、ぜひ取り組みをお願いしたいと思ひますし、指導者、審判員についても同様のことが言えると思ひます。

日本体育協会では、スポーツを安全で正しく、楽しく実践するサポートをする人材としてスポーツ指導者を育成して、現在、約43万人がスポーツ少年団やスポーツクラブ、学校部活動、日本代表チームなどで活躍しています。山形県にもスポーツドクターやジュニアスポーツ指導員まで、スポーツ指導者というのは非常に多岐にわたっておりまして、指導員も上級指導員、コーチも上級コーチまで、あるいは先ほど言ったジュニアスポーツ指導員、フィットネストレーナー、スポーツ栄養士、アシスタントマネジャー、スポーツドクター、さまざま入っています。これも全国的には16万7,000人ほどいらっしゃいまして、そのほかにも競技資格別の団体の指導者、コーチ、教師、そういったものも14万3,000人ほどいます。

各競技種目別でも講習を行って認定をしています。例えばここにお持ちしましたけれども、これも公認講師の指導者証です。これも各カテゴリー別にありまして、これがないとそのゲームの審判ができない、あるいはコーチができないという制限があります。そんなことで、審判員についても専門的になりますので、各競技団体が都道府県レベルから全日本、インターナショナルまで連携をしてその強化と充実に努めているというのがこのあらわれでございます。

市レベルでの強化はとても困難と言わざるを得ませんが、さきにも述べましたが、個人努力の上に成り立っていると思ひますので、資格取得を望む方たちが講習会等に出やすい職場環境、先ほどお話が出ました経済的支援をぜひ取り組んでいただければ、所期の目的というものが達成するのかなというふうな思ひがありますので、

ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、スポーツ環境の整備と充実についてお伺ひします。

市民が主体的に参画するスポーツ団体の育成について、寒河江市体育協会では、従来の活動をさらに充実するために子供から生涯にわたってスポーツに親しむ環境づくりとともに、競技力向上までも担おうと法人化を検討していきまひす。そのためには強固な財政基盤の確立が最も重大な課題であるということはいふまでもありませんので、その支援策について伺ひます。

さらに、スポーツ団体とはちょっと外れるかもしれませんが、本市のスポーツ振興に大きな役割を果たしてきた体育振興公社の今後についてのお考えをお伺ひしたいと思ひます。

○**國井輝明議長** 草苺教育長。

○**草苺和男教育長** 市の体協のことと体育振興公社のことについての御質問でありました。

まず、寒河江市体育協会の法人化のことについてであります。スポーツ推進計画にも記載してありますとおり、各競技団体、スポーツ少年団、各地区の体育協会等で組織する市内で最大のスポーツ団体だということでありまして、競技スポーツから生涯スポーツに至るまで広範囲にわたって活動している団体でございます。そのために、本市のスポーツ推進には欠かせない組織であると思ひております。

しかし、現在、法人格を有しない任意団体ということでありまして、組織体制や特に財政基盤の確立というものを図ることが重要な課題だというふうに思ひております。そのために法人化に向けてさまざまな協議をしていく中で、財政的な支援を含め課題の克服に向けて検討していく必要があるなど考えているところであります。

それから、寒河江市体育振興公社についてでございます。現在、指定管理者ということでありまして平成31年3月末まで市民体育館等の7施設の管

理運営をお願いしているところであります。公社の今後につきましては、スポーツ推進計画においても今後のあり方について検討を行うというふうにしておりますので、今後、公社と十分に協議を図りながら、今後のあり方について考えてまいりたいというふうに思っているところです。

○**國井輝明議長** 石山議員。

○**石山 忠議員** 体協の法人化ということと、それから体育振興公社のあり方、それに通告はしておりませんでしたけれども総合型地域スポーツクラブ、この三者の関係というのは今後、大きな関係性がある、進み方によってはいろいろと変わってくるのかなという思いがありますので伺いましたところ。31年まで指定管理者でいるということですので、そのこととちょうど体協が法人化を目指す時期がほとんど一緒だと思いますので、ぜひ行政側としての指導、御助言をしていただければ、各団体とも進め方についての方向性をしっかり定められるのかなということを思いますので御質問をさせていただきました。

次に、スポーツ施設の整備と充実について伺います。

本市の体育施設は、経年劣化が進んでいるとともに、競技ルールの改正により施設や設備の改修・整備が必要となっていますとあります。チェリーナさがえの建設やテニスコート、アリーナの改修などに取り組んでいただき感謝をしていますが、過去に体育施設の改修計画を立て約10億円と記憶していますが、その検証はなされたのでしょうか。

また、施設に加えプロスポーツや全国大会の誘致も話題とさせていただきます。2月18日に開催された第1回臨時会において、第6次寒河江市振興計画の策定についての審議の折にも質問させていただいておりますけれども、設備、

器具等の充実についてどのようにお考えでしょうか。さらに、市民プールの隣にあります旧土地改良区の建物の利用状況と今後の計画について伺います。

○**國井輝明議長** 草薙教育長。

○**草薙和男教育長** お答え申し上げたいと思いますが、過去に策定をいたしました体育施設の改修計画の検証ということでございますが、この計画は、御案内かと思いますが、平成13年に調査を実施いたしまして、それを寒河江市体育施設改修基本計画調査報告書ということでまとめられたものだというふうに聞いております。

この計画をもとに財政状況とか、あるいは優先順位を考慮いたしましてこれまでに市民体育館の外部壁面改修、これを実施いたしましたし、テニスコートの改修などをさまざまな工事を実施してきているところであります。

またもう一つ、高いレベルの競技を当市で実施するというによりまして、一流スポーツ選手の観戦促進、それからスポーツを通じた交流を図りたいということで、来年度実施されます南東北インターハイ男子バレーボール大会の会場ということで受け入れを準備しているところでありますが、この全国大会基準をクリアするための照明設備の充実とともに、老朽化したアリーナ等の改修工事を今年度予定をしているところであります。

もう1点、旧土地改良区の建物の利用状況ということですが、現在は市民プールで各種の水泳大会を実施されるわけですが、その際の本部事務所あるいは雷等の悪天候に備えた避難場所として利用をしている状況でございます。

今後につきましては、法人化に向けて組織力強化に取り組んでいる、先ほどありましたけれども、寒河江市体育協会等の各種スポーツ団体の事務所として活用してもらうなど、この施設の有効活用を図っていきたくと考えております。

○**國井輝明議長** 石山議員。

○**石山 忠議員** スポーツ推進計画の基本指針の4にありますけれども、プロスポーツと協働した活動の推進ということで、プロスポーツ、つまりモンテディオ山形やパスラボ山形ワイヴァンズ、東北楽天ゴールデンイーグルス、あるいはバレーボールのアランマーレ、こういったチームの名前が出てきています。

ここで御質問させていただいたのは、改修計画、さまざま進めておられますけれども、プロによって、競技種目によってはキャパシティが違うということでもなかなか難しいこともありますし、用具が不備、あるいはない、そういったことも話題になります。ぜひその辺を精査していただいて、この推進計画でうたっている内容を、あるいは目標計画を実現されるようお願いしたいという思いでございます。

旧土地改良区の建物の利用状況についても、せっかく市のほうで求めていただいたわけですから、先ほど教育長からお話が出たように、ぜひ有効な活用ができますようによくお願いをしたいと思います。

今のお話と若干かぶる部分があるかもしれませんが、4番のスポーツを通じた地域活性化の推進についてお伺いをしたいと思います。

見るスポーツの推進としてプロスポーツの観戦促進の具体的な考え、取り組みとスポーツ合宿の誘致について、特に2020年、東京オリンピック・パラリンピックにおけるカヌー競技の事前合宿についての現状についてお伺いをしたいと思います。特にグリバーさがえはロケーションも良好で温泉つきの宿泊施設も好評、その他の体育施設も合宿や大会に参加した監督、選手からは評価は高いですけれども、さきに申しあげましたけれども、器具、設備についてはもう一つというところが否めないところです。寒河江の温泉旅館組合の理解と協力も大きい寒河江で

すので、積極的に取り組むべきと思いますが、いかがでしょうか、現状をお伺いしたいと思います。

○**國井輝明議長** 草薙教育長。

○**草薙和男教育長** 2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックということで、それにおけるカヌー競技の事前合宿を誘致するという事は、先ほど申しました一流スポーツの観戦促進、スポーツを通じた交流を図ること、そしてまた地域の活性化ということにも結びついていくものと考えているところであります。

カヌー競技の事前合宿の誘致ということにつきましては、現在、西村山1市4町が一体となって取り組んでいるところであります。この誘致を進めるための要望書というものを昨年6月に地元国会議員の方々に提出をさせてもらっているところであります。

また、本市では、カヌー競技の事前合宿の誘致というものを進めるために、全国知事会が提供するスポーツ合宿マッチングサイト、スポーツキャンプジャパンというんだそうですが、このホームページへの登録をしておりますし、山形県が作成をしております山形スポーツキャンプという、これにも掲載をして情報を積極的に発信をしているところであります。

今後につきましては、県との連携も緊密に保ちながら、西村山1市4町が一体となって事前合宿誘致のために努力をしてみたいと考えております。

○**國井輝明議長** 石山議員。

○**石山 忠議員** 先ほど寒河江温泉旅館組合の理解、よかったと申しあげたのは、通常ですと、大会料金ということで公認大会ですと料金を設定をするということが大きいんですが、寒河江温泉旅館組合のほうは、合宿等についてもそれを適用してくれるということで、すごく積極的にかかわりを持ってくださっているというのが現状なんです。

そういったことと、この前も議会のほうで総務産業常任委員会のほうでは、温泉旅館組合との懇談会をしたんですけれども、それらについてもそういった要望と自分たちの思いを伝えていただきました。ぜひ活用していただきたいなということをおもいますし、それから、今、スポーツキャンプマッチングサイトのお話が出ました。そういうことも必要だと思いますけれども、カヌー競技等でいえば、先ほどオリンピックに行ける直前までいってできなかったというアスリートもいます。アスリートの活用というの大きな手だてでないのかなと。彼がオリンピックに行けなかったのは北京だったんですが、30センチ負けたんだそうです。船の30センチ負けてオリンピックに行けなかった、そういったアスリートたちもいますので、ぜひ活用すべきかなというふうに思います。

寒河江市スポーツ推進計画の「みんなで参加健康で活力ある豊かなまち寒河江」を目指して、全ての市民がライフステージやそれぞれの関心、目的に応じて、いつでもスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、スポーツを通じて人とつながり、地域とつながり、明るく活力に満ちた、健康を享受できる社会を実現することを目指しますの方向に沿いながら、項目を絞りながら質問させていただきました。

国、県に対する平成29年度寒河江市重要要望書でも、老朽化した体育文化教育施設の改修や更新等の整備促進が挙げられています。改修、更新に対する国の財政支援は不十分と言わざるを得ません。さらに、カヌー競技の拠点施設としての多目的水面広場グリバーさがえの整備についても要望されておられます。市民各層において望んでいることです。制度の創設を強く求めながら、ぜひ実現が図られるよう市長、教育委員会を初め、皆が努力することを望んでこの質問を終わります。

通告番号19番、農業委員会法、農地法の改正

についてお伺いします。

農業委員会等に関する法律及び農地の見直しが進められましたが、三橋経世論研究所長の「亡国の農協改革」を参考にしながら、農業委員会等に関する法律及び農地法に関してその影響について農業委員会会長にお伺いいたします。

農業委員会等に関する法律と農地法の見直しが進められましたが、その影響について2015年の農業協同組合法の改正による農協改革とともに農地法及び農業委員会等に関する法律も改正され、農業に従事しない外国資本であっても、農地を所有する株式会社、いわゆる農業生産法人に49.9%まで出資可能となったことや、農地を宅地などに転用することを認可する農業委員会の委員が地元の農業者からの公選制から地方自治体の首長による任命制に変わりました。農業委員会等に関する法律の一部改正については、農業委員の選出方法の変更として、農業委員の公選制は廃止し、農業委員は農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進等に関し、その職務を適切に行うことのできる者のうちから、市町村長が議会の同意を得て任命することとしています。

農業委員会とは、農地改革の後に実務に当たった農地委員会のメンバーを中心に発足した行政委員会であり、農地の転用の制限が主な業務で、農地の売買や貸借、住宅地への転用などを、農地法にのっとり、農地を農地として維持するために規制することが重要な職務であります。農業委員会は、行政委員会としては唯一、委員の選定が公選制でありました。農業委員会が任命制に変わることでのどのようなメリット、デメリットが想定されるのか、農業委員会会長の御所見をお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 木村農業委員会会長。

○**木村三紀農業委員会会長** 石山議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、質問事項ですけれども、農業委員会法、

農地法の改正についてということでもあります。本年4月1日に改正農業委員会法が施行され、これまで農地の番人として我々農業委員は頑張ってきたところでもあります。それに加えて農地等の利用の最適化推進が重点業務と確定されたところでもあります。

あわせて農業委員の選出方法は、先ほど議員からありましたように、市町村長の任命制に変更され、さらに農地利用最適化推進委員の委嘱が義務づけられたところでもあります。

農業委員の選出方法が任命制に改正されたことに伴うメリット、デメリットについての所見との御質問でありますけれども、メリットとして考えられるのは、農業者以外からも農地制度や農業政策により精通している方を任命することが可能になることが考えられております。また、選挙費用の削減や毎年実施しなければならなかった農業委員会選挙に係る選挙人名簿の作成が不要となることが挙げられます。

対してデメリットとして考えられることは、農業委員の地域におけるリーダーシップの力や発言力が低下することが懸念されております。

これまで本市の農業委員は、それぞれの地域の代表として選挙で選出されてまいりました。農業委員は我々農業者の代表としての意識づけが図られ、こうした意識の中でさまざまな農業委員活動を展開してきたところでもあります。任命制では、推薦や公募により募集することとなっております。どうしても農業者が選んだ農業者の代表とする認識は薄れてくると思われます。

現在、当農業委員会では組織検討委員会を設置し、平成29年7月に改選される農業委員、また新たに選任される農地利用最適化推進委員に係る定数や役割などについて検討をしております。12月定例会に合わせ意見として取りまとめる予定であります。つきましては、農業委員の選任に当たっては、当委員会の意見を十分に取り入れていただき、農業者の理解が得られる人

選をお願いをしていきたいと考えております。以上であります。

○**國井輝明議長** 石山議員。

○**石山 忠議員** メリット、デメリットをお伺いしました。精通者の意見、農業者以外の精通者が参加できるというメリットがあるというお話がありました。選挙票や選挙人名簿の作成のことが挙げられました。それはそんなにメリットはないのかなと思うんですけども、農業者以外の精通者が入ること。デメリットとしては、地域の代表、農業者の代表者としての意識が薄れるのではないかという心配がある。表裏一体のことだと思いますので、ぜひその辺のことは農業委員としての、あるいは農業委員会としての役割は極端に変わらないというふうに思いますので、農地の番人としての立場をぜひ守られるように検討方よろしくお願ひしたいと思います。

この農業委員会の農業委員の公選制から任命制の変更以上に大きな変更が、農地法の改正にあると思っています。農地法においては、農地を所有できる法人、農業生産法人として農事組合法人、合名会社、合資会社、株式の譲渡制限をした非公開の株式会社などが認められていましたけれども、農業経営を行うための農業生産法人、いわゆる農地所有適格法人であれば、一定の条件を満たせば農地を取得できます。農地法の一部改正の農地を所有できる法人の要件の緩和の中で、農業者以外の構成員の有する議決権等の要件に関し、総株主の議決権等の2分の1未満まで認めることとすること。法人の理事等の農作業従事要件に関して、その法人の理事と農林水産省令で定める使用人のうち、1人以上が農作業に農林水産省令で定める日数以上従事すれば足りるものとするようになりました。

これまで農業生産法人に対する出資は、特例として2分の1までは加工業者など農業関連事業者でも可能でした。これを2分の1未満まで

とすると、誰でも出資でき、例えば外国法人であっても、農地所有適格法人に2分の1未満の出資が可能となります。諸外国では一定の制限をかけていますが、日本では農地所有適格法人を利用すれば、外国資本が事実上、農地を所有でき、さらに農地所有適格法人への出資が誰でも可能となり、農地所有適格法人ですらない株式会社までもが農地を所有することができます。農地所有適格法人でなくても農業委員会の許可を得た法人であれば、農地が取得が可能になるのです。農業と無関係な株式会社、外国資本が農地を支配でき、外国資本が農業生産を支配できる国となります。農地という食料安全保障の根幹すら心配しなければなりません。農業委員の役割の大きなグローバルな面を申しあげましたけれども、任命制を受けて農地法に関して農業委員会としての思いをお伺いいたします。

- 國井輝明議長** 木村農業委員会会長。
- 木村三紀農業委員会会長** 改正農地法も4月に施行されたということでありまして、農地の権利移動の許可に当たりましては、担い手の営農活動に混乱を来すことのないように農業委員会は細心の注意を払い、地域等の実情に即した的確な判断を行うことが重要であると感じております。

私も地域農業者の代表として本市の農業を守り発展させていくためには、これらのことを再認識し、職務を遂行していかなければならないと改めて感じているところであります。

今後、任命制によって選任される農業委員におかれましても、同じ認識のもと、職務に当たってくださるよう切に希望し、私の答弁とさせていただきます。

- 國井輝明議長** 石山議員。
- 石山 忠議員** この大きいようで現実にあることなので申しあげました。商品だけが爆買いではなくて、土地も不動産も今、爆買いをされている。株式会社までも爆買いされているという

状況下にあります。先ほど申しあげましたように、国土保全という大きな役割を持つ、あるいは農業者の生活の基盤である農地についても爆買いがなされては困るなという思いで申しあげました。

農業委員会は、担い手や新規就農者を初め、農用地の利用集積、遊休農地対策などのほか、国土保全まで諸農業施策の専門家として一翼を担う重要な役割を持っています。農業委員の任命制に加えて農地利用最適化推進委員を地域活動の補佐として設けるなど、疑問を持たざるを得ないと感じますが、それほど農業委員の役割はこれからも重要であるということをお伺いしていることと思います。

木村会長には、この重要性をもとに佐藤市長とのコンセンサスをさらに深めながら、農業者の未来を明るくものとするため、さらに第6次寒河江市振興計画の目標達成が、とりもなおさずその役割だと思いますので、「(石山議員、時間です)の声あり)ぜひ御活躍されることをお願いし、私の質問を終わります。ありがとうございました。

- 國井輝明議長** この際、暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時47分

再 開 午後 1時00分

- 國井輝明議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 内藤 明議員の質問

- 國井輝明議長** 通告番号20番から22番までについて、15番内藤 明議員。
- 内藤 明議員** 一般質問も最後になりましたけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

先日の同僚議員の沖津議員の一般質問の中で、市長は3期目を目指して次期の市長選に立候補することを正式に表明されましたが、どうぞ健

康には御留意の上に、ぜひ頑張っていたきたいと思っております。

以下は私の持論でありますけれども、私は若くして政治の世界に入ってこれまでしばらくなるわけでありますけれども、これまで多くの市長、町長さんに接することができまして、また、近くにおいてその姿を見てきましたけれども、どんな立派な方でも在任期間が長くなりますと、もう腐るような傾向がありますので、たしか私は、佐藤市長にも一般質問だったというふうに思いますけれども前に申しあげたことがあるのではないかなと思っておりますけれども、私はかねてから市長、つまり首長はアメリカの大統領のように、つまり権力者でありますから2期ぐらいがふさわしいんじゃないかなと、こういうふうに常々思ってきました。そして、長くても3期が限度だなと、こういうふうに思って、今でもそういうふうに思っております。

そういうことで、私の政治倫理の上ではまだ許容範囲でありますので、ぜひ佐藤市長には初心に返っていただいて、主権者である市民の幸せのためにぜひ頑張っていたきたいというふうに思っております。

ところで、私も最近になって、人間60を過ぎればいつ身体的には何があってもおかしくないというふうに思うようになってまいりました。佐藤市長におかれましてもぜひそういう意味では、市長職というのは激務だというふうに思っておりますので、まずは選挙が先でありますけれども、くれぐれも御自愛の上に職務に精励いただきますようお願いを申しあげたいと思っております。

それでは早速質問に移りたいと思っておりますけれども、初めに、通告番号20番の家庭系ごみの分別変更についてお尋ねをいたします。

去る4月1日から西村山広域行政事務組合の事業の中で家庭系ごみの分別変更を行いました。それまでダイダイ色文字の資源ごみに入れてい

たその他のプラスチックは、緑色文字の燃やせるごみ袋に入れて燃やせるごみとして取り扱い、燃やせるごみの収集日に出すようになりました。

そこで伺いますが、変更を行って約2カ月間経過をいたしておりますけれども、こうした家庭系ごみの分別変更を行ったことについて、市民はどのような感想や反応を示されているのかお尋ねをしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 内藤議員から家庭系ごみの分別変更について御質問いただきましたが、御案内のとおり、4月1日から分別方法の変更をさせていただきましたが、市としても、事前に数回にわたってチラシなどで市民の皆さんに周知を図ってきたところでありまして、おかげさまで混乱もなくスムーズに移行できたのではないかとこのように思っております。

市民の皆さんから市役所のほうに寄せられている声は、とても楽になった、大変ありがたかったという、そういう声ばかりであったというふうに聞いております。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** 次に、同じく瓶類についても変更がなされまして、青色文字の資源ごみ袋で無色瓶、茶色瓶、その他の色の瓶と分けていたものが、1つの袋にまとめて出すことになりました。どちらになるか判断のつきにくい瓶で悩んでいたお年寄りや市民の方には、大変好評とお聞きをしておりますが、あるいは逆に批判的な意見や評価もあるかもしれません。市長は市民の大勢についてどのように判断されているのかお伺いをいたしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 内藤議員、御指摘のとおり、瓶の色でどれに入れるかということで大変迷っておられた方もいらっしゃるし、また、3種類の袋を用意しておかなきゃならんということがありましたから、そういう意味で4月からまとめ

て1つの袋でということで変更させていただきましたが、特に高齢者の皆さんや、あるいはアパート住まいの単身者の皆さんからは、大変喜ばれているというふう聞いております。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** それでは、大変いいことばかりのようではありますが、次に変更に至った主な理由についてお尋ねをしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 燃やせるごみとその他プラスチックに分けていたわけではありますが、この分けていた理由ということについては、現在のクリーンセンターの焼却処理施設と一緒に建設をした灰溶融炉というのがございますけれども、その燃料としてその他プラスチックを利用していたということで、以前は分別をお願いしていたところでございます。

灰溶融炉については、温室効果ガスが大量に発生するというところで問題視されまして、国のほうからその廃止を容認する通達というものが出されております。そしてまた、維持管理にも多額の経費がかかるということで、クリーンセンターでは灰溶融炉を廃止をしていたところであります。

その後については、本来、リサイクルすることになっておりますその他プラスチックのリサイクル施設について、建設をするという検討を進めておりましたが、その施設については、多額の費用がかかるということでなかなか難しいという検討をさせていただきました。

また同時に、燃やせるごみとその他プラスチックをまぜて焼却をするという場合に、焼却炉への影響について検証をさせていただいて、その結果、一緒に焼却をしても焼却炉への影響が少ないということも確認させていただきましたので、今回4月から一緒に取り扱いをさせていただいたということになっております。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** 今回、分別していたものが、同じような袋に入れることになったということについてもお答えをいただいたわけであります。

次に、瓶について伺いたいというふうに思いますが、これまで3種類に分けておったわけですが、それぞれの分けていた理由について伺いたしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 瓶については、3種類の色ごとにリサイクルするというようになっておりました、クリーンセンターのストックヤードでスムーズに仕分けすることができるように3種類の分別を市民の皆さんにお願いをしていたという経緯でございます。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** 次に、それでは同一袋に入れて回収するように変更した理由も伺いたしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 先ほども申しあげましたけれども、瓶の種類が大分いろいろな色の瓶がふえてきて、市民の皆さんからは、3つに分ける、色ごとに分けていくのが大変だというような御意見をいただいていたところであります。そういう意味で、何とか不便さを解消できないかということについて検討させていただきましたが、クリーンセンターのほうで新たにベルトコンベアー設備を新設をいたしました。

また、作業員を増員しないで人的配置体制を見直すということもできるようになりましたので、そういった関係で、市民の皆さんからわざわざ分別をしていただかないで1つの袋でまとめて出していただいても、クリーンセンターのほうでそういう設備とか人的配置で分別をして行うことができるようになりまして、4月から市民の皆さんにまとめて出していただけるようになったという次第でございます。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○内藤 明議員 瓶については新たにクリーンセンターのほうでベルトコンベアーの設備が整ったのでというようなことがございましたが、このベルトコンベアーの設備ができたというのはいつですか。

○國井輝明議長 荒木市民生活課長。

○荒木信行市民生活課長 お答え申し上げます。ベルトコンベアーにつきましては、何月というところまでちょっと把握しておりませんが、今回のお話を昨年、分別を1つの袋に入れてクリーンセンターで分別するという話の段階で、そのような設備も必要だということで設備をしたということで、今回の4月に向けて昨年度に行ったということでございます。

○國井輝明議長 内藤議員。

○内藤 明議員 ちょっと時間的なものも確認しておかないと次の質問ができませんでしたので、今改めて伺ったところではありますが、この燃やせるごみとプラスチック類の先に話も伺って今回このようにしたというお話でありますけれども、実は大分前から市民の方からそうした要望がありました。私も何回も、どの場でだったかちょっと忘れましたが、前任者の佐藤誠六市長が理事者の時代にそういうふうなことを申しあげたことがございます。

たしかプラスチック類のごみを一緒に燃やさないで温度が上がらないということで一緒に燃やし始めたという時期でございました。そういうふうな報告があって、市民の皆さんに一定程度、知れ渡った時期に、そんなのをわざわざ分けてする必要はないんじゃないかというお話がありまして、そういうふうなお話を申しあげてきた経過があります。

つまり、今のような形にしたほうが合理的だと。しかも、作業も楽だし、同じように燃やすのであれば、そのほうがいいんでないかということもずっと申しあげてきた経過があります。市長はもしかしたら御存じないかもわかりませ

んけれども、それが大分経過が、そうしたことをやってから時間がたっているわけですね。そのことについて市長はどういうふうに思われますか。

○國井輝明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 今のお話はその他プラスチックのお話かというふうに思いますが、灰溶融炉をつくってそこで焼却灰をさらに1,300度の温度で燃焼させて、スラグをつくってそれをまた別な再利用するというところで、国のほうも奨励をして必ず焼却炉をつくる場合は灰溶融炉をつくるということで補助制度なんかもできていたわけではありますが、さっきも申しあげましたとおり、環境問題なども出てまいりまして温室効果ガスの排出に影響するということなので、国のほうもいろいろ検討した結果、23年にそういう灰溶融炉について……、失礼しました、22年、国からの通達が出されてきているところがございます。

そういったことで、大分前からということもあるのかもしれませんが、我々としては、その通達が出たときに、その補助金をもらってつくっている施設だけでも補助金の返還には当たらないというような通達の内容にもありましたから、我々としてもその通達を受けて検証をした結果、その灰溶融炉を廃止をしても差し支えないと、影響はないということで廃止をさせていただいたのが平成23年の4月ということになります。

その後、その他プラスチックを焼却炉で燃やして現在の焼却炉にどの程度影響出るかどうかというのを現場で検証させていただいて、そのことについては影響がないというような結果が出ましたので、今回、一緒にまとめて出させていただいてその焼却をしていくということにさせていただいた次第でございます。

○國井輝明議長 内藤議員。

○内藤 明議員 スラグの再利用ということでの

お話がございましたけれども、スラグの再利用というのは、最近ではずっと行われてこなかったわけでしょう、そうじゃないんですか。その点、いつごろまで再利用なされておりましたか。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** この検討する段階で、なかなか事業所のほうでの利用というのが見込めないという状況がございましたので、平成22年の通達が出た段階からいろいろ検討させていただきましたが、その段階で現在利用している企業がなかなか見当たらないという状況がありましたので、そういうスラグの供給がとまったとしても、大きな影響は生じないというようなところで判断をしているところでございます。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** 私もスラグの関係については大分前からそういうふうに伺っていますけれども、それで、多分国の通達に基づいてさまざまな種類とか運用の問題とか、補助金の返還の問題とかあって、具体的に例えば今回のような見直しにつながったというふうには理解はしますけれども、以前からこういうふうな焼却の仕方、プラスチック類を炉に入れて焼却をして、温度を上げないと燃えないというふうなことがあってしておったという事実があるわけですから、市民には、そうした意味ではもう少し伺えますか、どうせ同じように入れるなら、そういうふうな対応が早目にしておいたほうがよかったのではないのかなと私は反省を込めて申しあげているわけですが、その点はいかがですか。ずっとそういうふうな経過をたどってきているわけですね。私の言っていることは間違っていますか。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 我々も一応法律に準拠をして仕事をさせていただいている状況でありますので、そういった制度、あるいは制度の改正などを踏まえて対応していくということになるかとい

うふうに思っておりますが、そういう意味で、御指摘の点、あろうかと思えますけれども、できるだけ安全・安心な取り組みをしていくということについては、今後ともさらに注意をしながら、できるだけ市民の皆さんにも情報を提供しながらいく必要があるというふうにも思っておりますし、また、広域の灰溶融炉の廃止の際には、議会のほうにも御説明を申しあげて対応してきたというふうに理解をしております。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** 私も広域議会離れて随分たちますので、最近のことについては具体的にはわかりませんが、ただ、実態がそのような燃やし方をしておったということであれば、もう少し早く行政的に対応できたんじゃないのかなというふうに私は思っているわけでありまして、常日ごろ、市長はスピード感を持って対応したいと、こういうふうにおっしゃっているわけですから、ぜひこうしたものを市民の意を酌んでできるだけ合理的な方法でできるものであれば、それにマッチしたものについては早目に対応するというものについて今後ともお願いをしたいなというふうに考えておるわけでありまして、

行政の面においては、あるいは国との関係、通達の問題、石橋をたたいて渡らんなねような状況もあるようで、私ではわからない部分がありますけれども、しかし、誰が見ても、今やっている時点、こうなんだからとすれば、それに即した対応ができるように、関係省庁あたりの調査も早目にさせていただく中で対応をお願い申しあげたいというふうに思っております。

次に、通告番号21番の指定廃棄物の処分についてお尋ねをしたいと思います。

東京電力福島第一原子力発電所の事故によって放射能汚染など甚大な被害が発生をしてから5年が経過をいたしました。

福島では今でも10万人近くの県民が避難を余儀なくされているというふうに使われておりま



今後、西村山広域行政事務組合の手続なども経て処分地の近隣の地区への説明会なども開催をさせていただいて御理解を得た上で、環境省に対して早期に指定廃棄物の指定取り消しの申し出を行っていくという段取りになっております。環境省から指定解除の通知をいただきましたら、速やかに一般廃棄物として大平埋立処分地に処分をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** 具体的なめどというのはおわかりになりませんか。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 先ほど申しましたとおり、これから手続、段取りを踏んでいくということで、具体的な何月までというのは、ちょっとなかなか今の段階で申しあげることにはできませんが、できるだけ早く対応していきたいという考えであります。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** 一つ一つ具体的に国に対する解除の申し出をして、それが済んでから次のような段取りに移るという手はずなそうでありませけれども、国においては省令で出されているわけですから、それを邪魔するようにと言ったらおかしいんですが、それをストップするようなことはないわけですよ。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** そういうふうにはないんだろうとは思っておりますが、ただ、この件に限らず、国に対していろんな申請などをしたときに、それなりの時間がかかっているわけですから、そういう時間も想定をされるということでございます。そういう意味で、いつごろまでというような、なかなか具体的に申しあげること、できないんでありますし、また、これから処分地の近隣の皆さんにも御説明をしていくということになりますから、そういうことを踏まえれ

ばある程度時間は要るわけでありませけれども、できるだけ早くというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** 国のほうは、できるだけ早く速やかに出していただきたいということを私は思っておりますけれども、近隣の住民の方との話し合いは、これはもちろん必要になってきますけれども、公園の近隣の住民の皆さんは非常に不安がっておりますので、できるだけ早い機会に対処できるようにお願いを申しあげたいというふうに思っています。

次に、通告番号22番の第6次寒河江市振興計画の推進についてお尋ねをしたいと思います。

本市では、第6次寒河江市振興計画を策定し、将来像として「さくらんぼと歴史が育む スマイルシティ 寒河江」ということで、それを目標に市民が誰でもが幸せに暮らし続けることができるまちづくりを目指すとしております。

また、地方において急速に人口減少が進むことが予想される中で、目標年度の2025年には、推定人口よりも1,020人多い3万8,482人とする目標人口も定めておられます。そして、それを具体的に推進するための基本的政策も示しております。

ところで、スマイルシティというのは、非常に私は響きがいいなというふうに思っているんですが、きのう、地区のレクリエーション大会があったときは、余りよくないななんて言う人もおったんですが、私はいいなというふうに思っています。これは時代を先取りするようなイメージがありますし、すばらしいキャッチコピーで、目標とするにふさわしいというふうに思っているわけでありませが、若い方々からは非常にいいキャッチコピーだなというふうに言われて評価も高いようであります。そこには市民だけでなく、ほかの自治体、町や市からもあそこには住んでみたいなど、こういうふうに思わせるような、うらやましきがあるのかなと思っ

ていますし、また、そういうふうなまちにつくり上げることが必要なだろうなというふうに思っております。そうした温かいまちにするために、また、それを連想させるようなスマイルシティという言葉はお持ちなんじゃないのかなというふうに思っているわけではありますが、一方で現実はどうなのかと、こういうふうに言いますと、私たちも議員活動の中で、時折直面をするわけではありますが、必ずしも誰もが住みやすい環境には現在なっているとは言いがたいというふうに思っております。

私も市民の皆さんから時折苦情をいただいて相談があるわけではありますが、例えば騒音とか、あるいは悪臭があるとか、ビニールの野焼きであるとか、先ほどもありましたね、ペットの鳴き声であるとか、悪臭であるとか、視覚に入るものでは屋敷内のごみの放置、それから目隠しができない農機具、あるいは廃車置き場など数えれば切りがないわけでありまして、同じ近くの住民同士であるだけに直接なかなか言えないということで、私どもにそうした苦情といいますか、相談が寄せられるわけではありますが、ほかにも生活環境ということでは、意識的か無意識にかかわりませんけれども、女性に対する蔑視、あるいは外国人に対する差別なども時折耳にすることがあります。

こうした問題を行政に持ち込んで行政指導等によって解決しようとする、法律の範疇外であったり、あるいはそうしたところで壁に突き当たって解決が困難で、どうすればよいのかなと考え込んでしまうことがたびたびあります。

私は、そこで、今まで申しあげたようなことを包含するような仮称迷惑防止条例などのようなものを制定して、つまり誰もが住みたくするような、つまり寒河江市の第6次振興計画を推進することが肝要じゃないのかなと、こういうふうに思っておりますので、市長の御所見を伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 第6次の振興計画をスタートさせていただきまして、内藤議員御指摘のとおり、誰もが住みたくするようなまちづくりを行政のみならず、議会、そして市民の皆さんとともにつくっていくというのが目指す方向であります。そういう意味で、大変あそこのまちは汚くてうるさいとか、野焼きもひどいなどということであっては、寒河江市のイメージアップにつながっていかないというふうに思っております。

内藤議員から、仮称ではありますが、総合的な迷惑防止条例を制定してはどうかということではありますが、今つくられている、いわゆる迷惑防止条例というのがありますね。住民などに著しく迷惑をかける行為を防止をして、平穏な生活を保持することを目的にしているということではありますが、都道府県と一部の市町村になっているんですかね、制定をされているというふうに聞いております。

もちろん山形県でも条例が制定されているわけではありますが、山形県の場合ですと、どちらかという、粗暴行為あるいは客引き行為、そして嫌がらせ行為などを禁止するための条例ということで、平成24年の3月につくられているところではありますが、そういう意味で議員の御提案の条例の趣旨とは若干違うわけがあります。

ただ、近年、渡邊議員の御質問にもありましたが、どちらかという、モラルが低下しているということで、市民のモラルの向上、マナーなどの育成というものをしていかなきゃならない分野について、行政の関与というものも多く求められているのではないかというふうにも思っておりますし、全国的に見ると、そういうことを踏まえて迷惑防止条例的な条例をつくっている市町村も出てきているというふうにも聞いているところであります。

もちろん寒河江市はないわけではありますが

ども、例えば内藤議員の御指摘のような部分については、一応今の段階では環境基本条例というのをつくっておりますので、それを踏まえた平成26年に環境基本計画というものを制定させていただきましたが、生活環境の保全、大気・水・土壌の保全などの施策の展開に取り組む計画でありますけれども、その中で市民に対し、騒音や悪臭などの防止、野焼きの禁止などを指導、啓発をしていくということになっております。

ただ、条例ではありませんので、罰則等々の内容は無いわけではありますが、そういう意味で、近年、大変そういうことが求められている状況にもありますので、市としてもこの条例化についてその必要性でありますとか、全国的な先進の事例なども見させていただきながら研究をしていかなきゃならないというふうに思っているところであります。

それから、あわせて女性蔑視とか外国人の差別についても一緒に盛り込んだような条例ではどうかという、仮に、例えばということになるんでしょうか、ということではありますが、この2点については、今、現実的にはそれぞれの個々のケースとしていろいろ議論されているというのが現状ではないかというふうに思います。女性蔑視に対する方策を市のほうでどういうふうに取り組んでいるのかなどということになりますと、第6次振興計画の中でも、男女ともに活躍できる環境づくりということで職場におけるハラスメント等の防止対策の推進でありますとか、女性の職場環境改善に対する支援、それから経営者の意識改革に向けた取り組みなどということをご提案、提起させていただいておりますが、これも条例ではありませんけれども現実的にはそういう取り組みをさせていただいておりますが、女性の蔑視の問題というと、職場だけではないというふうにも思います。日常生活万般にわたってどういう対策とい

うんですかね、そういう条例化の中身をつくっていくのかということになると、非常に倫理上あるいは道徳上、さらにはプライバシーなどの問題もあろうかというふうに思いますし、事実の確認やら認定などというのは大変難しくなるんじゃないかというふうに思います。

それから、定義をどうするのかなどということもあろうかと思っておりますので、これなどについては、さらにいろいろ事例などを研究していかなきゃならないというふうに思っておりますので、そういう意味で外国人の差別の問題も同様な点があろうかというふうに思いますから、その点についてはいろいろ研究をしていくということにさせていただければなというふうに考えております。

○**国井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** 私もぜひそうしたものについて包含できるようなものが一番いいなというふうに思ったところでありますけれども、具体的に言うと、人権の問題であるとか、いろんな問題がかなり基本的な部分での違いが出てくるのかなというふうに今、答弁を聞いていて思っておったわけではありますが、例えば外国人差別の問題では、例えば今、法律上、ヘイトスピーチの防止法ですか、何か法律できましたね。そういうものもできておりますし、女性差別の問題、また別のものだという考え方もあろうかというふうに思います。

そういう意味では、そのほかの問題での生活環境、つまり環境基本計画という中で触れられているものや、そうした問題についても全国の問題も出されましたけれども、私もうかつでして一般質問の内容についていろいろお聞き取りいただく際に初めてわかったんですが、そういう条例も全国的にあるんだなというふうに言われてまして、私もいろいろ調べてみたら、やっぱりあるんですね。静岡県の磐田市というところで迷惑防止条例というのが出ておりまし

た。

これを見ますと、やっぱりさっき市長が述べておられましたが、制定の経緯というのがあって、近年、モラルの低下や相互扶助意識の希薄化などにより、従来は一般的なルールやマナーとして考えられていたことまで行政の関与が求められることが増加していますとなっております、このような状況を踏まえて市では、迷惑防止条例を制定し、市民一人一人が他人への迷惑行為に注意を払い、相互に思いやり、また、事例が発生した場合には関係者が注意を促すためのよりどころとなり、迷惑行為のない快適で良好な生活環境の実現を図るとともに、地域の良好な人間関係の形成に寄与することを目指しますというようなことで、さっき市長がお触れになりましたけれども、そうしたことも現在、行政の中ではいろいろと手だてをしなくちゃならない状況になっているということをこの磐田市では述べておられます。私もそういうふうになってきているなど率直に思います。

それで、制定の趣旨についてであります、3番目に、かつては環境美化条例というのが磐田市であったんですね。環境美化条例、それから法律等及び県条例により規制されている事項も、この磐田市迷惑防止条例へ織り込み、規制すべき迷惑行為として一覧性を図りまして一つの欄にしてつくるということであります。

具体的には、例えば廃棄物の投棄であるとか、自販機の設置者に対する回収容器の設置の義務であるとか、公共の場所への飼い主のふんの放置の問題であるとか、あるいは土地、建物の雑草、竹木、竹や木ですね、廃棄物等の適正管理、屋外における焼却、生活騒音、生活悪臭、飼い猫の適正管理、犬もだと思えますけれども、そういうふうなことでの、つまり行政が指導できるような、もちろんこれは罰則は設けないで、違反事例として公表しますというふうなことはありますけれども罰則はありませんということ

で、つまりこの条例をもとに具体的に、例えば近隣住民同士が対立などないように行政指導することができるということになっているわけでありまして、私たちが先ほど申しあげましたように、近隣の住民からそうした苦情をいただいて行政に時折相談をするわけでありまして、なかなか法律の壁とか、どういうふうに対応すべきかというのがわからない部分があって解決がなかなか難しいことが時折あるんですね。したがって、こうした条例があれば、この条例に基づいて行政指導ができるというふうになりますので、ぜひその点については御検討をいただく中で整備をしてほしいなど、こういうふうに思います。市長の御所見を改めてお伺いしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 磐田市の事例があるというふうなお話でありましたが、繰り返しになりますが、今、内藤議員からそういう条例の中身をお聞きをしましたけれども、非常にモラルというんですかね、市民としての基本的なモラルの段階について行政が規制をかけるというような内容になっていかざるを得ないという状況が出てきているのかなというふうに思います。

そういう意味で規制条例ということになりますから、そこは少し慎重にいろいろ検討していかなきゃならないというふうに思いますが、いずれにしても、寒河江市を何とか明るく、そして元気に、そしていろんな人が来てくれる、そういうすばらしいまちにしていこうためにはどうしたらいいかという中で、そういう条例なども磐田市の例なども十分に参考にさせていただいて研究、検討をさせていただければなというふうに思っております。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** 全国的に見ますともっといい例があるのかもしれませんが、私、そこまで調べておりませんので、参考までに磐田市という

ころの迷惑防止条例についてお話を申しあげましたけれども、担当課ではこれは知っておって調べておられるのかもわかりませんが、私のほうで知ったかぶりして申しあげて大変申しわけありませんけれども、思うところは、寒河江市のほうにどんどん人が来てほしいという思いがありますし、また住んでよかった、あるいは住んでみたい、こういうふうに思わせるような寒河江市にしていきたいというふうなことでありますので、モラルに規制をかけるというのはどうなのかなという話もありましたけれども、そこまで考えないといけない時代になっているんじゃないのかなと、こういうふうに思います。磐田市では法律の中身にも触れながら、それを包む形で全部一覧性に述べておられましたけれども、御検討をお願いをして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

散 会 午後1時56分

○**國井輝明議長** 以上をもちまして、本日の日程は終了しました。

本日はこれにて散会します。

御苦勞さまでした。



平成28年6月9日（木曜日）第2回定例会

○出席議員（16名）

1番	國井輝明	議員	2番	古沢清志	議員
3番	佐藤耕治	議員	4番	渡邊賢一	議員
5番	伊藤正彦	議員	6番	遠藤智与子	議員
7番	太田芳彦	議員	8番	石山忠	議員
9番	阿部清	議員	10番	沖津一博	議員
11番	辻登代子	議員	12番	工藤吉雄	議員
13番	柏倉信一	議員	14番	木村寿太郎	議員
15番	内藤明	議員	16番	杉沼孝司	議員

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	丹野敏晴	副市長
草苺和男	教育長	久保田洋子	病院事業管理者
児玉憲司	選挙管理委員会 委員長	木村三紀	農業委員会会長
菅野英行	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局 局長	田宮信明	政策企画課長
伊藤耕平	さがえ未来創成 課 長	宮川徹	財政課長
設楽和由	税務課長	荒木信行	市民生活課長
森谷孝義	建設管理課長	安達晃一	下水道課長
原田真司	農林課長（併） 農業委員会 事務局 局長	辻洋一	商工振興課長
松田仁	さくらんぼ観光 課 長	阿部藤彦	健康福祉課長
安達徹	高齢者支援課長	竹田浩	子育て推進課長
小畑広明	会計管理者 （兼）会計課長	軽部賢悦	水道事業所長
土屋恒一	病院事務長	山田健二	学校教育課長
高林雅彦	生涯学習課長	大沼孝一郎	監査委員
渡辺優子	監査委員 事務局 局長		

○事務局職員出席者

月光龍弘	事務局 局長	山田良一	局長 補佐
渡邊拓也	総務係 長	兼子拓也	総務係 主事

議事日程第4号 第2回定例会  
平成28年6月9日(木) 午前9時30分開議

再開

- 日程第1 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(寒河江市市税条例等の一部を改正する条例)
- 〃 2 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(寒河江市都市計画税条例の一部を改正する条例)
- 〃 3 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(寒河江市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 〃 4 議第43号 平成28年度寒河江市一般会計補正予算(第1号)
- 〃 5 議第44号 平成28年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 〃 6 議第45号 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について
- 〃 7 議第46号 寒河江市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 〃 8 議第47号 寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定の締結について
- 〃 9 請願第2号 地方財政の充実・強化を求める請願
- 〃 10 質疑
- 〃 11 予算特別委員会設置
- 〃 12 委員会付託
- 散会

本日の会議に付した事件

議事日程第4号に同じ

再開 午前9時30分

議案上程

○**国井輝明議長** おはようございます。  
ただいまから本会議を再開いたします。  
本日の欠席通告議員はありません。  
出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。  
本日の会議は、議事日程第4号によって進めてまいります。

○**国井輝明議長** 日程第1、承認第1号専決処分の承認を求めることについて(寒河江市市税条例等の一部を改正する条例)から日程第9、請願第2号地方財政の充実・強化を求める請願までの9案件を一括議題といたします。

質疑

○**國井輝明議長** 日程第10、これより質疑に入りますが、所属する委員会の審査案件に関する質疑は極力控えるとともに、概括的な質疑にとどめていただくようお願いします。

初めに、承認第1号専決処分の承認を求めることについて（寒河江市市税条例等の一部を改正する条例）に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、承認第2号専決処分の承認を求めることについて（寒河江市都市計画税条例の一部を改正する条例）に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、承認第3号専決処分の承認を求めることについて（寒河江市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第43号平成28年度寒河江市一般会計補正予算（第1号）に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第44号平成28年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第45号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第46号寒河江市水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第47号寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定の締結についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、請願第2号地方財政の充実・強化を求める請願に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようでありますので、これにて質疑を終結いたします。

## 予算特別委員会設置

○**國井輝明議長** 日程第11、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

議第43号平成28年度寒河江市一般会計補正予算（第1号）については、議長を除く15人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第43号については、議長を除く15人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

## 委員会付託

○**國井輝明議長** 日程第12、委員会付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております委員会付託案件表のとおりそれぞれ所管の委員会に付託いたします。

委員会付託案件表

委員会	付託案件
総務産業常任委員会	承認第1号、承認第2号、承認第3号、議第45号、議第46号、議第47号、請願第2号
厚生文教常任委員会	議第44号

散 会 午前9時34分

○國井輝明議長 以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

平成28年6月15日（水曜日）第2回定例会

○出席議員（16名）

1番	國井輝明	議員	2番	古沢清志	議員
3番	佐藤耕治	議員	4番	渡邊賢一	議員
5番	伊藤正彦	議員	6番	遠藤智与子	議員
7番	太田芳彦	議員	8番	石山忠	議員
9番	阿部清	議員	10番	沖津一博	議員
11番	辻登代子	議員	12番	工藤吉雄	議員
13番	柏倉信一	議員	14番	木村寿太郎	議員
15番	内藤明	議員	16番	杉沼孝司	議員

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	丹野敏晴	副市長
草苺和男	教育長	久保田洋子	病院事業管理者
児玉憲司	選挙管理委員会 委員長	木村三紀	農業委員会会長
菅野英行	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局 局長	田宮信明	政策企画課長
伊藤耕平	さがえ未来創成 課 長	宮川徹	財政課長
設楽和由	税務課長	荒木信行	市民生活課長
森谷孝義	建設管理課長	安達晃一	下水道課長
原田真司	農林課長（併） 農業委員会 事務局 局長	辻洋一	商工振興課長
松田仁	さくらんぼ観光 課 長	阿部藤彦	健康福祉課長
安達徹	高齢者支援課長	竹田浩	子育て推進課長
小畑広明	会計管理者 （兼）会計課長	軽部賢悦	水道事業所長
土屋恒一	病院事務長	山田健二	学校教育課長
高林雅彦	生涯学習課長	大沼孝一郎	監査委員
渡辺優子	監査委員 事務局 局長		

○事務局職員出席者

月光龍弘	事務局 局長	山田良一	局長 補佐
渡邊拓也	総務係 長	兼子拓也	総務係 主事

議事日程第5号

第2回定例会

平成28年6月15日(水)

予算特別委員会終了後開議

再開

日程第1 諸般の報告

(1) 第92回全国市議会議長会定期総会の報告について

〃 2 全国市議会議長会表彰状伝達

(予算特別委員会付託関係)

日程第3 議第43号 平成28年度寒河江市一般会計補正予算(第1号)

〃 4 予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告

〃 5 質疑・討論・採決

(総務産業常任委員会付託関係)

日程第6 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(寒河江市市税条例等の一部を改正する条例)

〃 7 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(寒河江市都市計画税条例の一部を改正する条例)

〃 8 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(寒河江市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

〃 9 議第45号 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について

〃 10 議第46号 寒河江市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

〃 11 議第47号 寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定の締結について

〃 12 請願第2号 地方財政の充実・強化を求める請願

〃 13 総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告

〃 14 質疑・討論・採決

(厚生文教常任委員会付託関係)

日程第15 議第44号 平成28年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

〃 16 厚生文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告

〃 17 質疑・討論・採決

日程第18 議第48号 平成28年度寒河江市一般会計補正予算(第2号)

〃 19 議案説明

〃 20 委員会付託

〃 21 質疑・討論・採決

〃 22 議員派遣の件

閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第 5 号に同じ

議事日程第 5 号 (その 2)

日程第 2 2 議案第 2 号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

〃 2 3 議案説明

〃 2 4 質疑・討論・採決

〃 2 5 議員派遣の件

閉 会

再 開 午前 9 時 5 5 分

○**國井輝明議長** おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで、本日の会議運営について、議会運営委員長報告を求めます。工藤議会運営委員長。

〔工藤吉雄議会運営委員長 登壇〕

○**工藤吉雄議会運営委員長** おはようございます。

本日の会議運営につきましては、去る 6 月 13 日、議会運営委員会を開催し協議いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

初めに、本日追加されます案件について申し上げます。

追加案件は、諸般の報告及び表彰状の伝達、一般会計補正予算（第 2 号）、議員派遣の件の 3 案件であります。

追加案件の取り扱いについては、初めに日程第 1 で第 92 回全国市議会議長会定期総会の報告

について及び日程第 2 で全国市議会議長会表彰状の伝達を行うこととしました。さらに、日程第 18 で議第 48 号平成 28 年度寒河江市一般会計補正予算（第 2 号）を上程し、日程第 19 で議案説明を行い、日程第 20 で委員会付託、日程第 21 で質疑・討論・採決を行います。次に、日程第 22 で議員派遣の件をお諮りすることとしました。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申しあげ、御報告といたします。

○**國井輝明議長** お諮りいたします。

本日の会議運営は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本日の会議運営は議会運営委員長報告のとおり決定いたしました。

本日の会議は、議事日程第 5 号によって進めてまいります。

**諸 般 の 報 告**

○**國井輝明議長** 日程第1、諸般の報告であります。

(1) 第92回全国市議会議長会定期総会の報告については、お手元に配付しておりますプリントによって御了承願います。

### 全国市議会議長会表彰状伝達

○**國井輝明議長** 日程第2、全国市議会議長会表彰状伝達であります。

伝達について、事務局長から申しあげます。

○**月光龍弘事務局長** それでは、私から申しあげます。

去る5月31日、第92回全国市議会議長会定期総会におきまして、本市議会から内藤 明議員が議員在職20年以上の特別表彰を、さらに柏倉信一議員が議員在職10年以上の表彰を受けられましたので、議長より表彰状の伝達を行います。

初めに、内藤 明議員、御登壇お願いいたします。

〔内藤 明議員 登壇〕

○**國井輝明議長** 表彰状。寒河江市、内藤 明殿。

あなたは市議会議員として20年の長きにわたって市政の発展に尽くされ、その功績は特に著しいものがありますので、第92回定期総会に当たり、本会表彰規程によって特別表彰をいたします。

平成28年5月31日。全国市議会議長会会長岡下勝彦。

おめでとうございます。(拍手)

〔表彰状伝達〕

○**月光龍弘事務局長** 次に、柏倉信一議員、御登壇お願いいたします。

〔柏倉信一議員 登壇〕

○**國井輝明議長** 表彰状。寒河江市、柏倉信一殿。

あなたは市議会議員として10年市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第92回定期総会に当たり、本会表彰規程に

より表彰いたします。

平成28年5月31日。全国市議会議長会会長岡下勝彦。

おめでとうございます。(拍手)

〔表彰状伝達〕

○**月光龍弘事務局長** 以上で、表彰状の伝達を終わります。

### 議案上程

○**國井輝明議長** 日程第3、議第43号平成28年度寒河江市一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

### 予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告

○**國井輝明議長** 日程第4、予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

予算特別委員長報告を求めます。石山予算特別委員長。

〔石山 忠予算特別委員長 登壇〕

○**石山 忠予算特別委員長** 予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本委員会に付託になりました案件は、議第43号平成28年度寒河江市一般会計補正予算(第1号)であります。

6月9日、委員15名全員出席のもと委員会を開会し、議第43号を議題とし、質疑の後、各分科会に分担付託し審査することにいたしました。

各分科会の審査の経過については、本日再開されました委員会で詳しく報告されておりますので省略させていただきますが、各分科会とも原案を了とすべきものと決した旨の報告がありました。

各分科会委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行い、討論を終結し、採決に入りました。

た。

採決の結果、議第43号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 質疑・討論・採決

○**國井輝明議長** 日程第5、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより議第43号平成28年度寒河江市一般会計補正予算(第1号)を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第43号は原案のとおり可決されました。

## 議案上程

○**國井輝明議長** 次に、日程第6、承認第1号専決処分の承認を求めることについて(寒河江市市税条例等の一部を改正する条例)から日程第12、請願第2号地方財政の充実・強化を求める請願までの7案件を一括議題といたします。

### 総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告

○**國井輝明議長** 日程第13、総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

委員長の報告を求めます。太田総務産業常任委員長。

[太田芳彦総務産業常任委員長 登壇]

○**太田芳彦総務産業常任委員長** 総務産業常任委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本委員会は、6月9日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、承認第1号から承認第3号まで及び議第45号から議第47号まで並びに請願第2号の7案件であります。

順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、承認第1号専決処分の承認を求めることについて(寒河江市市税条例等の一部を改正する条例)を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、承認第2号専決処分の承認を求めることについて(寒河江市都市計画税条例の一部を改正する条例)を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、承認第3号専決処分の承認を求めることについて(寒河江市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、第45号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「障害支援区分判定審査会委員と介護認定審査会委員の医師の日額報酬について、

4月に遡及して差額の400円部分を支給することだが、審査会員等のトータルの額はどの程度か」との問いがあり、当局より「さかのぼりの額は4月から6月までで、医師の委員が50人、延べ137人分で5万4,800円の見込みとなります。その4倍の約22万円がふえると見込まれます」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第46号寒河江市水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「事業の決定の認可申請の変更届をしたとのことであったが、この変更の根拠をもう少し具体的に教えてほしい」との問いがあり、当局より「給水人口については、本市の人口ビジョンの人口推計値をもとに算出しています。計画1日最大給水量と計画1人1日最大給水量については、これまでの実績をもとに算出されたものです」との答弁がありました。

委員より「村山広域水道からの受水量あるいは受水単価の変更についてどのように押さえているのか」との問いがあり、当局より「平成30年4月から新しい契約になりますので、新しい料金については値下げのお願いも含め県と協議中です」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第47号寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定の締結についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第2号地方財政の充実・強化を求める請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、審査に入りましたが、質疑・意見等

もなく、討論に入りました。

主な討論の内容を申し上げます。

委員より「地方交付税というこれまで地方の財源を支えてきた財源のあり方を変えていこうということについては、いろんな疑問を感じている。地方創生という言葉を先行させて同一規格のものにしないでほしいとか、トップランナー方式の中にあるように言うことを聞けば褒美をあげるというような形の地方財政の視点というのはどうなのか。地方自治体の首長はもとより、議会議員も含めて国民、市民のために国があるんだという基本的な立場に立てば、願意が妥当であると考え」という旨の賛成討論がありました。

委員より「トップランナー方式を理解してほしい。財政効率化を図りながら配分を計算する仕組みは当然だと考える。そのあたりを鑑みれば、この請願趣旨には反対である」という旨の反対討論がありました。

委員より「地方6団体で要望している中身であるということ、本市の県への重要事業の要望に含まれるものであることから、総合的には反対することには矛盾を感じる。トップランナー方式については、中央集権的な発想であり、官僚が考えたことだと思う。国民生活、地域経済を考えた市民の立場からすれば、この請願は当然と考える」という旨の賛成討論がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成少数をもって不採択とすべきものと決しました。

以上で、総務産業常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 質疑・討論・採決

○**國井輝明議長** 日程第14、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

内藤議員に確認いたします。第何号に対しての賛成ですか、反対ですか。（「請願第2号について、原案について賛成の討論です」の声あり）

ほかに。木村議員に確認いたします。何号に対して賛成ですか、反対ですか。（「反対です」の声あり）何号に対して。（「失礼しました。請願第2号に対してです」の声あり）

そのほか討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

初めに、反対討論について木村議員の発言を許します。木村議員。

〔木村寿太郎議員 登壇〕

○木村寿太郎議員 おはようございます。新政クラブの木村寿太郎でございます。

地方財政の充実・強化を求める請願に対する反対の立場で討論をいたします。

地方交付税の不交付団体がバブルピークの平成元年には193団体でありましたが、平成27年度には約3分の1に当たる60団体に減少し、政府は長引くデフレから早期脱却と経済再生を強力に推進し、財政健全化を目指しております。

現在、地方交付税は国の一般歳出の16%を占め、政策経費としては社会保障に次いで2番目に大きく、その比率も大きくなっていくのは当然想定できます。

そのような観点から、総務省は今年度から地方交付税算定方式を見直すこととし、自治体における財政効率化の取り組みを率先し、業務を加味している地方団体に配分額を計算する仕組みと方法をとっております。自治体の努力を促し、地方全体の歳出効果につなぐ狙いで、いわゆるトップランナー方式でございます。

請願趣旨には、このトップランナー方式の導入は地域住民のニーズや特色を発揮して運営す

ることを否定して、地方交付税の算定することを容認するものであり云々と言っておりますが、本市でも民間の知恵や企画力をかり、業績を上げている指定管理者や業務委託制度も否定する請願趣旨であると思っております。

インセンティブ改革も歳出効率化を目指すものであり、例えば現行ポイント制度の拡充により個人の健康努力を支援し、医療・介護の必要を抑制し、保険者機能を強化し、受診・投薬などを適正化するとか、ジェネリック医薬品の利用目標達成などを早期化し、健保や国保だけでなく後期高齢者の保険者である広域連合にも重症化予防に取り組む努力を促進するなどのインセンティブ改革の必要性は数え切れないほどあります。

請願趣旨にあるような地方交付税制度を利用した地方の画一化の政策誘導という言葉とは裏腹でございます。

昨年12月に行われた地方財政審議会の地方財政の健全化に資する取り組みの一部を参考にしてみると、これまでの地方自治体は行政サービスの多くを担い、地域や住民の期待に応えてきました。厳しい財政状況に直面する一方で、人口減少や超高齢化、公共施設や設備の老朽化など新たな課題が山積している中、地域や住民が必要とする行政サービスを的確に提示する体制の確保が不可欠であります。行政としては、対応しなければならぬ政策課題に重点的に対応するため、住民組織など地域を支えるさまざまな団体との連携や行政の簡素化、効率化を目的とした民間委託などの推進も求められております。

地方行政サービス改革の推進であります。質の高い行政サービスを引き続き効率的、効果的に提供するため、地方自治体においては定期的業務を中心とした事務事業の民間委託の推進、指定管理者制度等の活用、給料・旅費などに関する庶務業務の集約化、PPPあるいはPFI

の推進など積極的な業務改革の推進に努めることが必要であります。

こうした観点から、より積極的な業務改革の推進に努めるよう地方自治法に基づく技術的助言がなされたところであり、今後はその取り組み状況について毎年度フォローアップを行うことが大変大切でございます。

国は各地方自治体のこれらの取り組み状況について比較可能な形で公表し、見える化を実施すべきなのは当然だと思います。

公営企業の経営改革についてでございますが、公営企業は人口減少などによる料金収入の減少、保有資産の大量更新期の到来などにより、その経営環境は大変厳しさを増しております。不断の経営健全化の取り組みももちろん求められているわけでございます。

このため、事業の意義や採算性、地域の実情などを踏まえ、事業廃止、民営化、広域的な連携及び民間活用の抜本的な改革の検討が重要であります。

国はこれらの取り組みに係る優良事例の横展開や取り組み状況の調査、公表などを通じ、各公営企業の取り組みを後押ししていくことが大変重要でございます。

また、各公営企業が将来にわたって安定的に事業継続していくための中長期的な経営の基本計画である経営戦略について、早期の策定が望まれているわけでございます。国はこれを集中的に推進すべく、財政面、人材面、情報面などで積極的な支援に取り組むべきであると思っております。

地方財政審議会のこの意見こそが、トップランナー方式やインセンティブ改革の要点を捉えているものであります。

本市においても、このトップランナー方式で何点かは取り組みに着手済みでございます。また、実績も上げているわけでございます。

今述べましたような観点から、私の反対討論

といたします。

○**国井輝明議長** 次に、賛成討論について、内藤議員の発言を許します。

〔内藤 明議員 登壇〕

○**内藤 明議員** おはようございます。

私は、請願第2号地方財政の充実・強化を求める請願は願意妥当であると思ひますし、採択されることを心から願って、原案について賛成の討論を行いたいと思ひます。

この請願の審査結果についての総務産業常任委員長報告は、賛成少数により不採択とすべきものというものでありましたが、委員会における見解が大きく分かれたのは、請願事項の3、地方交付税における地方の特色を奪うトップランナー方式導入ではなく、人口・事業規模を考慮したきめ細かな算定方式を導入することという項目にあったようでありまして、御理解いただけなかったことは大変残念なことだと思っております。

そこで私は、地方交付税の算定に当たってはなぜトップランナー方式ではなく人口・事業規模を考慮したきめ細かな算定方式が必要かについて、絞って考え方を述べたいと思ひます。

御承知のように、トップランナー方式は経済財政諮問会議において歳出削減を進めた地方自治体の経費水準を地方交付税算定に反映させるもので、ことしから導入することになりました。対象とされたのは、総務省が地方行政サービス改革調査で民間委託状況などを把握している自治体業務のうち交付税算定の単位費用に計上している業務で、今年度はそのうち16業務について交付税の基準財政需要額の算定に反映させ、複数年かけて段階的に経費水準を見直すこととしております。

本来、基準財政需要額とは地方自治体が標準的な行政水準を保つための額を示すものであり、個別具体的な実態をもとに削減されるべきものではありません。

また、地方交付税は地方交付税法に基づいて特定国税収入の一定割合を地方公共団体の財源不足額に応じて配分されるものであり、国庫支出金と違い用途を特定されない一般財源であります。そして、普通交付税は自治体が合理的かつ妥当な行政を行うために必要な経費の基準財政需要額と税収見込み額から自治体独自の施策のための保留分を除く一定額である基準財政収入額を算定し、需要額が収入額を超過した場合、その差額に応じて交付されるものとされております。

そもそも地方交付税法第3条2項では、国は交付税の交付に当たっては、地方自治体の本旨を尊重し、条件をつけ、またはその用途を制限してはならないと規定をしております。ところが、このトップランナー方式の導入は客観中立であるべき交付税算定の基本原則にもとります。これは地方交付税制度を利用した国の地方自治体の政策誘導であり、地方交付税制度の根幹を揺るがしかねません。これを国の懐柔と言わずして何と言うのでありましょか。

こうしたことから、トップランナー方式導入については、地方6団体等からも異論が出されておりますが、私は当然のことであるというふうに思います。地域に必要とされる公共サービスを提供するための財政本来の役割を失わせてしまうからにはほかなりません。法の規制からすれば、いかなる政党が政権を担っても、こんな理不尽なやり方が許されてよいはずがありません。地方の特色を生かしてこそ地方創生であり、地方分権であると考えます。

以上が地方交付税算定におけるトップランナー方式導入について私の考え方ではありますが、同僚議員の皆さんの御理解をいただきまして、御賛同賜りますようお願い申し上げます。私の賛成討論とさせていただきます。

ありがとうございました。

○国井輝明議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

初めに、承認第3号、請願第2号を除く5案件を一括して採決いたします。

承認第1号専決処分の承認を求めることについて(寒河江市市税条例等の一部を改正する条例)、承認第2号専決処分の承認を求めることについて(寒河江市都市計画税条例の一部を改正する条例)、議第45号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について、議第46号寒河江市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、議第47号寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定の締結についての5案件に対する委員長報告はいずれも承認及び可決であります。

ただいまの5案件については委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、承認第1号、承認第2号、議第45号、議第46号、議第47号の5案件は原案のとおり承認及び可決されました。

次に、承認第3号専決処分の承認を求めることについて(寒河江市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)について、起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は承認であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成議員 起立]

起立多数であります。

よって、承認第3号は承認されました。

次に、請願第2号地方財政の充実・強化を求める請願について、起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は不採択でありますので、本案は原案について採決いたします。

本案は原案を採択とすることに賛成の議員の

起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

起立多数であります。

よって、請願第2号は採択とすることに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時32分

再 開 午前10時50分

○**國井輝明議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、議会運営委員長の報告を求めます。  
工藤議会運営委員長。

〔工藤吉雄議会運営委員長 登壇〕

○**工藤吉雄議会運営委員長** 追加議案について御報告申し上げます。

ただいま議会案第2号地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてが提出されました。このことにより、議事日程が一部変更になります。

日程第21の次に日程第22から日程第23までを追加するものであります。

追加議案の取り扱いについては、日程第22で議会案第2号地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを上程した後、日程第23で議案説明、日程第24で質疑・討論・採決と進めることとし、日程第25で議員派遣の件をお諮りすることとしました。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申しあげ、御報告いたします。

○**國井輝明議長** お諮りいたします。

本日の会議運営は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本日の会議運営は議会運営委員長報告のとおり決定いたしました。

## 議 案 上 程

○**國井輝明議長** 次に、日程第15、議第44号平成28年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を一括議題といたします。

### 厚生文教常任委員会の 審査の経過並びに結果報告

○**國井輝明議長** 日程第16、厚生文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

委員長の報告を求めます。遠藤厚生文教常任委員長。

〔遠藤智与子厚生文教常任委員長 登壇〕

○**遠藤智与子厚生文教常任委員長** 厚生文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、6月9日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第44号の1案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

議第44号平成28年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「国民健康保険運営の県単位化となれば、保険料率は県で一律で決めることになるのか」との問いがあり、当局より「県一本化した場合、県ではどれくらい国保事業の運営費として必要なのか算定し、それに必要な額について各市町村に国保事業費納付金として割り振る形になります。これを受けて、市では県から示された標準保険料率を参考に国保税の算定方式や保険料率を設定していきます」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、厚生文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

### 質疑・討論・採決

○**國井輝明議長** 日程第17、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第44号平成28年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第44号は原案のとおり可決されました。

### 議案上程

○**國井輝明議長** 次に、日程第18、議第48号平成28年度寒河江市一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。

### 議案説明

○**國井輝明議長** 日程第19、議案説明であります。市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○**佐藤洋樹市長** おはようございます。

それでは、議第48号平成28年度寒河江市一般会計補正予算(第2号)について御説明を申し上げます。

本日追加提案いたしました補正予算は、子育て定住住宅建築に対する補助金に係る住宅建築推進事業費など1,920万円を追加し、歳入については繰越金を同額追加し対応するものでございます。

その結果、予算総額を歳入歳出それぞれ174億1,750万2,000円とするものでございます。

詳細につきましては、関係課長から説明をいたさせますので、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申しあげる次第でございます。以上であります。

○**國井輝明議長** 宮川財政課長。

○**宮川 徹財政課長** 議第48号平成28年度寒河江市一般会計補正予算(第2号)の歳入につきまして、予算書により御説明申し上げます。

一般会計補正予算書5ページ、6ページの事項別明細書をごらん願いたいと思います。

このたびの追加補正でございますが、子育て定住住宅建築事業及びこの事業を効果的に推進するためのPR経費に充当するため、平成27年度から28年度に持ち越す剰余金を使うものでございます。1,920万円を追加補正し、繰越金総額で1億2,387万円とするものでございます。

よろしく願いいたします。

○**國井輝明議長** 森谷建設管理課長。

○**森谷孝義建設管理課長** 歳出予算につきまして御説明申し上げます。

7ページ、8ページをごらん願います。

最初に8款土木費5項住宅費の2目住環境整備費19節の住宅建築推進事業負担金補助及び交付金についてであります。子育て定住住宅建築事業補助金として1,800万円を追加しようとするものであります。

追加の理由であります。昨年10月に策定いたしましたさがえ未来創成戦略に基づき、本年

度は当初予算において子育て世代の経済的負担の軽減や定住人口の増加のさらなる促進を図るため、昨年度当初予算より1,000万円増の4,000万円としたところであります。

ことしは補助制度への需要動向を確認するため、4月から補助金利用の事前相談を行い、ニーズを把握しながら事業に着手してまいりましたが、国の社会資本整備総合交付金が財源に含まれることから国の交付決定を待つ必要がありました。

5月20日より本申請受け付けを行ったところ、初日に17件、2日目に14件と例年の2倍を越す申し込みがあり、さらに5月末時点で47件の申し込みを受け、申請補助額も2,950万円となったところです。

6月に入りましても、引き続き事前に把握していた件数を上回る県外からの定住世帯を含む申請があり、6月9日現在、申請総件数が55件、補助金総額が3,500万円となる見込みであり、当初予算4,000万円に対しまして残額が500万円となっている状況であります。

引き続き同補助金への問い合わせもあることなどから、今後も利用される方々への支援を切れ間なく実施していくため1,800万円を追加しようとするものであります。

また、2款総務費1項総務管理費の6目企画費については、まち・ひと・しごとの創生事業において子育て定住住宅建築事業を効果的に推進するため県内外のフリーペーパー等を活用し、事業のPRを実施するための経費であり、12節の役務費に120万円を追加補正するものであります。

以上、よろしく願いいたします。

## 委員会付託

○**國井輝明議長** 日程第20、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第48号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

## 質疑・討論・採決

○**國井輝明議長** 日程第21、これより質疑・討論・採決に入ります。

議第48号について質疑はありますか。太田議員。

○**太田芳彦議員** 何点かについてお尋ねしたいと思っております。

5月20日からの募集開始であったと聞いておりますが、あつという間に予算が底をつきそうだというこの説明がこの前ありましたけれども、当初から駆け込み需要なども考えて積算されたと思うのでありますけれども、これを上回る申し込みがあったということについてはどういうふうに捉えているのかお尋ねしたいと思っております。

そして、2点目は、第6次寒河江市振興計画では人口減少に対して力を入れております。そうした意味におきましても、市外からの転入者をふやすことも重要と考えますが、市外の方向へのPRはどのようになされたのかお尋ねしておきます。

そして、3つ目ですけれども、申し込み件数が55件というような今の話でしたけれども、市内・市外の割合がどうなっているのかお尋ねしたいと思います。よろしく願いいたします。

○**國井輝明議長** 森谷課長。

○**森谷孝義建設管理課長** 最初に、どういう理由

で増加したかという御質問ですが、昨年から、先ほども説明させていただきましたけれども、さがえ未来創成戦略に基づきましてPRを県内はもとより県外について効果的に行ったことによる目標を上回る増加になっているものというふうに感じております。

市外へのPRは……。ちょっと済みません。2問目はあちらでお願いします。

○**國井輝明議長** 伊藤さがえ未来創成課長。

○**伊藤耕平さがえ未来創成課長** お答えさせていただきます。

市外のPRにつきましても、まず県内外のフリーペーパーを使いましてPRを行ったところでございます。特に制度のPRだけでなく、寒河江市の子育て環境などについてもPRするような形でPRをさせていただいたところがございます。以上でございます。

○**國井輝明議長** 森谷課長。

○**森谷孝義建設管理課長** これまでの申し込みの市内・市外の割合でございますけれども、市内が38件、市外が17件というような割合でございます。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** ありがとうございます。

この補助金は、子育て支援や経済効果をもたらすということにとどまらず、やはり先ほどから申しあげているとおり人口減少に歯どめをかけるという意味では非常にいい行事であろうと思っております。

そんなわけでありますので、今後とも対応のほどよろしくお願い申しあげまして、質問を終わります。

○**國井輝明議長** ほかにございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより議第48号平成28年度寒河江市一般会計補正予算(第2号)を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第48号は原案のとおり可決されました。

## 議案上程

○**國井輝明議長** 次に、日程第22、議案第2号地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

## 議案説明

○**國井輝明議長** 日程第23、議案説明であります。お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第2号については、会議規則第37条第3項の規定により議案説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案説明を省略することに決しました。

## 質疑・討論・採決

○**國井輝明議長** 日程第24、これより質疑・討論・採決に入ります。

議案第2号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより議会案第2号地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

起立多数であります。

よって、議会案第2号は原案のとおり可決されました。

### 議員派遣の件

○**國井輝明議長** 次に、日程第25、議員派遣の件を議題といたします。

このことにつきましてはお手元に配付しております文書のとおり派遣したいと思います。

お諮りいたします。

議員派遣の件について、原案のとおり派遣することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件につきましては原案のとおり派遣することに決しました。

閉 会 午前11時09分

○**國井輝明議長** これにて平成28年第2回寒河江市議会定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

平成28年6月9日（木曜日）予算特別委員会

○出席委員（15名）

2番	古	沢	清	志	委員	3番	佐	藤	耕	治	委員
4番	渡	邊	賢	一	委員	5番	伊	藤	正	彦	委員
6番	遠	藤	智	与子	委員	7番	太	田	芳	彦	委員
8番	石	山		忠	委員	9番	阿	部		清	委員
10番	沖	津	一	博	委員	11番	辻		登	代子	委員
12番	工	藤	吉	雄	委員	13番	柏	倉	信	一	委員
14番	木	村	寿	太郎	委員	15番	内	藤		明	委員
16番	杉	沼	孝	司	委員						

○欠席委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	丹野敏晴	副市長
草苺和男	教育長	菅野英行	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局局長
田宮信明	政策企画課長	伊藤耕平	さがえ未来創成 課長
宮川徹	財政課長	辻洋一	商工振興課長
松田仁	さくらんぼ観光 課長	山田健二	学校教育課長

○事務局職員出席者

月光龍弘	事務局長	山田良一	局長補佐
渡邊拓也	総務係長	兼子拓也	総務係主事

予算特別委員会議事日程第1号 第2回定例会  
平成28年6月9日(木) 午前9時45分開議

開 会  
日程第 1 議第43号 平成28年度寒河江市一般会計補正予算(第1号)  
" 2 議案説明  
" 3 質疑  
" 4 分科会分担付託  
散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号と同じ

開 会 午前9時45分

- 石山 忠委員長 おはようございます。  
ただいまから、予算特別委員会を開会いたします。  
出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

### 議 案 上 程

- 石山 忠委員長 日程第1、議第43号平成28年度寒河江市一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

### 議 案 説 明

- 石山 忠委員長 日程第2、議案説明であります。  
お諮りいたします。  
議案説明は本会議において受けておりますので、この際省略することに御異議ございません

か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案説明は省略することに決しました。

### 質 疑

- 石山 忠委員長 日程第3、これより質疑に入りますが、各委員の所属する分科会の審査案件に関する質疑は極力控えるとともに、直接予算にかかわる部分に絞って質疑、答弁とも簡潔明瞭に行うようにお願いいたします。

初めに、議第43号第1表中、歳入全部について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第2款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第5款及び歳出第7款について質疑はありませんか。内藤委員。

- 内藤 明委員 5款の労働費関係について、労

働諸費関係についてお尋ねをしますが、女性が活躍する職場環境づくりを推進するというようなことでの事業だそうでありませうけれども、どういったところに力点を置いて、こうした委託料をもらうものになっていますが、この委託をする考えなのか。今、非正規の働く人々が非常にふえておいて、正規労働者との格差が広がっていると言われていたわけでありませうが、私はこうした時代にあって正規の女性職員をやっばり多くする、こうしたことに力点を置かなければならないのかなというふうを考えているわけでありませうが、そうしたところについての市長の御見解を伺いたいと思います。

○石山 忠委員長 商工振興課長。

○辻 洋一商工振興課長 お答えいたします。

雇用対策事業の具体的な内容でありますけれども、具体的な内容といたしましては、1つ目は、経営者向けのセミナーを開催することによりまして、経営者が女性活躍の取り組みを行うことで、女性の個性と能力が十分に発揮され、仕事と家庭の調和の推進が企業の発展につながることに於いての経営者の意識啓発を図るものであります。

2つ目は、女性管理職向けの講座を開設することによりまして、女性が仕事と家庭の調和を図り、働き続け、キャリアを継続するポイントを学習するものであります。

以上でありますけれども、女性が妊娠出産によりまして退職を余儀なくされることの防止にもつながるものと考えております。以上であります。

○石山 忠委員長 市長。

○佐藤洋樹市長 こういう事業を通じて、少しでも女性が活躍できるような職場環境づくりに資していくということで事業展開させていただきますが、内藤委員、御指摘のとおり正規の女性の職員が、社員がふえていくようなきっかけづくりにも資していければという狙いで展開をし

ていきたいといふふうに考えております。

○石山 忠委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第10款について質疑はございませうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第43号第2表について質疑はありませうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

### 分科会分担付託

○石山 忠委員長 日程第4、分科会分担付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております分科会分担付託案件表のとおりそれぞれの分科会に分担付託いたします。

分科会分担付託案件表

分 科 会	分担付託案件
総務産業分科会	議第43号第1表中歳入全部、歳出第2款、歳出第5款、歳出第7款、第2表
厚生文教分科会	議第43号第1表中歳出第10款

散 会 午前9時50分

○石山 忠委員長 本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。



平成28年6月15日（水曜日）予算特別委員会

○出席委員（15名）

2番	古	沢	清	志	委員	3番	佐	藤	耕	治	委員
4番	渡	邊	賢	一	委員	5番	伊	藤	正	彦	委員
6番	遠	藤	智	与子	委員	7番	太	田	芳	彦	委員
8番	石	山		忠	委員	9番	阿	部		清	委員
10番	沖	津	一	博	委員	11番	辻		登	代子	委員
12番	工	藤	吉	雄	委員	13番	柏	倉	信	一	委員
14番	木	村	寿	太郎	委員	15番	内	藤		明	委員
16番	杉	沼	孝	司	委員						

○欠席委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	丹野敏晴	副市長
草苺和男	教育長	菅野英行	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局局長
田宮信明	政策企画課長	伊藤耕平	さがえ未来創成 課長
宮川徹	財政課長	辻洋一	商工振興課長
松田仁	さくらんぼ観光 課長	山田健二	学校教育課長

○事務局職員出席者

月光龍弘	事務局長	山田良一	局長補佐
渡邊拓也	総務係長	兼子拓也	総務係主事

予算特別委員会議事日程第2号 第2回定例会  
平成28年6月15日(水) 午前9時30分開議

再開

- 日程第1 議第43号 平成28年度寒河江市一般会計補正予算(第1号)  
" 2 分科会審査の経過並びに結果報告  
(1) 総務産業分科会委員長報告  
(2) 厚生文教分科会委員長報告  
" 3 質疑・討論・採決  
閉会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

再開 午前9時30分

- 石山 忠委員長 おはようございます。  
ただいまから、予算特別委員会を再開いたします。  
出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

### 議案上程

- 石山 忠委員長 日程第1、議第43号平成28年度寒河江市一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

### 分科会審査の経過並びに結果報告

- 石山 忠委員長 日程第2、分科会審査の経過並びに結果報告であります。

### 総務産業分科会委員長報告

- 石山 忠委員長 初めに、総務産業分科会委員長の報告を求めます。太田総務産業分科会委員長。

[太田芳彦総務産業分科会委員長 登壇]

- 太田芳彦総務産業分科会委員長 おはようございます。

総務産業分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会は6月9日、委員全員出席し開会いたしました。

分担付託されました案件は、議第43号第1表中歳入全部、歳出第2款、歳出第5款及び歳出第7款並びに第2表であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第43号平成28年度寒河江市一般会計補正予算(第1号)第1表中歳入全部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了すべきものと決しました。

次に、議第43号平成28年度寒河江市一般会計補正予算（第1号）第1表中歳出第2款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「田代小学校のたしろ亭と合宿所との説明だが、実施設計ということか」の問いがあり、当局より「田代に関しては2つの柱があり、たしろ亭レストランの業務改善と合宿所の設計に向けた検討の費用に充てる予定です」との答弁がありました。

委員より、「たしろ亭について、今現在の成果はどんなものか」との問いがあり、当局より「昨年度につきましては、数回開催日を決めましてレストランを開催し、大変好評だったと伺っています」との答弁がありました。

委員より「合宿所の宿泊人数などの規模はどのくらいか」との問いがあり、当局より「マーケティングの観点と地元の実情とうまくすり合わせて、どのくらいの規模がいいのかを今回検討したいと思っております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とするものと決しました。

次に、議第43号平成28年度寒河江市一般会計補正予算（第1号）第1表中歳出第5款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「委託料の内訳等は」との問いがあり、当局より「経営者向けセミナーの委託料、消費税や交通費、宿泊費等合わせて79万3,000円を計上しました。また、女性管理職向け講座については2回開催、それぞれ2名で4名分の委託料と交通費、宿泊費と合わせて202万7,200円を計上しました」との答弁がありました。

委員より「この女性活躍政策の広報関係ですが、募集するときの手法、手段等は決まっているのか」との問いがあり、当局より「市報での広報やチラシ、ポスターを作成して広報しながら

ら進めていきたいと考えております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第43号平成28年度寒河江市一般会計補正予算（第1号）第1表中歳出第7款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第43号平成28年度寒河江市一般会計補正予算（第1号）第2表を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

以上で、総務産業分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 厚生文教分科会委員長報告

○石山 忠委員長 次に、厚生文教分科会委員長の報告を求めます。遠藤厚生文教分科会委員長。

〔遠藤智与子厚生文教分科会委員長 登壇〕

○遠藤智与子厚生文教分科会委員長 厚生文教分科会委員長報告をいたします。

厚生文教分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会は6月9日、委員全員出席し開会いたしました。

分担付託されました案件は、議第43号平成28年度寒河江市一般会計補正予算（第1号）第1表中歳出第10款であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

議第43号平成28年度寒河江市一般会計補正予算（第1号）第1表中歳出第10款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「陵南中学校の床の落ち込みに係る

復旧工事については、随契、入札のどちらか」との問いがあり、当局より「競争入札です」との答弁がありました。

委員より「床の落ち込みは1階の部分の1教室だけか」との問いがあり、当局より「普通教室が7つ、特別支援教室、理科室、生徒会室が1つずつの全部で10教室です」との答弁がありました。

委員より、「10教室とも床の落ち込みが見られたのは、壁際ではなく真ん中だけなのか」との問いがあり、当局より「教室の周りのところは基礎が安定地層までくいが入っているので沈下していません。中央部分の地盤が沈下し、空洞ができてしまったということです」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

以上で、厚生文教分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

### 質疑・討論・採決

○石山 忠委員長 日程第3、質疑・討論・採決であります。

初めに、総務産業分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、厚生文教分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより議第43号平成28年度寒河江市一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案に対する各分科会委員長の報告は、いず

れも原案を了とするものであります。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第43号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

閉 会 午前9時41分

○石山 忠委員長 以上をもって予算特別委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

以上会議の結果を記載し、相違ないことを証するために署名する。

予算特別委員会委員長 石 山 忠